官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（七六）　四
○社会保険労務士法の一部を改正する法律（七七）　六
○手話に関する施策の推進に関する法律（七八）　六
〔政　令〕
○デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（二二四）　六
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二二五）　六
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二二六）　六
〔府　令〕
○特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　六
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務六一）　九
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通七二）　二四
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同七三）　二六
○国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令（同七四）　二七
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同七五）　三
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（同七六）　三
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同七七）　三
○観光庁組織規則の一部を改正する省令（同七八）　三
〔法規的告示〕
○器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続（内閣府一〇二）　三
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（金融庁・財務一）　三
○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（総務二二一）　三
○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二二二）　三四
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同二二三）　三五
〔その他告示〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件の一部を改正する件（内閣府一〇三）　三五
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件（同一〇四）　三六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁六三）　三六
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度第四・四半期における予算使用の状況（内閣）　三六
令和六年度第四・四半期における国庫の状況（同）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（法律第七六号）（内閣官房）

1　違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止

(一)　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第九条の二第一項関係）

(1)　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

(2)　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

(二)　1において、(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(3)までに定めるところによることとした。（第九条の二第二項関係）

(1)　違法オンラインギャンブル等　ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

(2)　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト　ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

(3)　違法オンラインギャンブル等プログラム　プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

2　違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置の明記

ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記することとした。（第一四条関係）

3　附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇**社会保険労務士法の一部を改正する法律**（法律第七七号）（厚生労働省）

1　社会保険労務士の使命に関する規定の新設

社会保険労務士法の目的規定を改め、「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」旨の規定を設けることとした。（第一条関係）

2　労務監査に関する業務の明記

社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査すること」が含まれることを明記することとした。（第二条第一項第三号関係）

3　社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備

裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めることとした。（第二条の二関係）

4　名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記

社会保険労務士に類似する名称に「社労士」が、社会保険労務士法人に類似する名称に「社労士法人」が、社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを、それぞれ明記することとした。（第二六条関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**手話に関する施策の推進に関する法律**（法律第七八号）（内閣府本府）

1　総則

㈠　目的

この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念

手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととした。（第二条関係）

(1)　手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

(2)　手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

(3)　全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

㈢　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、㈡の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

㈣　障害者基本計画等との関係

政府が障害者基本法第一一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとすることとした。（第四条関係）

㈤　財政上の措置等

政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第五条関係）

2　基本的施策

㈠　手話を必要とするこどもの手話の習得の支援

(1)　国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第六条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び幼保連携型認定こども園をいう。㈡において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第六条第二項関係）

(3)　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第六条第三項関係）

㈡　学校における手話による教育等

(1)　国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第七条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体は、(1)の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第七条第二項関係）

(3)　国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとすることとした。（第七条第三項関係）

㈢　大学等における配慮

国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この㈢において同じ。）において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第八条関係）

㈣　職場における環境の整備

国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第九条関係）

(五)　地域における生活環境の整備等

(1)　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一〇条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

(六)　その他の手話の習得の支援

国及び地方公共団体は、㈠に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一一条関係）

(七)　手話文化の保存、継承及び発展

(1)　国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条第一項関係）

(2)　(1)の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとすることとした。（第一二条第二項関係）

(八)　国民の理解と関心の増進

(1)　国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一三条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一三条第二項関係）

(九)　手話の日

(1)　国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設けることとした。（第一四条第一項関係）

(2)　手話の日は、九月二三日とすることとした。（第一四条第二項関係）

(3)　国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすることとした。（第一四条第三項関係）

(一〇)　人材の確保等

国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一五条関係）

(二)　調査研究の推進等

(1)　国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一六条第一項関係）

(2)　国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一六条第二項関係）

(三)　国際交流の推進

国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一七条関係）

(三)　意見の反映

国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一八条関係）

3　施行期日等

(一)　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二四号）

一　デジタル庁組織令の一部改正関係

1　デジタル庁に総括審議官を設置することとした。（第二条関係）

2　デジタル庁に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第二条関係）

二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職について、デジタル庁に置かれる総括審議官の設置に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一〇号関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二五号）（内閣官房）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月一日とすることとした。

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二二六号）（内閣官房）

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

行政文書の開示及び保有個人情報の開示等に係る権限又は事務の委任を受けることができる職員に内閣サイバー官を追加等することとした。（第一条関係）

二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

在職中の求職の規制の適用除外に関し、国家行政組織法に規定する官房又は局等に準ずる国の部局又は機関として、国家サイバー統括室を追加することとした。（第二条関係）

三　サイバーセキュリティ基本法施行令の一部改正関係

サイバーセキュリティ推進専門家会議の委員の定数や議長の選任方法等を定めることとした。（第三条関係）

四　内閣官房組織令の一部改正関係

国家サイバー統括室を内閣官房に置くとともに、内閣サイバーセキュリティセンターを廃止するもの等とすることとした。（第四条関係）

五　内閣府本府組織令の一部改正関係

政策統括官の定数を一人増やすとともに、その職務に新たに重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく所定の事務を追加することとした。（第五条関係）

六　附則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するもの等とすることとした。

法　律

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十六号

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」の下に「及び第九条の二第二項第一号」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止）

第九条の二　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

二　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　違法オンラインギャンブル等　ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

二　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト　ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

三　違法オンラインギャンブル等プログラム　プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

第十四条中「広報活動等」の下に「（第九条の二第二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

社会保険労務士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十七号

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（社会保険労務士の使命）

第一条　社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

第二条第一項第三号中「こと」の下に「（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。）」を加える。

第二条の二中「訴訟代理人」を「代理人」に改める。

第二十五条の二十中「第一条の二」を「第一条、第一条の二」に改める。

第二十六条第一項中「これ」を「社労士その他の社会保険労務士」に改め、同条第二項中「これ」を「社労士法人その他の社会保険労務士法人」に改め、同条第三項中「これら」を「社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社労士会連合会」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条の二の改正規定は令和七年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

手話に関する施策の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第七十八号

手話に関する施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　基本的施策（第六条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二　手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三　全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者基本計画等との関係）

第四条　政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

（財政上の措置等）

第五条　政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本的施策

（手話を必要とするこどもの手話の習得の支援）

第六条　国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における手話による教育等）

第七条　国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用することもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（大学等における配慮）

第八条　国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。）において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（職場における環境の整備）

第九条　国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における生活環境の整備等）

第十条　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（その他の手話の習得の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（手話文化の保存、継承及び発展）

第十二条　国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2　前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十三条　国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（手話の日）

第十四条　国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2　手話の日は、九月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十五条　国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十六条　国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第十七条　国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第十八条　国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

政　令

デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十四号

デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（デジタル庁組織令の一部改正）

第一条　デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「総括審議官及び審議官」に改め、同条第一項中「に、」の下に「総括審議官及び」を加え、同条第三項中「審議官の定数は、」を「総括審議官の定数は一人と、審議官の定数は」に「、六人」を「五人」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　総括審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務の総括に係るものを助ける。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「審議官」を「総括審議官及び審議官」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十五号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二十六号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十七条、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長」を削り、「内閣情報官」の下に「、内閣サイバー官」を加える。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣官房の項中「内閣情報調査室」を「内閣情報調査室　国家サイバー統括室」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法施行令の一部改正）

第三条　サイバーセキュリティ基本法施行令（平成二十六年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条の見出しを「（専門家会議の委員の任期等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の本部員」を「専門家会議の委員」に改め、同項ただし書中「本部員」を「委員」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の本部員」を「専門家会議の委員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の本部員」を「専門家会議の委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（専門家会議の組織）

第一条　サイバーセキュリティ推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）は、委員二十人以内をもって組織する。

第三条を次のように改める。

（専門家会議の議長）

第三条　専門家会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2　議長は、会務を総理し、専門家会議を代表する。

3　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第五条（見出しを含む。）中「法第三十一条第一項第二号」を「サイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項第三号」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（サイバーセキュリティ戦略本部の運営）」に改め、同条中「本部の」を「サイバーセキュリティ戦略本部の」に、「本部長」を「サイバーセキュリティ戦略本部長」に、「本部に」を「サイバーセキュリティ戦略本部に」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（専門家会議の議事）

第四条　専門家会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　専門家会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（内閣官房組織令の一部改正）

第四条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三室及び内閣サイバーセキュリティセンター」を「四室」に、「内閣情報調査室　国家サイバー統括室」に改める。

第四条の二の見出しを「（国家サイバー統括室）」に改め、同条第一項中「内閣サイバーセキュリティセンター」を「国家サイバー統括室」に改め、同項第五号中「行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する」を「前条第一項第二号イからニまでに掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

六　サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務

七　サイバーセキュリティ基本法第三十五条の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ戦略本部に関する事務

第四条の二第二項を次のように改める。

2　内閣サイバー官は、国家サイバー統括室の事務を掌理する。

第四条の二第三項を削る。

第七条第一項中「内閣サイバーセキュリティセンター（」を「国家サイバー統括室（」に改め、「（内閣サイバーセキュリティセンターにおいてつかさどるものを除く。以下同じ。）」を削る。

第八条第三項中「百十二人」を「百十一人」に改める。

附則第四項中「百十二人」を「百十一人」に、「百十一人」を「百十人」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第五条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九人」を「十人」に、「一人は」を「二人は」に改める。

第三条第一号に次のように加える。

ヨ　重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第三号㉛において同じ。）に対する特定不正行為（同条第四項に規定するものをいう。同号㉛において同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中㊴を㊵とし、㉛から㊳までを㉜から㊴までとし、㉚の次に次のように加える。

㉛　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

（サイバーセキュリティ基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日の前日においてサイバーセキュリティ戦略本部員（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十二条の規定による改正前のサイバーセキュリティ基本法第三十条第二項第八号に掲げる者に限る。）である者の任期は、第三条の規定による改正前のサイバーセキュリティ基本法施行令第一条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

府　令

○内閣府令第六十二号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二条第二項及び第二百六十四条第一項並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第一条　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十　略］ 十一　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 十二　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 十三　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第二十二条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 十四　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。 十五　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。 （金融商品に関する注記） **第八条の二**　金融商品に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。 一　［略］ 二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項 （賃貸等不動産に関する注記） **第八条の三**　賃貸等不動産に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げる事項を注記すれば足りる。 ［一・二　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （金融商品に関する注記） **第八条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　金融商品の時価に関する事項 （賃貸等不動産に関する注記） **第八条の三**　賃貸等不動産に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。 ［一・二　同上］

（資産の内容）

第十七条　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［略］

二　次に掲げる資産　有形固定資産

［イ～チ　略］

リ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　［略］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ～チ　略］

リ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　［略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ニ　略］

ホ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ヘ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

ト　使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　［略］

五　［略］

（リースに関する注記）

第二十二条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない受託信託会社等以外の受託信託会社等は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

（資産の内容）

第十七条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ～カ　［同上］

二　［同上］

［イ～チ　同上］

［号の細分を加える。］

リ　［同上］

三　［同上］

［イ～チ　同上］

［号の細分を加える。］

リ　［同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ホ・ヘ　［同上］

五　［同上］

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第二十二条　リースにより使用する固定資産に関する事項であって、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である受託信託会社等が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項は、注記しなければならない。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該計算期間の末日における信託価額相当額

2　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である受託信託会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該計算期間の末日における取得原価相当額

二　当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額

三　当該計算期間の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（負債の内容）

第二十六条　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～ホ　略

ヘ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ト・チ　［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ハ　略

ニ　リース負債のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

ホ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ヘ　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第二条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十一　略］ 十二　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 十三　［略］ 十四　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 十五　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第五十五条の八の二において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 十六　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。 十七　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 十三　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

改正後	改正前
（負債の内容） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ［号の細分を加える。］ ヘ・ト　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ［号の細分を加える。］ ニ　資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの ホ　［同上］	（負債の内容） **第二十六条**　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる負債　流動負債 イ～ホ　略 ヘ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの ト・チ　［略］ 二　次に掲げる負債　固定負債 イ～ハ　略 ニ　リース負債のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの ホ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの ヘ　［略］

（資産の部の区分）

第十二条　［略］

２　［略］

３　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～ヌ　略］

二　次に掲げる資産　有形固定資産

［イ～ヘ　略］

ト　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びチに掲げるものである場合に限る。）

チ　［略］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ　略］

ロ　使用権資産（リースの対象となる資産がイ及びハに掲げるものである場合に限る。）

ハ　［略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

ヘ　使用権資産（リースの対象となる資産がト及びチに掲げるものである場合に限る。）

ト・チ　［略］

五　［略］

（負債の部の区分）

第十九条　［略］

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ホ　略］

ヘ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ト・チ　［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ハ　略］

ニ　リース負債のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

（資産の部の区分）

第十二条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ～チ　［同上］

二　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

ト　［同上］

三　［同上］

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ　［同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ・ホ　［同上］

五　［同上］

（負債の部の区分）

第十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［号の細分を加える。］

ヘ・ト　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

ホ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ヘ　［略］

（注記表の区分）

第五十五条の三　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～九　略］

十　リースに関する注記

十一～十六　［略］

（リースに関する注記）

第五十五条の八の二　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない投資信託委託会社以外の投資信託委託会社は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

2　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資信託委託会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該計算期間の末日における取得原価相当額

二　当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額

三　当該計算期間の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第五十五条の八の三　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項

（賃貸等不動産に関する注記）

第五十五条の八の四　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ニ　資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

ホ　［同上］

（注記表の区分）

第五十五条の三　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］

十～十五　［同上］

［条を加える。］

（金融商品に関する注記）

第五十五条の八の二　［同上］

一　［同上］

二　金融商品の時価に関する事項

（賃貸等不動産に関する注記）

第五十五条の八の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

［一・二　同上］

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第三条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　［同上］
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。	十六　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。
十七　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。	［号を加える。］
十八　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第五十七条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。	［号を加える。］
十九　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。	［号を加える。］
二十　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。	［号を加える。］
（資産の内容）	（資産の内容）
第二十七条　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	**第二十七条**　［同上］
一　次に掲げる資産　流動資産	一　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの	［号の細分を加える。］
ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの	［号の細分を加える。］
［ヘ～タ　略］	［ニ～カ　同上］
二　次に掲げる資産（イからトまで及びリに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）　有形固定資産	二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）　有形固定資産
［イ～チ　略］	［イ～チ　同上］
リ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）	［号の細分を加える。］
ヌ　［略］	リ　［同上］

三　次に掲げる資産　無形固定資産
［イ～チ　略］
リ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）
ヌ　［略］
四　次に掲げる資産　投資その他の資産
［イ～ニ　略］
ホ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの
ヘ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの
ト　使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるものである場合に限る。）
チ・リ　［略］
五　［略］
2　（負債の内容）

第二十九条　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債
［イ～リ　略］
ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの
ル・ヲ　［略］
二　次に掲げる負債　固定負債
［イ～ニ　略］
ホ　リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの
ヘ　資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ト　［略］

（注記表の区分）

第四十九条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十一　略］
十二　リースに関する注記
［十三～十九　略］

（リースに関する注記）

第五十七条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない特定目的会社以外の特定目的会社は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項
イ　会計方針に関する情報
ロ　リース特有の取引に関する情報
ハ　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項
イ　リース特有の取引に関する情報
ロ　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

三　［同上］
［イ～チ　同上］
［号の細分を加える。］
リ　［同上］
四　［同上］
［イ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ホ・ヘ　［同上］
五　［同上］
2　（負債の内容）

第二十九条　［同上］

一　［同上］
［イ～リ　同上］
［号の細分を加える。］
ヌ・ル　［同上］
二　［同上］
［イ～ニ　同上］
［号の細分を加える。］
ホ　資産除去債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの
ヘ　［同上］

（注記表の区分）

第四十九条　［同上］

［一～十一　同上］
十二　リースにより使用する固定資産に関する注記
［十三～十九　同上］

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第五十七条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である特定目的会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額

２　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である特定目的会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額

二　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

３　前二項に掲げる事項については、特定資産の部に表示されたものとその他の資産の部に表示されたものとを区分して表示しなければならない。

（金融商品に関する注記）

第五十七条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項

（賃貸等不動産に関する注記）

第五十七条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第四条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十六　略］ 二十七　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 ［二十八～三十一　略］ 三十二　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 三十三　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第六十六条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 三十四　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。 三十五　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。	（定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～二十六　同上］ 二十七　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 ［二十八～三十一　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

（資産の部の区分）

第三十七条　［略］

２　［略］

３　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～ヌ　略］

二　次に掲げる資産（イからホまで及びトに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）　有形固定資産

［イ～ヘ　略］

ト　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びチに掲げるものである場合に限る。）

チ　［略］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ・ロ　略］

ハ　使用権資産（リースの対象となる資産がイ及びニに掲げるものである場合に限る。）

ニ　［略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ニ　略］

ホ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ヘ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

ト　使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　［略］

五　［略］

４　［略］

（負債の部の区分）

第三十八条　［略］

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ヘ　略］

ト　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

チ・リ　［略］

（資産の部の区分）

第三十七条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ～チ　［同上］

二　次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）　有形固定資産

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

ト　［同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ホ・ヘ　［同上］

［号の細分を加える。］

五　［同上］

４　［同上］

（負債の部の区分）

第三十八条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

ト・チ　［同上］

二　次に掲げる負債　固定負債
［イ～ホ　略］
ヘ　リース負債のうち、前号トに掲げるもの以外のもの
ト　資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
［略］
（注記表の区分）
第五十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
［一～十一　略］
十二　リースに関する注記
［十三～二十　略］
（リースに関する注記）
第六十六条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない投資法人以外の投資法人は、これらの事項の注記を要しない。
一　借手である場合　次に掲げる事項
イ　会計方針に関する情報
ロ　リース特有の取引に関する情報
ハ　当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報
二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合　次に掲げる事項
イ　リース特有の取引に関する情報
ロ　当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報
2　前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資法人が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。
一　当該営業期間の末日における取得原価相当額
二　当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額
三　当該営業期間の末日における未経過リース料相当額
四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項
（金融商品に関する注記）
第六十六条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。
一　［略］
二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項
（賃貸等不動産に関する注記）
第六十六条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。
［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　［同上］
［イ～ホ　同上］
［号の細分を加える。］
ヘ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの
ト　［同上］
（注記表の区分）
第五十八条　［同上］
［一～十一　同上］
十二　リースにより使用する固定資産に関する注記
［十三～二十　同上］
（リースにより使用する固定資産に関する注記）
第六十六条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である投資法人が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
一　当該営業期間の末日における取得原価相当額
二　当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額
三　当該営業期間の末日における未経過リース料相当額
四　前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
（金融商品に関する注記）
第六十六条の二　［同上］
一　［同上］
二　金融商品の時価に関する事項
（賃貸等不動産に関する注記）
第六十六条の三　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［一・二　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新特定目的信託財産計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する計算期間に係るものについては、新特定目的信託財産計算規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新特定目的信託財産計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新特定目的信託財産計算規則第七条の二第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新特定目的信託財産計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の計算期間（次号において「適用初期間」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初期間の前計算期間の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初期間の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する計算期間に係るものについては、新投資信託財産計算規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新投資信託財産計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新投資信託財産計算規則第五十五条の五の二第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新投資信託財産計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の計算期間（次号において「適用初期間」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初期間の前計算期間の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初期間の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（以下この条において「新特定目的会社計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新特定目的会社計算規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新特定目的会社計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新特定目的会社計算規則第五十二条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新特定目的会社計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の事業年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則（以下この条において「新投資法人計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する営業期間に係るものについては、新投資法人計算規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新投資法人計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新投資法人計算規則第六十一条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新投資法人計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の営業期間（次号において「適用初期間」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初期間の前営業期間の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初期間の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

省令

○総務省令第六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一～四　略］ 五　電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 ［(1)～(17)　略］ (18)‖(19)‖(20)　設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準 ［略］ ［六～十二　略］	（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［(1)～(17)　同上］ ［新設］ (18)‖(19)　［同上］ ［六～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後			
（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体（側頭部及び四肢を除く。）における比吸収率（電磁界にさ	毎キログラム当たり二ワット以下

改正前			
（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　［同上］ 一　［同上］			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体（側頭部及び四肢を除く。）における比吸収率（電磁界にさ	毎キログラム当たり二ワット以下

動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	らされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎キログラム当たり四ワット以下
［⑵・⑶　略］		人体四肢（両手を除く。）における比吸収率	

［二・三　略］

［2～5　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～27　略］

28　航空機地球局のインマルサットBGAN型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置、インマルサットGSPS型の受信装置及びインマルサットIoT型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

［29～35　略］

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　［略］

［2～5　略］

6　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットIoT型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

イ　変調方式は、二相位相変調又は四相位相変調であること。

ロ　送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒三、七五〇ビット、毎秒七、五〇〇ビット、毎秒一五、〇〇〇ビット又は毎秒三〇、〇〇〇ビット

動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［同上］	らされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎キログラム当たり四ワット以下
［⑵・⑶　同上］		人体四肢（両手を除く。）における比吸収率	

［二・三　同上］

［2～5　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～27　同上］

28　航空機地球局のインマルサットBGAN型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

［29～35　同上］

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　［同上］

［2～5　同上］

［新設］

二　受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が（－）四〇デシベル以上であること。

三　空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波が、右旋円偏波又は直線偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表略］

注

［１～31　略］

32　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次のとおりとする。

［(1)～(4)　略］

(5)　インマルサットＩｏＴ型の無線設備　0.1（10^{-6}）

［33～58　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第４　略］

第５　インマルサット船舶地球局、航空機地球局（インマルサットＢＧＡＮ型の無線設備に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおり指定する。この指定をする場合には，電波の型式に冠して表示する。

［１～５　略］

６　インマルサットＩｏＴ型の無線設備

(1)　変調信号の送信速度が毎秒3,750ビット又は7,500ビットのもの　36kHz

(2)　変調信号の送信速度が毎秒15,000ビット又は30,000ビットのもの　68kHz

［第６～第81　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～36　略］

37　航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インマルサットＢＧＡＮ型に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(5)　略］

(6)　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＩｏＴ型の送信設備

ア　不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が（－）66dBW以下

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表同左］

注

［１～31　同左］

32　［同左］

［(1)～(4)　同左］

［新設］

［33～58　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第４　同左］

第５　［同左］

［１～５　同左］

［新設］

［第６～第81　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～36　同左］

37　［同左］

［(1)～(5)　同左］

［新設］

1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）61dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）70dBW以下
1,605MHzを超え1,612.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －70＋23／15（ｆ－1605）dBW
1,612.5MHzを超え1,616.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －55＋５／４（ｆ－1612.5）dBW
1,616.5MHzを超え1,621.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －50＋４／５（ｆ－1616.5）dBW
1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,624.5MHzを超え1,625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －60＋５（ｆ－1624.5）dBW
1,625MHzを超え1,625.125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －57.5＋12／５（ｆ－1625）dBW
1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －57.2＋32／３（ｆ－1625.125）dBW
1,625.8MHzを超え1,626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －50＋15（ｆ－1625.8）dBW
1,626MHzを超え1,626.2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －47＋35（ｆ－1626）dBW
1,626.2MHz超え1,626.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）40dBW以下

1,626.5MHzを超え1,662.5MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 ⑴　Δｆが０kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －３／５ΔfdBW ⑵　Δｆが25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －15－７／20（Δｆ－25）dBW ⑶　Δｆが125kHzを超え425kHz以下の場合は、（－）50dBW以下 ⑷　Δｆが425kHzを超え1,500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －50－３／215（Δｆ－425）dBW ⑸　Δｆが1,500kHzを超え36,000kHz以下の場合は、（－）65dBW以下
1,662.5MHzを超え1,665.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,665.5MHzを超え1,670.5MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,670.5MHzを超え1,680.5MHz以下	任意の300kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,680.5MHzを超え1,690.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,690.5MHzを超え2,250MHz以下	任意の３MHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
2,250MHzを超え12.75GHz以下	任意の３MHz幅における尖頭電力が（－）60dBW以下

注１　ｆは、MHzを単位とする周波数とする。

注２　Δｆは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ　高調波発射の強度の許容値は、任意の３MHz幅の等価等方輻射電力が（－）38dBW以下である値とする。

［38～72　略］

［38～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　［略］ ２　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第三款　（略） 第四款　不動産・建設経済局（第四十二条―第四十三条の三） 第五款～第十七款　（略） 第二節～第四節　（略） 第二章・第三章　（略） 附則	目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第三款　（略） 第四款　不動産・建設産業局（第四十二条―第四十三条の四） 第五款～第十七款　（略） 第二節～第四節　（略） 第二章・第三章　（略） 附則
（土地経済企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官） **第四十二条の五**　土地経済課に、土地経済企画調整官一人及び鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。 ２　土地経済企画調整官は、命を受けて、土地経済課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３～６　（略） （水利調整室並びに水政企画官、法務企画調整官及び河川利用企画調整官） **第五十八条**　水政課に、水利調整室並びに水政企画官、法務企画調整官及び河川利用企画調整官それぞれ一人を置く。 ２～４　（略） ５　法務企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） ６　（略）	（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官） **第四十二条の五**　地価調査課に、地価調査企画調整官一人及び鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。 ２　地価調査企画調整官は、命を受けて、地価調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３～６　（略） （水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官） **第五十八条**　水政課に、水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官それぞれ一人を置く。 ２～４　（略） ５　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） ６　（略）

（脱炭素化・資源利用推進室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、脱炭素化・資源利用推進室並びに上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　脱炭素化・資源利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　発生汚泥等（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条の二第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する発生汚泥等をいう。）の再生利用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

3　脱炭素化・資源利用推進室に、室長を置く。

4～6　（略）

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四　（略）

2・3　（略）

4　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二・三　（略）

（住環境整備室及び公共住宅活用推進官）

第七十六条　住宅総合整備課に、住環境整備室及び公共住宅活用推進官一人を置く。

2・3　（略）

4　公共住宅活用推進官は、命を受けて、公共住宅の整備及び活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官）

第六十一条の二　上下水道企画課に、上下水道政策企画官、上下水道事業調整官及び上下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

（新設）

2～4　（略）

（事業マネジメント推進室及び流域計画調整官）

第六十一条の四　（略）

2・3　（略）

4　流域計画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。

二・三　（略）

（住環境整備室及び公共住宅事業調整官）

第七十六条　住宅総合整備課に、住環境整備室及び公共住宅事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　公共住宅事業調整官は、命を受けて、公共住宅の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

（市街地住宅整備室）

第七十九条　市街地建築課に、市街地住宅整備室を置く。

2・3　（略）

（削る）

（駅機能高度化推進官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進官一人を置く。

2　駅機能高度化推進官は、命を受けて、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務（自動車事故対策事業企画調整官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～11　（略）

12　自動車事故対策事業企画調整官は、次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一～三　（略）

13・14　（略）

（市街地住宅整備室及び景観建築企画官）

第七十九条　市街地建築課に、市街地住宅整備室及び景観建築企画官一人を置く。

2・3　（略）

4　景観建築企画官は、命を受けて、建築基準法第三章に規定する都市計画区域等における建築物の敷地、構造及び建築設備に関する基準並びにその特例措置並びに建築協定に関する事務で市街地における良好な景観の形成に資する建築（工作物の設置を含む。）に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関するものをつかさどる。

（駅機能高度化推進企画官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進企画官一人を置く。

2　駅機能高度化推進企画官は、命を受けて、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務（自動車事故対策事業企画官及び訟務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～11　（略）

12　自動車事故対策事業企画官は、次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～三　（略）

13・14　（略）

（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十条　（略）

2　地域交通室は、旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課及び地域交通対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

3～5　（略）

6　地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　自家用自動車の使用に関すること（総合政策局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　（略）

2～9　（略）

10　外国船舶監督業務調整室は、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11～18　（略）

（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十条　（略）

2　地域交通室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（総務課及び地域交通対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　自家用有償旅客運送に関すること。

3～5　（略）

6　地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　自家用自動車の使用に関すること（貨物流通事業課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　（略）

2～9　（略）

10　外国船舶監督業務調整室は、船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11～18　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百三十人以内を置く。

2　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十七人以内を置く。

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　公布の日

二　第九十五条の改正規定　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中国土交通省組織規則第九十五条の改正規定を削る。

○国土交通省令第七十三号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（企画部に置く課等） **第十四条**　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。 企画課 研究評価・推進課 施設課 国際研究推進室 （研究評価・推進課の所掌事務） **第十六条**　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　研究評価に関すること。 二～五　（略）	（企画部に置く課等） **第十四条**　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官、評価研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。 企画課 研究評価・推進課 施設課 国際研究推進室 （研究評価・推進課の所掌事務） **第十六条**　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　研究評価に関すること（評価研究官の所掌に属するものを除く。）。 二～五　（略）

改正後	改正前
（評価研究官の職務） **第十八条**　評価研究官は、命を受けて、国土技術政策総合研究所の行う研究評価に係る調査及び研究並びに研究評価の研究計画への反映に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	**第十八条**　削除

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十九条第二項の規定に基づき、国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令

国土交通大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任教官及び教官） **第四条**　国土交通大学校に、主任教官三人以内及び教官十七人以内を置く。 ２・３　（略）	（主任教官及び教官） **第四条**　国土交通大学校に、主任教官三人以内及び教官十八人以内を置く。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十五号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千百八人以内を置く。 ２　（略）	（建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千百七人以内を置く。 ２　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十六号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項及び第三十七条第三項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十六条第二項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～十九　（略） 二十　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 二十一～四十三　（略） ２　（略） （所掌事務） **第百二十二条**　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～四十　（略） 四十一　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 四十二　（略）	（所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～十九　（略） 二十　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 二十一～四十三　（略） ２　（略） （所掌事務） **第百二十二条**　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～四十　（略） 四十一　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。 四十二　（略）

別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第一項関係）

事務	運輸支局	区域
（略）	（略）	（略）
二　第百二十五条第二項第三十三号及び第三十八号から第四十号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに限り、第三十八号から第四十号までにあっては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十九号までに掲げる事務	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五　第百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号、第百二十七条第二項第七号及び第二十号並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第一項関係）

事務	運輸支局	区域
（略）	（略）	（略）
二　第百二十五条第二項第三十三号及び第三十八号から第四十号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに限り、第三十八号から第四十号までにあっては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五　第百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号、第百二十七条第二項第七号及び第十九号並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第二項関係）

事務	運輸支局	区域
一　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第四十号にあっては監査に関するものに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務であって、法令に基づき運輸支局長の権限に属させられたもの（当該法令に基づく申請、届出その他の行為に係る書類の接受を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するもの	（略）	（略）

別表第二（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第二項関係）

事務	運輸支局	区域
一　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第四十号にあっては監査に関するものに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務であって、法令に基づき運輸支局長の権限に属させられたもの（当該法令に基づく申請、届出その他の行為に係る書類の接受を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するもの	（略）	（略）

に、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
六　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

に、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
六　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中地方運輸局組織規則第八十五条、第百二十二条、別表第一及び別表第二の改正規定を削る。

○国土交通省令第七十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌事務） **第八十一条**　（略） 2　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所及び山口宇部空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。 一・二　（略） 3～5　（略）	（所掌事務） **第八十一条**　（略） 2　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。 一・二　（略） 3～5　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　国土交通大臣　中野　洋昌

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調整室並びに企画官、企画調整官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官） **第一条**　総務課に、調整室並びに企画官、企画調整官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官それぞれ一人を置く。	（調整室並びに企画官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官） **第一条**　総務課に、調整室並びに企画官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官それぞれ一人を置く。
2～4　（略） 5　企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 6・7　（略）	2～4　（略） （新設） 5・6　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百二号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条に規定された材質の原材料であって、これらに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）に関する安全性審査の手続を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年六月二十五日　内閣総理大臣　石破　茂

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続

（適用）

第一条　食品、添加物等の規格基準第３　器具及び容器包装のＡ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の９に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによる。

（安全性審査）

第二条　内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の開発者、その代理人その他の適切な資料を提出することができる者からあったときは、当該含有量等に係る安全性の審査を行う。

２　前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

３　第一項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に、申請しようとする物質の名称、含有量等その他の食品安全委員会の意見を聴くために必要な事項を記載した資料を添付して申請しなければならない。

４　第一項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

（再評価）

第三条　内閣総理大臣は、前条第四項の規定に基づき安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行う。

２　前項の再評価の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

別記様式

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続」に基づく申請書

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続」（令和７年内閣府告示第102号）に基づき、別添の器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査を行うよう申請します。

（注）
1．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2．字は墨、インク等を用い、邦文にあっては楷書ではっきり書くこと。

○金融庁財務省告示第１号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和五年金融庁財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年六月二十五日

金融庁長官　井藤　英樹
財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）	（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）
第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次条において「令」という。）第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。	**第一条**　［同上］
一　アイルランド	［号を加える。］
二～五　［略］	一～四　［同上］
六　イタリア	［号を加える。］
七・八　［略］	五・六　［同上］
九　ウズベキスタン	［号を加える。］
十　［略］	七　［同上］
十一　英領バージン諸島	［号を加える。］
十二　［略］	八　［同上］
十三　オーストリア	［号を加える。］
十四　オランダ	九　［同上］
十五　［略］	［号を加える。］
十六　キプロス	［号を加える。］
十七　ギリシャ	十・十一　［同上］
十八　クロアチア	［号を加える。］
十九・二十　［略］	十二・十三　［同上］
二十一　ジャージー	［号を加える。］
二十二・二十三　［略］	［号を加える。］
二十四　スウェーデン	［号を加える。］
二十五　スペイン	［号を加える。］
二十六　スロバキア	［号を加える。］
二十七　スロベニア	十四・十五　［同上］
二十八・二十九　［略］	［号を加える。］
三十　チェコ	［号を加える。］
三十一　デンマーク	十六　［同上］
三十二　［略］	［号を加える。］
三十三　トルコ	十七～二十　［同上］
三十四～三十七　［略］	［号を加える。］
三十八　ハンガリー	二十一　［同上］
三十九　［略］	［号を加える。］
四十　フィンランド	［号を加える。］
四十一　フランス	［号を加える。］
四十二　ブルガリア	二十二　［同上］
四十三　［略］	［号を加える。］
四十四　ベルギー	［号を加える。］
四十五　ポーランド	二十三・二十四　［同上］
四十六・四十七　［略］	［号を加える。］
四十八　マルタ	二十五　［同上］
四十九　［略］	［号を加える。］
五十　マン島	二十六　［同上］
五十一　南アフリカ共和国	［号を加える。］
五十二　［略］	二十七　［同上］
五十三　ラトビア	［号を加える。］
五十四　リトアニア	二十八　［同上］
五十五　［略］	［号を加える。］
五十六　ルーマニア	
五十七　［略］	

（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条　令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

一　アイルランド
二　アメリカ合衆国
三　アラブ首長国連邦
四　アルバニア
五　イスラエル
六　イタリア
七　インド
八　インドネシア
九　ウズベキスタン
十　英国
十一　英領バージン諸島
十二　エストニア
十三　オーストリア
十四　オランダ
十五　カナダ
十六　キプロス
十七　ギリシャ
十八　クロアチア
十九　ケイマン諸島
二十　ジブラルタル
二十一　ジャージー
二十二　シンガポール
二十三　スイス
二十四　スウェーデン
二十五　スペイン
二十六　スロバキア

○総務省告示第二百二十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。 ［1～5　略］	一　［同上］ ［1～5　同上］

（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条　令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、前条各号に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

一［号を加える。］
二［号を加える。］
三［号を加える。］
四［号を加える。］
五［号を加える。］
六［号を加える。］
七［号を加える。］
八［号を加える。］
九［号を加える。］
十［号を加える。］
十一［号を加える。］
十二［号を加える。］
十三［号を加える。］
十四［号を加える。］
十五［号を加える。］
十六［号を加える。］
十七［号を加える。］
十八［号を加える。］
十九［号を加える。］
二十［号を加える。］
二十一［号を加える。］
二十二［号を加える。］
二十三［号を加える。］
二十四［号を加える。］
二十五［号を加える。］
二十六［号を加える。］
二十七　スロベニア［号を加える。］
二十八　セルビア［号を加える。］
二十九　大韓民国［号を加える。］
三十　チェコ［号を加える。］
三十一　デンマーク［号を加える。］
三十二　ドイツ［号を加える。］
三十三　トルコ［号を加える。］
三十四　ナイジェリア［号を加える。］
三十五　ナミビア［号を加える。］
三十六　バーレーン［号を加える。］
三十七　バハマ［号を加える。］
三十八　バミューダ諸島［号を加える。］
三十九　ハンガリー［号を加える。］
四十　フィリピン［号を加える。］
四十一　フィンランド［号を加える。］
四十二　フランス［号を加える。］
四十三　ブルガリア［号を加える。］
四十四　ベネズエラ［号を加える。］
四十五　ベルギー［号を加える。］
四十六　ポーランド［号を加える。］
四十七　ポルトガル［号を加える。］
四十八　香港［号を加える。］
四十九　マルタ［号を加える。］
五十　マレーシア［号を加える。］
五十一　マン島［号を加える。］
五十二　南アフリカ共和国［号を加える。］
五十三　モーリシャス［号を加える。］
五十四　ラトビア［号を加える。］
五十五　リトアニア［号を加える。］
五十六　リヒテンシュタイン［号を加える。］
五十七　ルーマニア［号を加える。］
五十八　ルクセンブルク［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
6 施行規則第十五条の三第五号(18)に掲げる規格を定める告示（平成十七年総務省告示第千二百二十六号）第二条第一項第二号に規定する技術基準 ［（表示）　略］ ［二・三　略］	［新設］ ［（表示）　同上］ ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百二十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第二十四条第二十八項及び第四十九条の二十四第六項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
［第一～第五　略］ 第六　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＩｏＴ型の無線設備 一　一般的条件 第一の一の条件に適合すること。 二　送信装置 1　等価等方輻射電力は、〇デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えてはならない。この場合において、許容偏差は（一）二デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。 2　搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	［第一～第五　同上］ ［新設］

周波数帯	等価等方輻射電力
一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）八七デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）九七デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一MHz幅における尖頭電力が（一）七〇デシベル以下
一、六一〇MHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七〇デシベル以下

三　受信装置 副次的に発する電波等の限度は、二の2に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第23号　無線設備の規格コード	**別表第23号**　無線設備の規格コード
項目 / コード	項目 / コード
［略］ / ［略］	［同左］ / ［同左］
設備規則第49条の24第５項に規定する携帯移動地球局の無線設備 / ＩＭＧＳＰＳ	設備規則第49条の24第５項に規定する携帯移動地球局の無線設備 / ＩＭＧＳＰＳ
設備規則第49条の24第６項に規定する携帯移動地球局の無線設備 / ＩＭＩＯＴ	［同左］ / ［同左］
［略］ / ［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

その他告示

○内閣府告示第百三号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第六項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第九十一号の一部を次のように改正し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分	一　注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分
番号 / 名称 / 区域	番号 / 名称 / 区域
［略］	［同上］
十一 / 障子山航空保安無線所、大湊地区総監部、大湊弾薬整備補給所、芦崎貯油所、大湊衛生隊診療所、大湊航空基地、大湊分屯基地 / 青森県むつ市	十一 / 障子山航空保安無線所、大湊地方総監部、大湊弾薬整備補給所、芦崎貯油所、大湊衛生隊診療所、大湊航空基地、大湊分屯基地 / 青森県むつ市
［略］	［同上］
二　［略］	二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第一号の表中番号百五十五の項の区域　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該区域の図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。）

○内閣府告示第百四号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、注視区域及び特別注視区域を次のとおり指定し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

一　注視区域

次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名称	区域
一	防府北基地レーダー地区	山口県山陽小野田市

二　特別注視区域

前号の表の番号一の項に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

備考　右に掲げる区域の行政区画に変更があっても、注視区域及び特別注視区域は、なお従前の例による。

○金融庁告示第六十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十五日

金融庁長官　井藤　英樹

一　許可番号　東海財務局長（銀代）第百十三号
銀行代理業者名　吉澤　親
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県飛騨市河合町元田十四番地の二
許可年月日　平成二十五年七月二十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年九月二十七日

二　銀行代理業者名　松井　康浩
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県赤穂郡上郡町野桑千三百九十二―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年十一月一日

三　許可番号　東海財務局長（銀代）第百三十四号
銀行代理業者名　山﨑　雅文
主たる営業所又は事務所の所在地　三重県三重郡菰野町大字潤田字南野七百二十―一
許可年月日　平成二十六年九月十一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年十二月五日

四　許可番号　関東財務局長（銀代）第四十九号
銀行代理業者名　菊池　正則
主たる営業所又は事務所の所在地　神奈川県愛甲郡愛川町春日台三―六―二十六
許可年月日　平成二十一年二月九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年十二月三十日

五　銀行代理業者名　秋葉　竹子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道帯広市西二十一条南二―四十四―二十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年十二月三十一日

六　銀行代理業者名　水口いつ子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道網走郡津別町字豊永五十一―八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年十二月三十一日

七　銀行代理業者名　本田　月枝
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県上益城郡御船町大字豊秋千百四十九―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和六年十二月三十一日

八　銀行代理業者名　大谷すみ子
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県養父市大谷百八十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年一月六日

九　許可番号　東海財務局長（銀代）第百五十六号
銀行代理業者名　東海東京証券株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一
許可年月日　平成二十九年一月二十六日
所属銀行の商号　ソニー銀行株式会社
失効年月日　令和七年一月十三日

十　銀行代理業者名　菊地　文代
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県奥州市前沢白山字繁長十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年一月三十一日

十一　銀行代理業者名　山田　弘子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県佐渡市貝塚二百六十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年一月三十一日

十二　銀行代理業者名　町　紳一郎
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県熊毛郡南種子町西之二千八百九十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年一月三十一日

十三　銀行代理業者名　佐藤　泰子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県北秋田市根森田字杉ノ下九十八―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月一日

十四　許可番号　近畿財務局長（銀代）第百七十一号
銀行代理業者名　岡田　好美
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県小野市住吉町七百二十番地の三
許可年月日　平成三十年二月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月一日

十五　銀行代理業者名　尾﨑二三子
主たる営業所又は事務所の所在地　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河三十六―十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月一日

十六　銀行代理業者名　山下　多鶴
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県長岡郡本山町瓜生野四百五十六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月三日

十七　許可番号　四国財務局長（銀代）第二十九号
銀行代理業者名　松尾　泰子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県幡多郡大月町大字小才角五百二十二番地二
許可年月日　平成二十二年三月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月三日

十八　銀行代理業者名　木村登志美
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県島原市有明町大三東甲二千百二十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月三日

十九　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百二十二号
銀行代理業者名　株式会社優良住宅ローン
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都中野区中野二―二十四―十一
許可年月日　令和三年十二月十四日
所属銀行の商号　住信ＳＢＩネット銀行株式会社
失効年月日　令和七年二月二十八日

二十　銀行代理業者名　鈴木美智子
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県白河市萱根根田四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月二十八日

二十一　銀行代理業者名　江﨑美佐子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県荒尾市府本三百七十七―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月二十八日

二十二　銀行代理業者名　鎌田富美子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県南秋田郡井川町今戸字縄手添六十五―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月一日

二十三　銀行代理業者名　佐藤美佐代
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県鶴岡市稲生二―二十七―十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月一日

二十四　銀行代理業者名　皆川マキ子
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県いわき市岩間町塚原五十―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月一日

二十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第三百三十七号
銀行代理業者名　絹笠　雅代
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市伊勢宮一丁目二十一番十二号
許可年月日　平成三十年八月十三日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月一日

二十六　銀行代理業者名　森下美和子
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県鳥取市蔵田百五十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月一日

二十七　銀行代理業者名　佐藤　信也
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県弘前市大字鳥井野字川村四―十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月三日

二十八　銀行代理業者名　山口千恵子
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県豊川市大木新町通五丁目百十二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月三日

二十九　許可番号　近畿財務局長（銀代）第八十六号
銀行代理業者名　出﨑眞由美
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県美方郡香美町小代区秋岡千三百四十九番地
許可年月日　平成二十四年九月二十七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月三日

三十　銀行代理業者名　溝端　守
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県五條市なつみ台一―十一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月三日

三十一　許可番号　中国財務局長（銀代）第六十四号
　銀行代理業者名　福田ひとみ
　主たる営業所又は事務所の所在地　広島県東広島市豊栄町吉原二千百十九番二
　許可年月日　平成二十二年二月二十五日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月三日
三十二　銀行代理業者名　石田　和英
　主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県大牟田市大字上内千五百三十二の一
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月三日
三十三　銀行代理業者名　植田　邦二
　主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県熊本市南区護藤町九百四十八番地五
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月三日
三十四　銀行代理業者名　川畑　俊夫
　主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県水俣市月浦百六十九の二十五
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月三日
三十五　銀行代理業者名　作田　淳子
　主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県下益城郡美里町境七十二の二
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月三日
三十六　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百六十七号
　銀行代理業者名　石井　清和
　主たる営業所又は事務所の所在地　群馬県富岡市妙義町下高田千二百五十七番地一
　許可年月日　平成二十七年一月八日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月八日
三十七　銀行代理業者名　佐藤　昭二
　主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県奥州市江刺愛宕字大畑百三十八
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月十五日
三十八　銀行代理業者名　下野市
　主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県下野市笹原二十六番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月二十日
三十九　銀行代理業者名　近藤　充弘
　主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県豊川市長沢町上市四十四の二
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月二十日
四十　銀行代理業者名　黒河　惠子
　主たる営業所又は事務所の所在地　滋賀県甲賀市土山町鮎河千百八十二の一
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　令和七年三月二十二日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、令和６年度第４・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）を次のとおり報告する。

令和６年度第４・四半期予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）
財　務　省　調　査

１．一　般　会　計

(1)　概　　要

令和６年度第４・四半期中における収納済歳入額は、38,920,145,659千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、31,732,881,670千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、7,187,263,989千円である。

(2)　歳　　入

令和６年度第４・四半期中の収納済歳入額は、38,920,145,659千円であって、歳入予算額126,514,973,726千円に対して30.7％（前年同期21.9％）の収入割合となる。これを前年同期28,012,302,359千円に比べると10,907,843,300千円の増加となる。

これは、公債金において8,113,034,465千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区　　分	６年度第４・四半期	前　年　同　期
租税及印紙収入	22,580,834,367	20,186,979,947
官業益金及官業収入	12,516,379	13,320,445
政府資産整理収入	192,673,527	224,110,298
雑収入	2,308,721,166	1,875,525,913
公債金	13,825,400,219	5,712,365,753
計	38,920,145,659	28,012,302,359

また、当期末における収納済歳入額は、102,293,200,368千円であって、歳入予算額（126,514,973,726千円）に対して80.8％（前年同期82.9％）の収入割合となる。

なお、上記収納済歳入額（102,293,200,368千円）に、国税収納金整理資金から一般会計への組入未済額10,820,434,449千円を加えると当期末までの収納済額は、113,113,634,818千円となり、歳入予算額（126,514,973,726千円）に対して89.4％（前年同期89.7％）の収入割合となる。

(3)　歳　　出

令和６年度第４・四半期中の支出済歳出額は、31,732,881,670千円であって、歳出予算現額137,578,249,935千円に対して23.0％（前年同期23.4％）の支出割合となる。これを前年同期34,081,594,849千円に比べると2,348,713,179千円の減少となる。

これは、産業技術・環境・産業標準政策推進費において1,258,440,996千円、感染症対策費において863,521,553千円の減少があったこと等のためである。

以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

所　　管	６年度第４・四半期	前　年　同　期
皇室費	1,308,711	1,015,590
国会	26,701,619	26,036,054
裁判所	64,650,966	57,511,068

会	計	検	査	院	2,766,316	2,926,899
内				閣	70,228,932	70,329,048
内		閣		府	1,874,351,790	1,652,720,488
デ	ジ	タ	ル	庁	22,321,811	22,113,891
総		務		省	931,001,236	1,922,137,834
法		務		省	186,592,265	166,563,779
外		務		省	345,148,466	360,779,987
財		務		省	7,589,695,934	8,664,222,933
文	部	科	学	省	1,885,572,098	2,126,834,089
厚	生	労	働	省	5,380,146,735	6,157,830,322
農	林	水	産	省	1,264,954,957	1,141,552,307
経	済	産	業	省	4,719,426,730	5,130,050,228
国	土	交	通	省	4,482,740,051	4,160,132,591
環		境		省	328,733,838	322,580,666
防		衛		省	2,556,539,203	2,096,257,068
		計			31,732,881,670	34,081,594,849

また、当期末における支出済歳出額は、117,112,471,075千円であって、歳出予算現額（137,578,249,935千円）に対して85.1%（前年同期83.8%）の支出割合となる。

以上の詳細は、別表第１のとおりである。

㈱　上記の各計数は、千円未満を切り捨てている。

2．特　別　会　計

(1)　歳　　入

令和６年度第４・四半期中の各特別会計の収納済歳入額合計は、84,601,472,877千円であって、歳入予算額合計436,794,237,136千円に対して19.3%（前年同期19.1%）の収入割合となる。これを前年同期83,477,652,186千円に比べると1,123,820,690千円の増加となる。

これは、国債整理基金特別会計において2,058,354,837千円の減少があったが、年金特別会計厚生年金勘定において2,434,344,253千円、年金特別会計健康勘定において876,999,592千円の増加があったこと等のためである。

また、当期末における収納済歳入額合計は、418,794,932,025千円であって、歳入予算額合計（436,794,237,136千円）に対して95.8%（前年同期96.4%）の収入割合となる。

なお、国税収納金整理資金からの組入未済額118,138,497千円がある。

(2)　歳　　出

令和６年度第４・四半期中の各特別会計の支出済歳出額合計は、75,011,050,324千円であって、歳出予算現額合計436,567,411,096千円に対して17.1%（前年同期17.2%）の支出割合となる。これを前年同期75,363,585,418千円に比べると352,535,094千円の減少となる。

これは、財政投融資特別会計財政融資資金勘定において775,315,454千円の増加があったが、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において612,478,224千円、年金特別会計厚生年金勘定において503,441,010千円の減少があったこと等のためである。

また、当期末における支出済歳出額合計は、406,368,032,251千円であって、歳出予算現額合計（436,567,411,096千円）に対して93.0%（前年同期93.9%）の支出割合となる。

以上の詳細は、別表第２のとおりである。

㈱　上記の各計数は、千円未満を切り捨てている。

別表第１

(1)　令和６年度第４・四半期一般会計歳入収納状況調

（単位千円　千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額					歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合（%）
		第１・四半期分	第２・四半期分	第３・四半期分	第４・四半期分	計		
1000-00　租税及印紙収入	73,435,000,000	171,660,739	6,803,142,561	14,858,886,527	22,580,834,367	44,414,524,195	△ 29,020,475,804	60.4
1100-00　租税	72,393,000,000	70,310,627	6,547,675,472	14,615,803,646	22,335,222,067	43,569,011,813	△ 28,823,988,186	60.1
1101-00　所得税	20,109,000,000	－	3,942,997,281	3,825,868,129	7,536,909,955	15,305,775,366	△ 4,803,224,633	76.1
1102-00　法人税	18,054,000,000	－	210,227,972	1,476,111,306	5,942,167,278	7,628,506,557	△ 10,425,493,442	42.2
1103-00　相続税	3,387,000,000	12,235,045	491,234,948	867,287,051	909,438,778	2,280,195,823	△ 1,106,804,176	67.3
1120-00　消費税	24,343,000,000	－	618,449,091	6,928,397,687	6,256,578,905	13,803,425,684	△ 10,539,574,315	56.7
1104-00　酒税	1,209,000,000	4,445,284	206,126,414	306,926,512	292,273,355	809,771,567	△ 399,228,432	66.9
1118-00　たばこ税	948,000,000	604,646	270,264,344	218,479,321	259,548,581	748,896,894	△ 199,103,105	78.9
1106-00　揮発油税	2,018,000,000	22,612	337,815,092	427,914,719	551,728,899	1,317,481,324	△ 700,518,675	65.2
1107-00　石油ガス税	4,000,000	1,473	741,786	1,119,258	1,054,205	2,916,722	△ 1,083,277	72.9
1117-00　航空機燃料税	32,000,000	61	7,987,960	8,559,379	8,272,855	24,820,257	△ 7,179,742	77.5
1154-00　石油石炭税	606,000,000	－	98,257,176	118,832,350	155,062,787	372,152,314	△ 233,847,685	61.4
1123-00　電源開発促進税	311,000,000	－	69,354,231	85,752,987	72,615,103	227,722,322	△ 83,277,677	73.2
1116-00　自動車重量税	402,000,000	13,170,271	81,406,620	95,794,232	95,972,729	286,343,853	△ 115,656,146	71.2

1125-00	国際観光旅客税	44,000,000	39,428	8,327,088	13,094,779	12,422,309	33,883,606	△ 10,116,393	77.0
1114-00	関税	917,000,000	39,066,767	202,348,496	239,409,543	238,942,675	719,767,482	△ 197,232,517	78.4
1115-00	とん税	9,000,000	724,435	2,135,052	2,255,278	2,231,743	7,346,509	△ 1,653,490	81.6
1124-00	地価税	－	600	1,914	1,109	1,800	5,424	5,424	－
1150-00	旧税	－	－	－	－	101	101	101	－
1200-00	印紙収入								
1201-00	印紙収入	1,042,000,000	101,350,112	255,467,088	243,082,881	245,612,300	845,512,382	△ 196,487,617	81.1
3000-00	官業益金及官業収入								
3200-00	官業収入	55,346,775	10,509,333	12,834,355	17,955,040	12,516,379	53,815,108	△ 1,531,666	97.2
4000-00	政府資産整理収入	247,697,656	10,186,483	82,792,558	23,822,348	192,673,527	309,474,917	61,777,261	124.9
4100-00	国有財産処分収入	65,337,718	9,377,402	18,756,619	8,894,033	43,067,947	80,096,004	14,758,286	122.5
4200-00	回収金等収入	182,359,938	809,080	64,035,938	14,928,314	149,605,579	229,378,913	47,018,975	125.7
5000-00	雑収入	9,078,438,845	904,970,046	4,139,334,670	400,593,882	2,308,721,166	7,753,619,766	△ 1,324,819,078	85.4
5100-00	国有財産利用収入	108,628,278	20,145,560	41,335,228	40,847,359	17,453,575	119,781,724	11,153,446	110.2
5200-00	納付金	2,000,363,567	102,961,781	548,866,954	103,046,191	120,610,861	875,485,788	△ 1,124,877,778	43.7
5300-00	諸収入	6,969,447,000	781,862,704	3,549,132,487	256,700,330	2,170,656,729	6,758,352,253	△ 211,094,746	96.9
6000-00	公債金								
6100-00	公債金	42,139,000,000	12,569,999,832	3,682,899,837	7,060,699,829	13,825,400,219	37,138,999,718	△ 5,000,000,281	88.1
7000-00	前年度剰余金受入								
7100-00	前年度剰余金受入	1,559,490,450	－	－	12,622,766,662	－	12,622,766,662	11,063,276,212	809.4
合計		126,514,973,726	13,667,326,435	14,721,003,982	34,984,724,291	38,920,145,659	102,293,200,368	△ 24,221,773,357	80.8

（参考）　令和６年度第４・四半期の国税収納金整理資金の受払状況は、次のとおりである。　（単位千円　千円未満切捨）

1.　歳入組入資金分

（1）受　　入

科目	収納済額				
	第１・四半期分	第２・四半期分	第３・四半期分	第４・四半期分	計
各税受入金	6,755,487,194	23,667,671,482	23,345,962,369	25,674,501,970	79,443,623,017
源泉所得税受入金	11,334,516	32,068,007	20,778,612	54,278,461	118,459,598
源泉所得税及復興特別所得税受入金	2,675,676,388	5,530,439,796	3,601,136,520	6,834,667,756	18,641,920,462
申告所得税受入金	2,381,577	1,412,137	1,452,824	1,202,878	6,449,419
申告所得税及復興特別所得税受入金	69,515,785	584,561,064	697,810,102	978,320,431	2,330,207,383
法人税受入金	372,995,303	2,494,609,543	6,275,103,142	2,840,485,015	11,983,193,005
地方法人税受入金	41,414,523	277,631,336	737,865,878	302,441,523	1,359,353,262
復興特別法人税受入金	9,829	9,912	5,010	27,441	52,195
相続税受入金	266,887,343	792,305,941	1,025,960,633	1,015,319,449	3,100,473,367
地価税受入金	1,914	1,222	1,687	1,414	6,238
消費税受入金	47,298	19,037	33,541	21,872	121,750
消費税及地方消費税受入金	2,688,217,665	11,590,814,824	9,409,147,654	11,292,256,250	34,980,436,395
酒税受入金	22,647,419	397,617,516	199,846,516	378,559,581	998,671,033
たばこ税受入金	136	0	－	－	136
たばこ税及たばこ特別税受入金	126,385,186	344,072,715	203,244,711	308,121,899	981,824,511
石油石炭税受入金	29,259,821	200,745,598	124,157,465	205,692,776	559,855,661
国際観光旅客税受入金	3,888,909	12,694,179	12,615,268	14,308,083	43,506,440
旧税受入金	－	－	101	－	101
電源開発促進税受入金	27,397,838	98,770,548	57,221,731	102,396,704	285,786,822
揮発油税及地方揮発油税受入金	9,503,982	726,998,438	431,457,247	755,966,480	1,923,926,150
石油ガス税受入金	653,329	2,318,467	2,021,063	2,234,651	7,227,511
自動車重量税受入金	109,054,767	176,127,071	170,334,281	180,948,570	636,464,691
航空機燃料税受入金	5,086,288	14,826,669	9,327,177	14,071,181	43,311,316
とん税及特別とん税受入金	4,735,761	5,027,683	5,137,858	5,072,726	19,974,030
関税受入金	144,749,358	254,713,314	225,427,380	243,823,785	868,713,839
印紙収入受入金	143,642,247	129,886,456	135,875,954	144,283,033	553,687,692
滞納処分費等受入金	34,440	30,169	83,618	41,172	189,401
合計	6,755,521,635	23,667,701,652	23,346,045,988	25,674,543,143	79,443,812,419

（2）支　　払

科目	支払決定済額及び歳入組入額				
	第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計
各税還付金(本年度分)	5,799,570,663	7,564,070,630	4,517,684,021	5,040,250,685	22,921,576,001
小計	5,799,570,663	7,564,070,630	4,517,684,021	5,040,250,685	22,921,576,001
一般会計各税組入金	126,178,906	6,679,901,164	14,741,572,452	22,466,472,269	44,014,124,794
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	38,421,433	225,564,322	646,497,475	698,354,516	1,608,837,747
国債整理基金特別会計組入金	10,821,558	23,294,631	28,516,120	35,244,771	97,877,081
東日本大震災復興特別会計各税組入金	7,667,812	97,385,673	78,847,244	155,016,260	338,916,990
滞納処分費等組入金	8,653	28,621	96,414	14,738	148,428
小計	183,098,365	7,026,174,412	15,495,529,707	23,355,102,556	46,059,905,042
合計	5,982,669,028	14,590,245,043	20,013,213,729	28,395,353,241	68,981,481,043

なお、上記のほか還付金時効益等の組入金は、一般会計組入金にあっては449,897千円、交付税及び譲与税配付金特別会計組入金にあっては5,432千円、国債整理基金特別会計組入金にあっては4千円、東日本大震災復興特別会計組入金にあっては7,135千円である。

2．歳入組入外資金分

（1）受　　入

科目	収納済額				
	第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計
各税送金資金返納金	306,226	155,045	124,031	125,409	710,712
一般国税等送金資金返納金	61,759	69,207	64,982	40,024	235,973
源泉所得税及復興特別所得税送金資金返納金	160,051	24,235	10,002	61,212	255,502
申告所得税及復興特別所得税送金資金返納金	80,911	57,283	43,973	21,724	203,892
地方法人税送金資金返納金	2,614	3,288	4,475	2,018	12,397
復興特別法人税送金資金返納金	0	0	－	－	0
石油.ガス税送金資金返納金	－	0	－	－	0
自動車重量税送金資金返納金	889	1,030	597	428	2,945
航空機燃料税送金資金返納金	－	0	－	－	0
前年度繰越資金受入金	－	－	1,681,930,651	－	1,681,930,651
合計	306,226	155,045	1,682,054,682	125,409	1,682,641,363

（２）支　　払

科　　目	支払決定済額及び歳入組入額				
	第１・四半期分	第２・四半期分	第３・四半期分	第４・四半期分	計
各税還付金(過年度分)	76,484	86,517	64,583	52,088	279,673
還付金時効益等組入金	252,411	107,676	61,207	41,174	462,469
合　　計	328,895	194,193	125,791	93,262	742,143

(2)　令和6年度第4・四半期一般会計所管別、組織別、項別歳出支出状況調

（単位千円　千円未満切捨）

所管、組織、項別	歳出予算現額	支出済歳出額 第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計	歳出予算残額	支出歩合(%)
01 皇室費								
001 内廷費	324,000	162,000	−	162,000	−	324,000	−	
002 宮廷費	10,533,845	514,390	1,948,340	822,075	1,308,711	4,593,517	5,940,327	
003 皇族費	263,724	130,591	−	122,965	−	253,557	10,166	
01 皇室費合計	11,121,569	806,981	1,948,340	1,107,041	1,308,711	5,171,074	5,950,494	46.4
02 国会所管								
衆議院	69,187,560	16,972,049	11,808,315	19,487,137	13,232,368	61,499,870	7,687,689	88.8
001 衆議院	66,436,889	16,944,741	11,707,861	19,110,366	12,646,088	60,409,057	6,027,831	
002 衆議院施設費	2,743,671	27,307	100,453	376,771	586,280	1,090,813	1,652,858	
009 衆議院予備経費	7,000	−	−	−	−	−	7,000	
参議院	42,055,818	10,399,828	7,346,820	11,713,936	8,071,485	37,532,072	4,523,746	89.2
011 参議院	40,755,498	10,399,719	7,288,292	11,612,344	7,551,601	36,851,957	3,903,540	
012 参議院施設費	1,295,320	109	58,528	101,592	519,884	680,114	615,205	
019 参議院予備経費	5,000	−	−	−	−	−	5,000	
国立国会図書館	29,511,079	4,639,128	4,225,224	6,718,789	5,353,996	20,937,138	8,573,941	70.9
021 国立国会図書館	27,552,839	4,639,106	3,744,098	6,714,861	5,317,382	20,415,447	7,137,391	
022 国立国会図書館施設費	1,958,240	22	481,126	3,928	36,613	521,690	1,436,549	
裁判官訴追委員会								
031 裁判官訴追委員会	135,705	37,781	22,299	41,039	23,879	124,998	10,706	92.1
裁判官弾劾裁判所								
041 裁判官弾劾裁判所	110,806	32,599	19,062	34,415	19,890	105,967	4,838	95.6
02 国会所管合計	141,000,969	32,081,388	23,421,722	37,995,317	26,701,619	120,200,047	20,800,921	85.2
03 裁判所所管								
裁判所	367,688,254	84,703,235	56,460,673	94,798,137	64,650,966	300,613,012	67,075,241	81.7
001 最高裁判所	91,088,304	18,919,292	14,341,350	19,269,814	13,118,746	65,649,204	25,439,100	
002 下級裁判所	213,264,491	62,160,219	37,120,139	68,180,048	38,588,418	206,048,826	7,215,664	
003 検察審査費	281,998	54,911	66,667	75,027	71,645	268,252	13,745	
004 裁判費	41,099,533	2,593,068	4,055,981	4,677,913	4,598,897	15,925,861	25,173,671	
005 裁判所施設費	21,945,927	975,742	876,533	2,595,333	8,269,769	12,717,378	9,228,548	
009 裁判所予備経費	8,000	−	−	−	3,488	3,488	4,511	
03 裁判所所管合計	367,688,254	84,703,235	56,460,673	94,798,137	64,650,966	300,613,012	67,075,241	81.7
04 会計検査院所管								

	会計検査院	17,564,752	4,014,336	2,605,168	4,818,532	2,766,316	14,204,354	3,360,397	80.8
001	会計検査院	16,568,490	3,958,884	2,496,054	4,732,856	2,675,385	13,863,180	2,705,309	
002	会計検査院施設費	314,468	－	－	－	－	－	314,468	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	681,793	55,451	109,114	85,676	90,931	341,173	340,619	
04	**会計検査院所管合計**	17,564,752	4,014,336	2,605,168	4,818,532	2,766,316	14,204,354	3,360,397	80.8
05	**内閣所管**								
	内閣官房	204,169,213	8,456,503	15,934,864	27,053,892	68,375,305	119,820,566	84,348,647	58.6
001	内閣官房共通費	88,657,382	6,517,713	6,530,877	9,482,372	7,837,695	30,368,659	58,288,722	
002	内閣官房施設費	2,645,945	2,246	26,381	5,675	230,793	265,096	2,380,849	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,842,834	116,085	499,233	509,863	452,608	1,577,791	6,265,043	
003	情報収集衛星業務費	103,975,854	1,819,560	8,869,989	16,930,943	59,757,497	87,377,990	16,597,864	
004	情報収集衛星施設費	1,047,197	897	8,383	125,037	96,709	231,028	816,168	
	内閣法制局	1,210,313	287,096	189,627	335,560	255,964	1,068,248	142,064	88.2
011	内閣法制局	1,047,718	269,351	170,094	301,860	200,952	942,259	105,458	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	162,595	17,744	19,533	33,700	55,011	125,989	36,605	
	人事院	11,341,656	2,064,180	1,605,449	2,512,489	1,597,663	7,779,783	3,561,873	68.5
021	人事院	11,069,269	2,061,493	1,598,994	2,505,149	1,529,383	7,695,021	3,374,247	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	272,387	2,687	6,455	7,339	68,279	84,761	187,625	
05	**内閣所管合計**	216,721,183	10,807,780	17,729,942	29,901,942	70,228,932	128,668,598	88,052,585	59.3
06	**内閣府所管**								
	内閣本府	1,198,609,257	86,596,824	26,174,057	40,370,870	144,610,679	297,752,432	900,856,825	24.8
001	内閣本府共通費	27,925,648	6,011,724	4,724,203	7,423,245	3,779,881	21,939,054	5,986,594	
002	内閣本府施設費	6,567,258	218,550	111,816	224,266	3,624,045	4,178,678	2,388,580	
003	公文書等管理政策費	769,036	2,190	4,634	9,066	6,825	22,716	746,319	
004	独立行政法人国立公文書館運営費	2,572,379	702,501	588,945	687,673	593,260	2,572,379	－	
059	独立行政法人国立公文書館施設整備費	407,094	－	－	－	－	－	407,094	
005	政府広報費	13,758,299	252,654	1,414,170	2,192,357	1,449,721	5,308,903	8,449,396	
050	アイヌ政策推進費	2,468,365	－	279	1,882	101	2,264	2,466,100	
007	経済財政政策費	3,822,991	64,127	43,512	95,003	121,152	323,796	3,499,194	

009	地方創生支援費	137,218,650	8,060	12,211	278,557	50,182,069	50,480,898	86,737,752
287	物価高騰対応地方創生推進費	622,673,422	−	−	−	−	−	622,673,422
288	地方創生地域産業基盤整備事業推進費	49,500	−	−	−	−	−	49,500
289	地域経済活性化支援費	3,100,000	−	−	−	3,100,000	3,100,000	−
006	遺棄化学兵器廃棄処理事業費	82,702,642	3,041,635	7,247,905	5,500,039	8,675,393	24,464,974	58,237,668
285	孤独・孤立対策推進費	3,253,368	−	−	12,611	957	13,568	3,239,799
013	防災政策費	141,993,860	67,831,845	2,063,150	2,422,752	47,619,200	119,936,949	22,056,911
191	原子力災害対策費	5,631,141	−	−	−	277,596	277,596	5,353,544
193	電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	11,382,499	−	−	−	11,382,499	11,382,499	−
015	沖縄政策費	43,495,847	6,839,269	5,455,737	5,951,224	7,062,005	25,308,237	18,187,610
187	沖縄振興交付金事業推進費	43,566,338	−	1,767,780	8,595,947	3,320,596	13,684,323	29,882,015
055	沖縄振興特定事業推進費	12,988,554	140,060	−	1,628,898	343,819	2,112,777	10,875,777
188	沖縄北部連携促進特別振興事業費	4,959,444	221	242	1,845,103	215	1,845,783	3,113,660
022	沖縄教育振興事業費	1,471,929	−	−	−	−	−	1,471,929
028	沖縄開発事業費	13,037	−	−	−	−	−	13,037
032	共生社会政策費	1,785,192	11,291	23,315	756,550	143,294	934,453	850,738
033	栄典行政費	2,740,224	330,410	639,913	533,003	1,116,396	2,619,723	120,500
034	男女共同参画社会形成促進費	4,443,076	9,108	119,908	211,773	133,183	473,974	3,969,101
038	食品安全政策費	384,173	54,983	20,156	70,253	31,598	176,991	207,181
040	公益法人制度適正運営推進費	107,354	5,747	1,127	4,904	4,166	15,945	91,408
041	経済社会総合研究所	1,786,527	386,260	326,310	511,817	288,894	1,513,282	273,244
042	迎賓施設運営費	2,198,581	148,305	497,226	537,642	556,180	1,739,355	459,225
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,358,495	124,754	749,553	454,091	421,270	1,749,670	5,608,824
049	航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,221,027	305,257	305,257	305,257	305,256	1,221,027	−
282	重要土地等調査費	1,253,082	2,432	5,339	44,103	9,387	61,262	1,191,819
283	経済安全保障確保推進費	1,792,178	99,833	5,964	21,690	54,007	181,495	1,610,682
284	工業所有権事務費特許特別会計へ繰入	47,500	5,600	10,175	6,625	7,350	29,750	17,750
860	内閣官房共通費	700,540	−	35,219	44,526	353	80,098	620,441

	地方創生推進事務局	171,769,447	935,891	1,301,143	770,590	766,643	3,774,269	167,995,177	2.1
231	地方創生推進事務局	3,652,517	38,598	172,505	177,618	194,240	582,962	3,069,555	
232	総合特区推進調整費	4,000	－	－	－	－	－	4,000	
233	地方創生推進費	168,052,546	897,293	1,127,301	592,048	571,611	3,188,254	164,864,292	
235	特定地域づくり事業推進費	57,215	－	－	－	－	－	57,215	
837	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	3,168	－	1,336	924	792	3,052	115	
	知的財産戦略推進事務局								
241	知的財産戦略推進事務局	931,913	20,468	19,607	30,954	22,748	93,778	838,135	10.0
	科学技術・イノベーション推進事務局	9,762,472	336,282	319,005	735,622	1,529,955	2,920,865	6,841,606	29.9
291	科学技術・イノベーション推進事務局	3,461,710	223,109	172,915	295,904	843,667	1,535,597	1,926,113	
292	科学技術イノベーション創造推進費	5,094,832	66,244	75,793	149,966	615,600	907,605	4,187,226	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,205,929	46,927	70,296	289,750	70,687	477,662	728,266	
	健康・医療戦略推進事務局								
301	健康・医療戦略推進事務局	255,327	21,171	20,669	30,774	51,819	124,435	130,891	48.7
	宇宙開発戦略推進事務局	54,912,414	149,594	3,074,687	9,497,155	6,107,240	18,828,678	36,083,736	34.2
251	宇宙開発戦略推進事務局	47,329,035	149,594	85,895	9,497,155	6,107,240	15,839,886	31,489,149	
252	宇宙開発利用推進費	7,583,379	－	2,988,791	－	－	2,988,791	4,594,587	
	北方対策本部	1,680,734	534,677	531,520	290,875	257,451	1,614,525	66,208	96.0
061	北方対策本部	337,218	75,997	41,818	76,304	76,888	271,009	66,208	
062	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,343,516	458,680	489,702	214,571	180,563	1,343,516	－	
	総合海洋政策推進事務局	6,813,180	67,146	195,123	171,572	167,689	601,532	6,211,647	8.8
261	総合海洋政策推進事務局	564,895	67,146	28,659	42,945	49,305	188,057	376,837	
263	海洋開発等重点戦略推進費	678,914	－	－	－	－	－	678,914	
262	有人国境離島政策推進費	5,569,371	－	166,463	128,627	118,383	413,475	5,155,895	
	国際平和協力本部								
071	国際平和協力本部	835,486	110,212	164,443	130,353	130,644	535,654	299,831	64.1
	日本学術会議	960,067	151,803	165,220	348,872	152,116	818,012	142,054	85.2
081	日本学術会議	953,009	149,286	163,874	347,512	150,847	811,520	141,488	
838	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	7,058	2,516	1,346	1,360	1,268	6,492	566	

	官民人材交流センター	354,665	59,866	41,888	86,586	61,739	250,081	104,584	70.5
091	官民人材交流センター	253,847	56,687	37,119	72,712	40,717	207,237	46,609	
839	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	100,818	3,179	4,769	13,874	21,021	42,844	57,974	
	沖縄総合事務局	12,035,980	3,651,059	1,984,854	3,059,254	1,862,061	10,557,230	1,478,750	87.7
101	沖縄総合事務局	5,300,869	1,415,401	919,049	1,605,480	994,216	4,934,148	366,720	
108	沖縄海岸事業調査諸費	1,600	−	134	638	155	928	671	
102	沖縄治水事業工事諸費	2,150,404	1,427,677	317,603	145,197	86,781	1,977,260	173,143	
109	沖縄道路整備事業工事諸費	1,531,228	262,471	238,404	487,005	263,358	1,251,240	279,988	
104	沖縄港湾空港整備事業工事諸費	991,010	180,308	155,403	234,327	149,659	719,698	271,311	
110	沖縄道路環境整備事業工事諸費	115,281	26,114	20,512	34,294	19,205	100,127	15,153	
106	沖縄国営公園事業工事諸費	260,361	49,206	40,516	65,418	40,992	196,133	64,227	
107	沖縄農業農村整備事業工事諸費	779,162	189,037	141,243	229,239	150,130	709,652	69,509	
115	沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,729	353	860	884	644	2,743	985	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	899,760	100,488	151,121	256,761	156,813	665,184	234,576	
103	沖縄災害復旧事業工事諸費	2,575	−	4	3	104	112	2,462	
	宮内庁	12,536,458	3,098,641	2,248,440	3,405,918	2,460,919	11,213,919	1,322,538	89.4
111	宮内庁	12,239,352	3,069,989	2,204,523	3,361,068	2,403,643	11,039,225	1,200,126	
841	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	297,106	28,652	43,916	44,849	57,276	174,694	122,411	
	公正取引委員会	13,842,252	2,936,701	2,315,032	3,452,159	2,177,865	10,881,759	2,960,493	78.6
121	公正取引委員会	11,998,439	2,784,059	2,200,750	3,379,273	2,115,646	10,479,730	1,518,708	
122	公正取引委員会施設費	1,310,408	−	−	−	−	−	1,310,408	
836	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	533,405	152,641	114,282	72,885	62,218	402,028	131,376	
	警察庁	386,397,056	52,847,475	55,015,991	76,014,521	76,381,662	260,259,650	126,137,405	67.3
131	警察庁共通費	98,573,731	25,784,294	16,530,042	26,127,441	20,182,120	88,623,899	9,949,831	
132	警察庁施設費	17,671,056	1,142,024	2,596,538	1,360,882	3,417,781	8,517,227	9,153,829	
133	生活安全警察費	347,999	558	3,906	18,231	61,435	84,132	263,866	
134	刑事警察費	357,851	22,258	40,828	47,455	72,540	183,081	174,769	
135	組織犯罪対策費	93,762	4,802	18,591	17,622	17,757	58,774	34,987	

136	交通警察費	17,728,224	38,289	308,517	3,515,384	3,564,298	7,426,490	10,301,733	
601	沖縄振興交付金事業推進費	35,046	－	－	－	－	－	35,046	
657	科学技術イノベーション創造推進費	1,187,500	237	356	79,759	125,756	206,110	981,389	
145	交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	48,493,496	7,782,942	10,409,584	10,029,076	8,154,411	36,376,014	12,117,481	
137	警備警察費	10,746,756	1,802,109	1,773,606	2,300,277	2,084,115	7,960,108	2,786,647	
138	皇宮警察本部	8,758,068	2,214,409	1,503,180	2,453,360	1,892,870	8,063,821	694,247	
140	犯罪被害給付費	1,407,409	221,701	296,452	163,820	387,252	1,069,227	338,181	
139	サイバー警察費	3,105,853	576,515	401,722	432,186	1,021,978	2,432,403	673,450	
142	科学警察研究所	2,210,614	426,611	398,967	548,426	534,207	1,908,213	302,401	
143	警察活動基盤整備費	111,137,216	8,764,426	13,868,845	19,839,622	19,383,274	61,856,169	49,281,047	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	36,385,829	3,141,594	4,896,645	6,181,490	10,514,210	24,733,942	11,651,886	
141	警察情報通信基盤費	28,156,642	924,698	1,968,204	2,899,480	4,967,650	10,760,034	17,396,607	
	個人情報保護委員会	5,038,050	1,038,783	713,951	874,695	719,528	3,346,957	1,691,092	66.4
221	個人情報保護委員会	3,586,346	918,850	523,910	694,796	523,415	2,660,973	925,372	
222	個人情報保護委員会施設費	151,668	－	－	－	－	－	151,668	
835	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,300,036	119,932	190,040	179,898	196,112	685,984	614,052	
	カジノ管理委員会	4,766,519	929,746	484,904	808,858	531,661	2,755,170	2,011,349	57.8
271	カジノ管理委員会	3,519,946	898,988	438,767	690,144	481,894	2,509,794	1,010,151	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,246,573	30,757	46,136	118,714	49,766	245,375	1,001,197	
	金融庁	32,865,401	5,745,518	5,220,179	7,421,454	4,356,382	22,743,535	10,121,866	69.2
151	金融庁共通費	22,453,878	5,411,382	4,213,159	6,694,784	3,703,915	20,023,242	2,430,635	
153	金融庁施設費	932,666	－	－	－	－	－	932,666	
152	金融政策費	4,074,757	77,036	82,984	436,239	192,470	788,731	3,286,026	
834	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	5,404,099	257,099	924,036	290,429	459,996	1,931,561	3,472,537	
	消費者庁	18,447,262	2,467,084	2,287,008	2,975,276	3,034,395	10,763,765	7,683,497	58.3
161	消費者庁共通費	4,964,698	1,252,934	833,518	1,432,871	864,977	4,384,302	580,395	
162	消費者政策費	7,663,497	188,252	303,433	396,194	531,437	1,419,317	6,244,179	
163	独立行政法人国民生活センター運営費	3,562,345	874,882	700,273	831,632	1,155,558	3,562,345	－	

840	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	444,622	16,827	18,801	27,725	21,350	84,705	359,917	
164	食品衛生基準政策費	1,812,100	134,188	430,981	286,852	461,072	1,313,095	499,004	
	こども家庭庁	3,990,751,128	1,402,056,406	445,218,470	300,288,017	1,628,968,583	3,776,531,477	214,219,651	94.6
311	こども家庭庁共通費	7,626,079	2,160,922	1,383,078	1,710,925	1,030,229	6,285,155	1,340,923	
312	母子保健衛生対策費	175,360,003	997	1,321	21,164,630	133,430,703	154,597,654	20,762,348	
313	保育対策費	71,545,836	−	−	10,120	60,708,309	60,718,429	10,827,407	
314	子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,660,311,055	1,361,644,133	409,769,217	203,121,814	685,775,891	2,660,311,055	−	
315	こども安全対策費	1,701,654	−	717,675	−	904,980	1,622,655	78,998	
316	児童虐待防止等対策費	197,919,559	−	8,127,346	22,404,402	145,521,485	176,053,234	21,866,325	
317	国立児童自立支援施設	923,158	194,624	165,308	274,401	189,926	824,261	98,896	
318	国立児童自立支援施設整備費	201,002	−	7,700	13,500	698	21,898	179,103	
319	母子家庭等対策費	173,339,508	37,410,908	24,357,021	49,606,133	47,346,985	158,721,048	14,618,459	
320	障害児支援等対策費	474,992,019	−	−	−	474,270,705	474,270,705	721,313	
321	こども政策推進費	35,847,087	632,408	644,321	1,777,100	3,150,225	6,204,056	29,643,030	
322	児童福祉施設等整備費	185,801,863	−	26,582	186,230	75,732,100	75,944,912	109,856,951	
856	初等中等教育振興費	479,713	−	−	−	479,713	479,713	−	
873	児童福祉施設整備費	395,623	−	−	−	387,097	387,097	8,526	
842	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	4,286,194	12,411	18,897	18,759	18,759	68,828	4,217,365	
656	科学技術イノベーション創造推進費	20,774	−	−	−	20,774	20,774	−	
06	**内閣府所管合計**	5,923,565,077	1,563,755,357	547,496,201	450,764,383	1,874,351,790	4,436,367,732	1,487,197,344	74.8
07	**デジタル庁所管**								
	デジタル庁	299,097,632	21,188,313	21,158,511	29,086,171	22,321,811	93,754,807	205,342,824	31.3
001	デジタル庁共通費	15,192,966	2,869,104	2,576,808	3,833,690	2,606,445	11,886,048	3,306,917	
002	デジタル社会形成推進費	13,972,622	4,238,808	245,286	174,929	262,718	4,921,742	9,050,880	
003	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	269,432,043	14,080,401	18,336,416	25,077,551	19,452,647	76,947,016	192,485,027	
292	科学技術イノベーション創造推進費	500,000	−	−	−	−	−	500,000	
07	**デジタル庁所管合計**	299,097,632	21,188,313	21,158,511	29,086,171	22,321,811	93,754,807	205,342,824	31.3
08	**総務省所管**								
	総務本省	23,419,079,666	11,112,844,973	6,646,645,152	3,479,141,455	922,685,944	22,161,317,525	1,257,762,140	94.6

001	総務本省共通費	43,242,188	9,517,427	8,597,106	10,582,687	7,405,116	36,102,338	7,139,850
002	総務本省施設費	1,051,565	－	73,824	25,745	350,938	450,508	601,056
004	行政管理実施費	193,401	7,018	30,498	10,654	5,919	54,090	139,310
005	行政評価等実施費	388,094	7,742	14,849	13,711	75,900	112,203	275,890
006	地方行政制度整備費	2,771,837	6,130	10,127	14,231	13,150	43,640	2,728,197
007	地域振興費	5,449,751	21,456	65,218	112,207	180,931	379,813	5,069,937
008	地方財政制度整備費	52,198	1,407	5,531	11,044	4,199	22,182	30,015
009	地方交付税交付金	18,486,753,817	9,889,045,630	5,284,045,960	3,313,662,227	－	18,486,753,817	－
010	地方特例交付金	1,133,234,252	560,400,446	560,399,554	－	12,434,252	1,133,234,252	－
011	地方税制度整備費	51,880	711	4,782	5,366	5,775	16,636	35,243
012	選挙制度等整備費	82,713,838	533,350	303,188	44,445,202	12,945,604	58,227,346	24,486,491
013	電子政府・電子自治体推進費	331,994,472	18,237,575	462,951	85,770	20,101,100	38,887,398	293,107,073
014	情報通信技術研究開発推進費	105,601,625	1,440,194	1,728	9,790	80,966,447	82,418,161	23,183,463
701	南極地域観測事業費	32,555	－	－	－	－	－	32,555
015	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	41,913,502	15,006,994	7,503,497	7,503,497	11,899,514	41,913,502	－
016	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	311,200	－	－	－	－	－	311,200
017	情報通信技術高度利活用推進費	28,153,124	7,334	9,415	4,018	1,764,243	1,785,012	26,368,111
607	沖縄北部連携促進特別振興事業費	224,152	－	－	－	－	－	224,152
020	情報通信技術利用環境整備費	25,941,335	19,964	32,309	126,365	12,041,592	12,220,232	13,721,102
021	電波利用料財源電波監視等実施費	97,801,397	16,939,091	5,523,699	6,372,993	6,314,035	35,149,820	62,651,577
022	情報通信国際戦略推進費	10,770,197	202,811	105,457	576,892	311,702	1,196,865	9,573,332
023	郵政行政推進費	1,042,053	29,821	732,054	29,074	12,883	803,833	238,219
656	科学技術イノベーション創造推進費	2,462,507	63,500	221	42	57	63,821	2,398,685
024	一般戦災死没者追悼等事業費	584,811	35,526	110,079	142,040	88,803	376,450	208,360
026	恩給費	70,464,551	17,404,532	16,615,591	29,621,415	765,538	64,407,077	6,057,473
027	統計調査費	64,172,773	6,408,524	7,687,326	7,617,670	6,570,512	28,284,033	35,888,739
028	独立行政法人統計センター運営費	8,324,832	2,544,228	1,534,448	2,437,575	1,808,581	8,324,832	－
029	政党助成費	31,560,166	7,884,130	7,907,429	15,768,262	－	31,559,821	344

030	国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940,000	−	−	29,940,000	−	29,940,000	−	
031	施設等所在市町村調整交付金	7,600,000	−	−	7,600,000	−	7,600,000	−	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	11,521,410	868,978	1,358,247	1,583,294	1,449,994	5,260,515	6,260,895	
820	特定地域づくり事業推進費	502,785	−	−	−	3,225	3,225	499,559	
664	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	1,468,224	1,344,291	−	56,054	47,116	1,447,461	20,762	
615	宇宙開発利用推進費	1,496,540	−	−	357,032	−	357,032	1,139,507	
671	物価高騰対応地方創生推進費	2,789,292,628	564,866,151	743,510,053	426,585	745,118,807	2,053,921,597	735,371,031	
	管区行政評価局	7,004,388	1,837,642	1,246,554	2,210,710	1,309,375	6,604,282	400,105	94.2
041	管区行政評価局共通費	6,233,191	1,739,013	1,106,747	1,986,493	1,153,533	5,985,789	247,401	
042	行政評価等実施費	770,669	98,540	139,674	224,084	155,710	618,009	152,659	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	528	88	132	132	132	484	44	
	総合通信局	11,533,631	2,747,152	1,754,862	3,247,588	2,046,200	9,795,804	1,737,826	84.9
051	総合通信局共通費	7,953,747	2,072,938	1,304,730	2,401,444	1,430,410	7,209,524	744,222	
702	南極地域観測事業費	1,679	241	374	366	508	1,491	187	
052	情報通信技術高度利活用等推進費	61,982	3,863	6,937	12,457	15,564	38,822	23,159	
053	電波利用料財源電波監視等実施費	3,508,111	670,108	442,820	833,320	599,716	2,545,965	962,146	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	8,111	−	−	−	−	−	8,111	
	公害等調整委員会								
061	公害等調整委員会	562,724	144,711	93,361	169,507	104,656	512,237	50,486	91.0
	消防庁	36,412,416	686,804	869,368	1,674,275	4,855,059	8,085,508	28,326,908	22.2
071	消防庁共通費	2,357,174	543,506	428,477	752,972	457,786	2,182,743	174,430	
073	消防庁施設費	135,274	−	17,438	11,501	48,878	77,818	57,455	
072	消防防災体制等整備費	32,010,886	114,649	409,521	893,488	4,311,477	5,729,137	26,281,748	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,909,082	28,648	13,930	16,312	36,917	95,809	1,813,273	
08	**総務省所管合計**	23,474,592,825	11,118,261,283	6,650,609,299	3,486,443,538	931,001,236	22,186,315,358	1,288,277,467	94.5
09	**法務省所管**								
	法務本省	243,763,515	40,821,821	32,442,578	58,736,929	35,498,574	167,499,903	76,263,611	68.7
001	法務本省共通費	132,974,565	29,294,351	19,339,007	30,117,813	17,632,927	96,384,099	36,590,465	

002	基本法制整備費	169,518	11,852	11,896	20,697	22,953	67,400	102,117	
003	司法制度改革推進費	19,770,359	4,270,343	4,242,236	4,444,030	6,522,429	19,479,039	291,319	
004	日本司法支援センター運営費	17,015,522	4,262,451	3,729,639	4,223,353	4,800,079	17,015,522	－	
015	再犯防止等企画調整推進費	90,905	118	5,016	4,040	12,356	21,532	69,372	
005	検察企画調整費	50,196	6,674	8,108	10,944	12,472	38,200	11,995	
006	矯正企画調整費	148,113	15,063	18,613	30,162	25,537	89,377	58,735	
007	更生保護企画調整推進費	1,032,438	67,379	22,931	91,530	270,310	452,151	580,286	
008	債権管理回収業審査監督費	10,515	1,509	2,177	2,662	2,614	8,964	1,550	
009	人権擁護推進費	1,179,277	1,001,596	87,073	90,608	－	1,179,277	－	
010	訟務費	7,243,468	206,855	247,092	5,775,413	610,155	6,839,517	403,950	
012	法務省施設費	58,983,169	982,447	3,905,939	13,030,119	4,697,429	22,615,935	36,367,233	
013	法務行政情報化推進費	461,577	48,782	77,084	94,232	104,398	324,498	137,078	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	4,633,892	652,395	745,761	801,319	784,909	2,984,386	1,649,506	
	法務総合研究所	2,287,114	441,097	431,913	574,520	503,912	1,951,443	335,670	85.3
021	法務総合研究所共通費	1,967,866	384,436	380,364	514,729	430,796	1,710,327	257,538	
022	法務調査研究費	44,094	2,357	2,321	5,125	12,222	22,026	22,067	
023	国際協力推進費	275,154	54,303	49,227	54,665	60,893	219,089	56,064	
	検察庁	128,830,052	34,065,996	21,108,558	35,045,693	31,632,758	121,853,006	6,977,046	94.5
031	検察官署共通費	108,894,739	32,332,735	19,178,088	33,100,906	22,441,093	107,052,824	1,841,915	
032	検察費	6,053,467	983,605	1,201,798	1,252,079	1,443,802	4,881,286	1,172,180	
033	検察運営費	1,632,738	258,770	354,743	316,725	480,184	1,410,422	222,315	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	12,249,107	490,884	373,927	375,981	7,267,678	8,508,472	3,740,634	
	矯正官署	251,641,882	59,417,310	47,048,580	68,630,515	58,785,750	233,882,155	17,759,726	92.9
041	矯正官署共通費	175,756,516	50,251,015	31,433,350	52,050,211	39,040,883	172,775,461	2,981,054	
042	矯正管理業務費	12,083,785	767,822	996,082	1,460,337	3,213,630	6,437,872	5,645,912	
043	矯正収容費	45,902,533	7,083,489	10,541,655	11,101,537	12,465,744	41,192,426	4,710,106	
044	矯正施設民間開放推進費	15,095,646	333,784	3,643,818	3,659,551	3,704,312	11,341,467	3,754,178	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	2,803,402	981,197	433,672	358,878	361,178	2,134,927	668,474	
	更生保護官署	29,218,201	5,990,811	5,620,880	7,972,642	6,512,282	26,096,617	3,121,584	89.3
051	更生保護官署共通費	15,031,738	4,417,327	2,645,918	4,521,849	3,140,650	14,725,745	305,992	
052	更生保護活動費	12,949,134	1,470,525	2,901,791	3,267,769	3,312,920	10,953,006	1,996,127	

834	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,237,329	102,958	73,170	183,024	58,712	417,865	819,463	
	法務局	192,143,396	30,785,096	27,600,618	37,346,559	32,877,559	128,609,833	63,533,563	66.9
061	法務局共通費	72,905,922	20,742,164	13,170,370	21,585,881	15,440,612	70,939,029	1,966,892	
064	登記事務処理費	23,748,819	3,097,283	4,308,497	5,001,072	7,303,730	19,710,585	4,038,234	
062	国籍等事務処理費	33,402,268	122,177	164,919	191,611	201,326	680,035	32,722,232	
063	人権擁護活動費	2,342,714	263,333	467,915	521,494	594,476	1,847,220	495,493	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	59,743,673	6,560,137	9,488,914	10,046,498	9,337,412	35,432,962	24,310,710	
	出入国在留管理庁	106,086,266	18,144,179	16,414,485	20,091,627	16,563,150	71,213,442	34,872,823	67.1
101	出入国在留管理庁共通費	46,410,784	12,958,044	7,992,481	13,222,263	10,284,988	44,457,776	1,953,007	
102	出入国管理企画調整推進費	6,082,745	1,337,072	969,315	528,430	578,833	3,413,651	2,669,093	
103	出入国管理業務費	12,285,354	1,734,464	2,520,072	2,741,759	2,432,916	9,429,213	2,856,140	
775	国際観光旅客税財源観光振興費	7,200,922	691,404	1,224,309	1,203,377	928,069	4,047,160	3,153,761	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	34,106,461	1,423,193	3,708,306	2,395,797	2,338,343	9,865,640	24,240,821	
	公安審査委員会								
081	公安審査委員会	64,424	13,378	10,837	15,770	13,190	53,176	11,247	82.5
	公安調査庁	18,543,400	4,952,497	3,116,676	5,074,538	4,205,087	17,348,799	1,194,600	93.5
091	公安調査庁共通費	14,727,958	4,284,053	2,576,152	4,425,407	3,188,134	14,473,748	254,209	
092	破壊的団体等調査費	3,809,323	668,065	539,955	648,562	1,016,533	2,873,116	936,207	
835	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	6,118	378	568	568	419	1,935	4,182	
09	**法務省所管合計**	972,578,253	194,632,188	153,795,127	233,488,797	186,592,265	768,508,379	204,069,873	79.0
10	**外務省所管**								
	外務本省	889,965,540	208,305,871	89,501,682	128,469,589	306,747,271	733,024,415	156,941,124	82.3
001	外務本省共通費	77,552,718	13,421,322	12,571,642	16,495,367	14,749,105	57,237,438	20,315,279	
002	外務本省施設費	2,799,643	483	9,072	429,843	355,176	794,575	2,005,068	
003	地域別外交費	19,514,456	1,725,437	1,346,983	1,390,849	10,443,607	14,906,878	4,607,577	
004	分野別外交費	137,930,742	49,495,217	30,361,282	3,479,756	48,524,756	131,861,013	6,069,728	
005	広報文化交流及報道対策費	14,102,423	1,393,914	5,392,352	2,132,668	3,142,299	12,061,234	2,041,188	
006	独立行政法人国際交流基金運営費	13,080,848	3,137,189	2,715,857	3,169,495	4,058,307	13,080,848	−	
011	独立行政法人国際交流基金施設整備費	192,483	−	−	−	188,023	188,023	4,460	

007	領事政策費	13,309,388	257,875	2,215,766	2,604,206	2,529,077	7,606,926	5,702,461	
008	経済協力費	414,605,734	48,963,103	32,617,834	37,342,952	200,894,166	319,818,056	94,787,677	
009	独立行政法人国際協力機構運営費	167,141,389	88,447,840	－	58,965,226	19,728,323	167,141,389	－	
012	独立行政法人国際協力機構施設整備費	3,457,382	－	－	－	－	－	3,457,382	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	26,278,332	1,463,486	2,270,892	2,459,224	2,134,427	8,328,030	17,950,301	
	在外公館	205,033,188	72,612,369	24,384,804	48,759,640	38,401,194	184,158,009	20,875,179	89.8
021	在外公館共通費	172,145,071	69,179,446	18,023,197	43,318,923	34,036,661	164,558,228	7,586,842	
022	在外公館施設費	22,571,561	1,941,652	5,112,495	1,513,621	1,962,221	10,529,991	12,041,570	
023	地域別外交費	1,005,070	217,472	201,632	271,898	217,337	908,341	96,728	
024	分野別外交費	643,926	177,403	40,104	74,728	191,135	483,370	160,555	
025	広報文化交流及報道対策費	1,343,153	467,823	172,284	474,911	176,775	1,291,795	51,357	
026	領事政策費	5,681,102	238,231	553,125	2,752,950	1,448,717	4,993,024	688,077	
027	経済協力費	1,278,095	319,936	237,424	281,335	256,778	1,095,474	182,620	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	365,209	70,403	44,540	71,270	111,567	297,781	67,427	
10	**外務省所管合計**	1,094,998,728	280,918,240	113,886,487	177,229,230	345,148,466	917,182,424	177,816,303	83.7
11	**財務省所管**								
	財務本省	27,022,501,763	5,969,768,790	6,646,906,597	6,168,563,931	7,407,781,466	26,193,020,786	829,480,976	96.9
001	財務本省共通費	253,818,269	58,840,709	13,254,322	15,290,651	155,373,383	242,759,066	11,059,203	
002	財務本省施設費	459,182	－	－	136,156	1,507	137,663	321,518	
003	財政健全化推進費	849,693	76,815	90,059	114,927	327,429	609,232	240,460	
004	税制企画立案費	157,041	19,633	16,602	19,359	21,537	77,133	79,907	
005	資産債務管理費	77,513	10,371	10,773	20,138	18,784	60,068	17,444	
008	国債費	25,908,142,824	5,800,581,867	6,591,887,874	6,105,095,850	7,027,090,160	25,524,655,752	383,487,071	
007	公務員宿舎施設費	9,575,741	639,118	925,768	1,436,755	1,535,425	4,537,068	5,038,673	
014	特定国有財産整備費	7,832,262	354	327	1,907	4,098,171	4,100,761	3,731,500	
016	特定国有財産整備諸費	193,775	1,701	3,610	7,951	10,409	23,673	170,101	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	17,404,332	549,702	1,017,544	1,157,817	1,087,098	3,812,163	13,592,168	
009	貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,905,463	2,570,160	4,521,026	3,995,752	4,791,247	15,878,188	2,027,274	
065	貨幣回収準備資金へ繰入	78,602,661	－	－	－	－	－	78,602,661	

010	関税制度等企画立案費	1,344,010	239,308	161,723	197,297	186,560	784,889	559,120	
011	経済協力費	139,960,110	28,752,047	12,553,689	18,630,135	79,879,113	139,814,986	145,123	
012	政策金融費	60,340,789	46,627,006	6,842,533	15,015	3,511,900	56,996,454	3,344,334	
013	国家公務員共済組合連合会等助成費	84,565,069	30,859,991	15,620,742	22,444,215	3,609,176	72,534,124	12,030,945	
064	復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	16,631,213	－	－	－	16,630,000	16,630,000	1,213	
066	防衛力強化資金へ繰入	109,609,560	－	－	－	109,609,560	109,609,560	－	
018	原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	10,846,615	－	－	－	－	－	10,846,615	
019	予備費	304,185,639	－	－	－	－	－	304,185,639	
	財務局	71,048,771	18,821,440	9,856,914	16,234,628	18,079,951	62,992,935	8,055,836	88.6
021	財務局共通費	44,063,260	16,841,340	6,763,038	11,571,871	7,158,165	42,334,416	1,728,843	
022	財務局施設費	329,062	4,718	6,209	3,736	12,775	27,439	301,623	
023	財務局業務費	15,736,808	1,399,233	2,194,271	3,775,841	3,479,105	10,848,451	4,888,356	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	10,919,641	576,148	893,395	883,179	7,429,905	9,782,628	1,137,012	
	税関	126,146,541	28,879,411	21,225,803	34,076,712	24,100,405	108,282,332	17,864,208	85.8
031	税関共通費	79,204,979	22,595,504	14,159,347	25,577,427	15,201,944	77,534,223	1,670,756	
032	税関施設費	1,599,700	6,600	600	1,852	107,138	116,191	1,483,509	
033	税関業務費	25,837,867	4,105,710	4,238,017	5,328,193	5,280,851	18,952,773	6,885,093	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	15,754,565	1,731,981	2,827,837	2,951,166	2,943,689	10,454,675	5,299,889	
775	国際観光旅客税財源観光振興費	2,491,042	－	－	31,272	121,894	153,166	2,337,875	
034	船舶建造費	1,258,386	439,615	－	186,800	444,887	1,071,302	187,083	
	国税庁	802,278,239	175,932,582	141,638,283	208,252,398	139,734,110	665,557,375	136,720,863	82.9
041	国税庁共通費	577,060,898	156,423,801	115,821,925	170,734,206	98,357,402	541,337,335	35,723,563	
042	国税庁施設費	4,240,607	270,279	196,463	200,506	340,720	1,007,970	3,232,636	
043	税務業務費	68,439,690	7,243,372	9,848,858	12,992,869	18,791,083	48,876,184	19,563,505	
044	国税不服審判所	4,811,658	1,369,895	848,915	1,492,123	879,857	4,590,791	220,866	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	146,441,297	10,345,006	14,713,284	22,564,588	21,101,523	68,724,402	77,716,894	
045	独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,020,691	280,227	208,836	268,105	263,523	1,020,691	－	

050	独立行政法人酒類総合研究所施設整備費	263,397	－	－	－	－	－	263,397	
11	**財務省所管合計**	28,021,975,315	6,193,402,224	6,819,627,599	6,427,127,671	7,589,695,934	27,029,853,430	992,121,885	96.4
12	**文部科学省所管**								
	文部科学本省	7,372,859,465	1,558,048,542	1,131,346,262	1,396,496,610	1,820,939,782	5,906,831,197	1,466,028,268	80.1
001	文部科学本省共通費	97,197,819	30,998,782	17,165,394	27,407,702	9,136,897	84,708,777	12,489,042	
002	文部科学本省施設費	1,822,636	－	－	－	－	－	1,822,636	
003	教育政策推進費	50,363,118	6,839,360	5,826,205	16,908,588	7,357,075	36,931,231	13,431,887	
009	独立行政法人教職員支援機構運営費	1,206,557	329,132	212,213	312,752	352,460	1,206,557	－	
010	独立行政法人教職員支援機構施設整備費	341,382	－	－	184,592	－	184,592	156,790	
007	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	7,745,842	2,515,200	1,474,822	2,313,034	1,442,786	7,745,842	－	
008	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	2,264,213	509,013	55,882	145,560	286,997	997,452	1,266,761	
005	独立行政法人国立女性教育会館運営費	478,939	123,916	109,714	128,573	116,736	478,939	－	
060	独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	100,724	－	－	－	－	－	100,724	
006	初等中等教育振興費	767,826,128	101,471,113	107,315,889	133,109,100	95,079,454	436,975,558	330,850,570	
011	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,101,075	341,281	199,528	325,875	234,391	1,101,075	－	
012	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	120,717	－	－	－	－	－	120,717	
013	義務教育費国庫負担金	1,626,037,771	489,847,390	284,470,786	490,601,664	352,333,742	1,617,253,582	8,784,188	
014	高等教育振興費	77,894,308	6,124,790	9,347,770	10,216,392	21,868,256	47,557,211	30,337,097	
826	大学等修学支援費	543,504,712	127,416,941	150,549,788	16,044,766	11,856,899	305,868,395	237,636,316	
015	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,771,228	486,681	354,976	506,024	423,547	1,771,228	－	
056	独立行政法人大学入試センター施設整備費	209,567	－	－	－	－	－	209,567	
017	独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,898,403	17,480,429	12,168,837	17,008,638	16,240,499	62,898,403	－	
018	独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費	10,630,460	－	1,344,903	1,214,725	2,546,064	5,105,692	5,524,768	
020	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	24,312,909	922,769	5,227,446	735,760	7,075,145	13,961,122	10,351,787	

021	育英事業費	107,019,064	51,726	31,235,930	6,583,292	66,302,945	104,173,894	2,845,169
022	私立学校振興費	583,165,321	54,914,663	27,481,978	224,961,673	185,542,523	492,900,838	90,264,482
023	科学技術・学術政策推進費	41,336,746	4,797,647	3,444,880	2,016,118	29,616,489	39,875,135	1,461,610
027	研究振興費	378,006,202	242,271,064	32,881,873	17,138,590	48,770,671	341,062,199	36,944,002
633	沖縄国立大学法人施設整備費	33,623,436	284,497	12,731,909	18,917,378	1,689,651	33,623,436	－
028	国立大学法人施設整備費	182,832,451	8,167,827	20,774,790	13,015,176	54,517,068	96,474,862	86,357,588
030	国立大学法人運営費	1,087,615,854	272,761,037	283,549,174	243,609,188	287,696,455	1,087,615,854	－
031	独立行政法人日本学術振興会運営費	27,498,267	8,577,124	7,635,873	5,538,863	5,746,407	27,498,267	－
032	研究開発推進費	439,617,844	36,516,578	26,568,064	20,453,273	252,292,461	335,830,377	103,787,466
039	国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	14,656,039	4,372,118	2,626,370	3,257,346	4,400,205	14,656,039	－
040	国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費	2,869,840	－	－	－	708,680	708,680	2,161,160
041	国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	6,563,837	2,625,535	1,969,151	1,312,767	656,384	6,563,837	－
033	国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,970,256	42,943,263	17,767,124	19,037,365	21,222,504	100,970,256	－
064	国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	2,530,365	－	－	－	910,041	910,041	1,620,324
049	国立研究開発法人理化学研究所運営費	56,318,412	12,582,701	11,432,881	13,579,655	18,723,175	56,318,412	－
050	国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	16,210,000	－	10,098	－	5,110,892	5,120,990	11,089,010
042	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	22,197,372	5,854,609	3,596,055	5,017,516	7,729,192	22,197,372	－
043	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	16,558,294	161,003	16,887	789,111	9,259,541	10,226,542	6,331,751
051	国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,950,507	1,883,687	1,935,736	2,010,685	2,120,399	7,950,507	－
052	国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	7,290,184	－	－	－	4,052,340	4,052,340	3,237,844
034	南極地域観測事業費	167,781	5,327	2,872	37,778	115,132	161,110	6,670
615	宇宙開発利用推進費	6,370,000	－	－	－	4,482,338	4,482,338	1,887,661
781	地球環境保全等試験研究費	4,500	－	－	－	4,499	4,499	0
044	電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	134,270,990	22,017,746	2,943,003	28,633,529	80,676,712	134,270,990	－

036	国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	31,320,538	7,423,515	6,540,912	6,397,765	10,958,346	31,320,538	—	
038	国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	9,923,357	—	—	10,000	9,341,260	9,351,260	572,097	
037	国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費	418,000	—	2,860	—	185,818	188,678	229,322	
047	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	133,352,566	10,526,226	10,159,033	16,768,525	95,898,782	133,352,566	—	
048	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	10,865,805	205,980	253,438	2,320,448	5,086,846	7,866,713	2,999,092	
045	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	37,466,362	11,221,962	7,258,794	8,733,055	10,252,551	37,466,362	—	
046	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,322,748	—	—	—	571,897	571,897	750,851	
656	科学技術イノベーション創造推進費	33,152,283	10,215,305	6,297,520	5,620,047	10,807,633	32,940,505	211,777	
054	公立文教施設整備費	484,153,657	—	1,295,057	3,137,339	39,778,868	44,211,264	439,942,393	
641	沖縄教育振興事業費	6,428,030	—	—	133,144	1,782,890	1,916,034	4,511,996	
601	沖縄振興交付金事業推進費	5,156,033	—	—	114,423	1,527,831	1,642,254	3,513,779	
057	文化振興費	982,039	892,500	—	—	83,200	975,700	6,339	
058	国際交流・協力推進費	30,820,856	7,772,291	9,616,084	5,767,810	5,935,294	29,091,480	1,729,375	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	12,582,646	582,054	920,837	907,865	1,202,993	3,613,751	8,968,894	
059	独立行政法人日本学生支援機構運営費	16,604,315	3,013,753	4,219,245	3,513,130	5,858,187	16,604,315	—	
063	独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	4,838,153	—	353,676	—	2,969,720	3,323,396	1,514,757	
	文部科学本省所轄機関	6,794,674	868,077	912,375	1,153,110	911,239	3,844,802	2,949,871	56.5
071	国立教育政策研究所	4,377,374	525,107	576,243	744,172	546,211	2,391,734	1,985,639	
076	科学技術・学術政策研究所	935,865	163,634	122,373	201,645	168,017	655,671	280,193	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	886,723	43,060	71,709	62,085	63,665	240,519	646,203	
073	日本学士院	594,712	136,274	142,049	145,207	133,345	556,877	37,834	
	スポーツ庁	46,647,131	11,249,854	7,726,643	8,507,493	3,768,350	31,252,340	15,394,790	66.9
101	スポーツ庁共通費	1,249,268	318,663	206,572	412,937	216,815	1,154,989	94,278	
102	初等中等教育振興費	19,289	3,960	6,487	1,491	2,323	14,263	5,025	
103	私立学校振興費	80,000	—	—	—	—	—	80,000	

104	スポーツ振興費	18,987,422	999,165	3,901,127	3,553,925	942,547	9,396,766	9,590,656	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	10,373	－	220	132	132	484	9,889	
607	沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,575,870	－	9,916	508,342	19,074	537,332	2,038,538	
107	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,938,516	9,928,065	3,602,320	4,030,664	2,377,467	19,938,516	－	
108	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	3,786,393	－	－	－	209,990	209,990	3,576,403	
	文化庁	198,986,775	18,970,498	15,273,241	17,303,148	59,952,726	111,499,614	87,487,160	56.0
081	文化庁共通費	3,830,567	982,796	670,897	1,198,159	691,052	3,542,905	287,661	
094	文化庁施設費	96,349	－	－	－	－	－	96,349	
082	文化振興費	34,618,398	8,084,476	3,938,067	2,508,582	13,019,310	27,550,437	7,067,960	
088	文化財保存事業費	90,838,732	679,972	1,688,835	2,855,266	16,892,331	22,116,406	68,722,325	
089	文化財保存施設整備費	923,385	124	46,416	112,299	208,592	367,432	555,953	
093	文化振興基盤整備費	2,841,600	167,104	83,680	98,160	130,644	479,589	2,362,010	
083	日本芸術院	496,042	119,814	110,486	116,420	113,117	459,838	36,203	
775	国際観光旅客税財源観光振興費	8,253,563	837,244	237,188	1,061,955	1,960,384	4,096,773	4,156,789	
097	独立行政法人国立科学博物館運営費	2,855,040	749,113	537,214	806,247	762,466	2,855,040	－	
098	独立行政法人国立科学博物館施設整備費	1,413,065	－	－	－	－	－	1,413,065	
084	独立行政法人国立美術館運営費	8,049,544	1,205,153	2,975,084	2,548,982	1,320,325	8,049,544	－	
085	独立行政法人国立美術館施設整備費	990,819	－	127,863	－	－	127,863	862,956	
090	独立行政法人国立文化財機構運営費	9,577,605	2,685,181	2,104,190	2,613,448	2,174,786	9,577,605	－	
091	独立行政法人国立文化財機構施設整備費	1,006,902	－	－	－	62,678	62,678	944,224	
086	独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	11,669,391	3,417,290	2,648,608	3,130,223	2,473,270	11,669,391	－	
087	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	812,931	－	38,984	188,394	79,342	306,721	506,209	
099	独立行政法人日本芸術文化振興会出資	20,000,000	－	－	－	20,000,000	20,000,000	－	

832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	712,841	42,227	65,725	65,009	64,426	237,388	475,452	
12	文部科学省所管合計	7,625,288,046	1,589,136,972	1,155,258,522	1,423,460,362	1,885,572,098	6,053,427,955	1,571,860,091	79.3
13	厚生労働省所管								
	厚生労働本省	35,234,439,384	10,407,920,646	7,705,298,122	7,681,370,320	5,340,492,819	31,135,081,909	4,099,357,475	88.3
001	厚生労働本省共通費	107,526,070	24,466,944	16,676,683	24,179,699	17,638,084	82,961,412	24,564,657	
002	厚生労働本省施設費	271,607	－	23,254	18,947	15,811	58,013	213,594	
003	医療提供体制確保対策費	178,935,392	7,073	960,844	2,381,257	19,752,736	23,101,912	155,833,479	
004	医療従事者等確保対策費	704,467	31,981	42,164	147,428	97,002	318,576	385,890	
005	医療従事者資質向上対策費	47,100	131	1,649	2,618	6,261	10,661	36,438	
006	医療情報化等推進費	76,797,412	53,626	5,902,685	545,597	257,805	6,759,715	70,037,696	
007	医療安全確保推進費	1,721,568	198	179	1,168	1,258,893	1,260,438	461,129	
011	独立行政法人国立病院機構施設整備費	6,475,812	－	－	－	－	－	6,475,812	
171	国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	7,316,438	3,675,653	1,025,238	1,090,350	1,525,197	7,316,438	－	
172	国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	530,431	－	－	－	－	－	530,431	
173	国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,395,917	1,334,772	968,574	1,123,997	968,574	4,395,917	－	
174	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,013,113	1,970,323	763,557	763,554	515,679	4,013,113	－	
175	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	2,533,808	－	－	－	1,513,710	1,513,710	1,020,098	
176	国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	6,640,787	1,791,294	1,751,911	1,718,912	1,378,670	6,640,787	－	
177	国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	7,263,089	－	－	－	242,333	242,333	7,020,756	
178	国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	4,647,816	1,836,687	710,667	801,283	1,229,179	4,577,816	70,000	
184	国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	1,724,890	－	－	－	－	－	1,724,890	
179	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	3,191,684	947,970	735,975	771,765	735,974	3,191,684	－	
012	感染症対策費	501,061,990	161,803,938	77,412,439	24,709,776	77,275,987	341,202,142	159,859,847	
013	特定疾患等対策費	155,242,287	334,909	788,612	26,355,651	116,770,833	144,250,006	10,992,280	
192	ハンセン病資料館施設費	3,099,526	321,949	609	766,961	86,993	1,176,514	1,923,011	

014	移植医療推進費	4,508,995	3,333	26,465	3,058,519	265,101	3,353,419	1,155,575
015	原爆被爆者等援護対策費	114,741,911	13,643,056	21,468,265	17,167,125	33,387,948	85,666,397	29,075,513
016	医薬品承認審査等推進費	1,728,206	81,883	189,367	301,811	186,178	759,239	968,966
017	医薬品安全対策等推進費	1,236,893	61,241	161,378	188,025	427,798	838,443	398,449
018	医薬品適正使用推進費	8,904,926	7,986,164	31,058	21,419	21,456	8,060,098	844,827
019	血液製剤対策費	2,006,838	4,775	269,126	134,288	140,628	548,819	1,458,018
021	医療技術実用化等推進費	30,737,133	8,415	76,098	103,271	295,975	483,759	30,253,373
022	医療提供体制基盤整備費	259,242,435	2,171,707	1,928,019	23,143,322	115,872,239	143,115,287	116,127,148
023	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,466,176	723,883	509,577	723,139	509,577	2,466,176	—
024	医療保険給付諸費	10,497,963,577	3,472,310,609	2,646,739,208	2,089,331,860	1,621,243,966	9,829,625,645	668,337,931
025	健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	9,277,289	1,167,523	2,272,149	1,910,492	3,927,123	9,277,289	—
026	医療費適正化推進費	2,717,344	46,681	106,722	189,491	148,020	490,915	2,226,428
029	地域保健対策費	2,986,300	2,086	144,020	9,941	1,791,661	1,947,709	1,038,590
030	保健衛生施設整備費	6,794,602	—	—	—	914,664	914,664	5,879,938
031	健康増進対策費	40,325,073	481,767	154,130	88,347	33,210,364	33,934,609	6,390,463
032	健康危機管理推進費	1,121,545	9,687	212,660	17,356	300,138	539,843	581,701
033	食品等安全確保対策費	1,022,902	24,562	70,070	46,929	89,013	230,575	792,326
036	麻薬・覚醒剤等対策費	545,813	26,185	43,502	89,692	87,757	247,137	298,675
037	化学物質安全対策費	296,657	19,043	20,713	35,165	75,726	150,649	146,007
038	生活衛生対策費	5,658,623	3,039	1,732,366	1,183,913	1,005,436	3,924,755	1,733,867
039	労働条件確保・改善対策費	300,506	1,508	17,633	61,814	31,920	112,876	187,629
096	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	40,818,994	278,049	1,509,957	3,360,639	8,266,620	13,415,266	27,403,727
197	特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	34,646,523	37,969	31,340	54,991	34,453,131	34,577,433	69,089
041	労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	6,515	6,515	—	—	—	6,515	—
092	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	147	—	—	53	—	53	93
045	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	406,109	164,883	80,193	126,835	34,198	406,109	—
048	高齢者等雇用安定・促進費	11,197,212	493,811	2,609,841	3,724,797	2,273,699	9,102,149	2,095,063
049	失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	126,200,500	32,168,500	31,041,417	31,344,000	25,859,000	120,412,917	5,787,582

097	就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	6,126,875	－	－	－	4,011,315	4,011,315	2,115,560
052	職業能力開発強化費	5,108,541	535,208	1,561,464	1,381,029	1,556,442	5,034,144	74,396
053	若年者等職業能力開発支援費	127,041	1,493	963	1,164	1,481	5,102	121,939
054	障害者等職業能力開発支援費	4,034,803	309,365	947,951	912,722	1,786,737	3,956,776	78,026
055	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	863,159	238,589	183,717	238,589	202,264	863,159	－
056	男女均等雇用対策費	223,042	4,417	6,099	13,633	15,415	39,565	183,476
064	生活保護等対策費	2,968,056,174	920,334,263	690,702,252	692,249,564	587,420,469	2,890,706,550	77,349,623
196	自殺対策費	7,983,028	2,453,834	24,760	1,825,571	1,256,940	5,561,108	2,421,919
067	社会福祉諸費	43,929,904	15,025,835	16,849,738	612,300	4,964,654	37,452,528	6,477,375
068	遺族及留守家族等援護費	4,483,381	999,244	969,829	1,545,070	579,776	4,093,920	389,460
069	戦没者慰霊事業費	4,363,442	501,006	462,405	806,953	387,849	2,158,215	2,205,226
070	中国残留邦人等支援事業費	1,198,332	146,524	355,894	210,704	330,269	1,043,392	154,939
071	恩給進達等実施費	170,130	15,553	20,418	32,313	45,264	113,550	56,579
198	昭和館施設費	751,391	－	1,980	－	10,285	12,265	739,126
073	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,230,773	509,688	253,390	362,006	105,689	1,230,773	－
074	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	200,823	－	－	－	－	－	200,823
075	特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,366,656	695,000	336,000	665,000	287,959	1,983,959	382,696
076	社会福祉施設整備費	38,044,008	99,167	16,507	766,669	10,312,550	11,194,893	26,849,114
077	独立行政法人福祉医療機構運営費	4,642,877	2,982,098	－	－	1,660,779	4,642,877	－
072	障害保健福祉費	2,209,554,321	51,574,811	700,952,875	582,359,723	815,730,671	2,150,618,082	58,936,239
078	公的年金制度等運営諸費	419,282,122	134,706,889	69,113,754	136,337,031	70,137,018	410,294,694	8,987,427
079	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,904,738,355	4,782,337,075	2,391,150,228	3,316,633,767	574,025,925	11,064,146,996	1,840,591,358
080	私的年金制度整備運営費	4,443,595	1,339	1,875	4,952	3,173	11,340	4,432,254
081	高齢者日常生活支援等推進費	185,388,057	8,129	13,556	2,287,954	182,919,177	185,228,818	159,238
082	介護保険制度運営推進費	3,713,088,103	668,585,928	958,740,111	578,227,459	863,661,695	3,069,215,194	643,872,909
084	業務取扱費年金特別会計へ繰入	106,780,947	35,447,510	17,357,561	27,499,041	26,464,835	106,768,947	12,000
085	国際機関活動推進費	51,865,345	11,641,553	891,433	44,180	39,269,075	51,846,242	19,102

086	国際協力費	259,520	24,888	42,546	37,467	47,581	152,484	107,035	
087	厚生労働調査研究等推進費	82,205,141	38,678,013	14,009,198	10,644,776	5,616,831	68,948,819	13,256,322	
089	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	5,316,548	1,525,720	785,813	900,714	2,104,301	5,316,548	－	
090	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	252,745	－	227,470	－	25,275	252,745	－	
194	社会保障・税番号活用推進費	93,555,166	10,010	13,335,740	56,249,380	12,676,833	82,271,964	11,283,201	
656	科学技術イノベーション創造推進費	12,837,156	5,799,617	2,519,311	1,841,893	1,498,974	11,659,795	1,177,361	
601	沖縄振興交付金事業推進費	3,677,683	－	－	－	1,820,803	1,820,803	1,856,880	
642	沖縄保健衛生諸費	1,620	－	－	252	405	657	962	
826	大学等修学支援費	264,115	－	－	－	－	－	264,115	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	65,023,511	2,223,537	4,252,942	4,882,222	3,465,026	14,823,729	50,199,782	
	検疫所	17,674,790	3,304,462	2,451,493	4,029,843	3,391,507	13,177,307	4,497,482	74.5
101	検疫所共通費	10,086,786	2,796,952	1,703,085	2,993,573	2,151,134	9,644,746	442,040	
102	検疫所施設費	359,124	－	－	61,073	33,440	94,513	264,610	
103	検疫業務等実施費	3,658,553	284,751	317,279	380,235	658,553	1,640,820	2,017,732	
104	輸入食品検査業務実施費	2,652,949	176,988	343,096	531,693	455,490	1,507,268	1,145,680	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	917,377	45,770	88,032	63,267	92,888	289,959	627,418	
	国立ハンセン病療養所	36,618,815	6,732,149	5,354,262	7,526,131	7,250,234	26,862,778	9,756,036	73.3
111	国立ハンセン病療養所共通費	17,364,896	4,894,068	3,012,952	5,012,247	3,637,485	16,556,753	808,142	
112	国立ハンセン病療養所施設費	8,816,694	242,220	219,151	128,350	985,066	1,574,787	7,241,906	
113	国立ハンセン病療養所運営費	10,350,213	1,589,019	2,104,603	2,375,730	2,621,756	8,691,110	1,659,102	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	87,011	6,841	17,555	9,803	5,926	40,127	46,884	
	厚生労働本省試験研究機関	17,419,100	3,452,274	3,007,404	4,346,161	3,502,703	14,308,543	3,110,556	82.1
121	厚生労働本省試験研究所共通費	10,002,451	2,499,931	1,593,517	2,733,846	1,844,639	8,671,936	1,330,514	
122	厚生労働本省試験研究所施設費	1,705,362	86,086	397,601	390,276	197,854	1,071,819	633,542	
123	血清等製造及検定費	370,078	49,341	105,731	90,127	99,517	344,717	25,360	
124	厚生労働本省試験研究所試験研究費	4,782,045	742,202	809,622	1,038,636	1,242,532	3,832,993	949,051	
792	放射能調査研究費	21,486	1,185	1,616	3,120	2,555	8,477	13,008	

832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	537,678	73,528	99,314	90,153	115,603	378,599	159,079	
	国立障害者リハビリテーションセンター	9,042,003	1,851,274	1,649,563	2,166,877	1,757,816	7,425,531	1,616,471	82.1
131	国立障害者リハビリテーションセンター共通費	5,530,521	1,503,172	1,034,959	1,604,681	1,174,336	5,317,150	213,370	
132	国立障害者リハビリテーションセンター施設費	742,440	38,700	42,812	67,713	56,198	205,424	537,015	
134	国立障害者リハビリテーションセンター運営費	2,185,533	288,352	529,519	441,153	468,516	1,727,542	457,990	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	583,509	21,048	42,271	53,329	58,765	175,414	408,094	
	地方厚生局	18,189,419	4,558,307	3,087,462	4,882,201	3,545,355	16,073,326	2,116,092	88.3
141	地方厚生局共通費	14,472,719	4,152,119	2,569,078	4,327,100	3,044,783	14,093,082	379,636	
146	地方厚生局施設費	80,292	－	257	4,566	16,845	21,669	58,622	
142	保険医療機関等指導監督等実施費	1,336,013	222,031	320,218	369,161	277,942	1,189,353	146,659	
143	医師等国家試験実施費	1,276,811	－	－	－	420	420	1,276,390	
144	麻薬・覚醒剤等対策費	713,002	158,784	123,958	134,166	173,214	590,124	122,877	
145	医療観察等実施費	69,916	7,063	13,799	16,875	13,743	51,480	18,435	
834	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	240,666	18,309	60,150	30,331	18,405	127,196	113,470	
	都道府県労働局	96,632,920	27,926,956	16,838,923	28,632,371	19,911,090	93,309,341	3,323,578	96.5
151	都道府県労働局共通費	90,516,587	26,838,793	15,612,027	27,202,209	18,907,787	88,560,818	1,955,768	
152	都道府県労働局施設費	226,492	3,142	9,856	67,918	37,064	117,981	108,510	
153	労働条件確保・改善対策費	709,556	94,317	165,875	197,899	119,383	577,476	132,079	
155	個別労働紛争対策費	68,457	6,787	11,159	12,148	11,148	41,243	27,213	
156	職業紹介事業等実施費	38,433	3,225	4,842	7,673	4,219	19,961	18,471	
157	高齢者等雇用安定・促進費	3,403,182	766,467	764,898	862,267	569,516	2,963,150	440,031	
159	若年者等職業能力開発支援費	1,400,532	160,912	224,726	205,679	202,930	794,248	606,283	
158	男女均等雇用対策費	269,681	53,309	45,537	76,574	59,039	234,461	35,219	
	中央労働委員会	1,488,469	365,826	250,947	413,023	295,208	1,325,005	163,464	89.0
161	中央労働委員会共通費	1,201,202	322,331	193,647	339,536	228,874	1,084,390	116,811	
162	労使関係等安定形成促進費	280,406	42,350	55,584	71,771	64,617	234,324	46,081	
836	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	6,861	1,143	1,715	1,715	1,715	6,289	571	
13	**厚生労働省所管合計**	35,431,504,903	10,456,111,897	7,737,938,181	7,733,366,931	5,380,146,735	31,307,563,745	4,123,941,157	88.3

14	農林水産省所管								
	農林水産本省	2,872,194,331	176,119,915	345,111,719	512,295,002	888,356,491	1,921,883,128	950,311,202	66.9
001	農林水産本省共通費	91,011,590	16,556,043	13,810,995	18,027,453	12,596,073	60,990,565	30,021,025	
002	農林水産本省施設費	748,012	99,473	44,047	1,404	116,271	261,196	486,815	
042	新市場創出対策費	20,232,784	4,267	2,234,554	269,638	5,896,366	8,404,826	11,827,958	
003	農林水産物・食品輸出促進対策費	40,320,267	1,350,695	6,308,146	2,145,788	2,717,509	12,522,139	27,798,128	
004	消費者・食農連携深化対策費	859,742	2,436	4,668	30,129	5,617	42,852	816,889	
005	食品の安全・消費者の信頼確保対策費	1,368,082	54,925	60,147	243,508	159,455	518,038	850,043	
006	独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	7,020,014	2,080,004	1,392,776	2,352,759	1,194,475	7,020,014	－	
007	独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	511,693	－	14,410	7,634	38,524	60,568	451,124	
008	食料安全保障確立対策費	38,245,620	10,642,876	3,593,036	2,223,648	4,150,195	20,609,757	17,635,862	
009	食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	152,180,000	－	46,000,000	86,180,000	20,000,000	152,180,000	－	
010	担い手育成・確保等対策費	225,372,146	38,369,092	99,613,726	17,279,162	44,391,963	199,653,944	25,718,201	
011	独立行政法人農業者年金基金運営費	4,659,938	2,579,938	653,924	771,550	654,526	4,659,938	－	
012	農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	99,175,902	5,358,410	59,831,079	33,770,238	－	98,959,727	216,175	
013	共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	53,883,959	30,448,012	8,255,532	3,659,834	7,704,210	50,067,588	3,816,371	
014	農地集積・集約化等対策費	56,240,988	236,987	1,344,488	3,243,510	38,869,075	43,694,062	12,546,926	
015	農業生産基盤整備推進費	44,074,753	17,722	852,528	1,535,475	29,078,621	31,484,348	12,590,405	
016	海岸事業費	9,506,044	347,448	965,411	504,556	1,660,420	3,477,836	6,028,207	
017	国産農産物生産基盤強化等対策費	781,371,185	21,136,719	17,206,780	250,257,395	229,513,675	518,114,570	263,256,615	
018	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費	51,212,495	12,287,742	12,656,243	12,710,204	12,709,056	50,363,247	849,247	
019	独立行政法人農畜産業振興機構運営費	3,073,177	942,954	574,337	924,507	631,379	3,073,177	－	
020	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,563,757	439,809	297,085	416,657	410,206	1,563,757	－	
021	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	274,744	－	－	－	－	－	274,744	

022	独立行政法人家畜改良センター運営費	7,393,389	1,802,016	1,176,959	1,816,893	2,597,521	7,393,389	—
023	独立行政法人家畜改良センター施設整備費	2,483,945	—	375,000	—	—	375,000	2,108,945
025	農林水産政策研究所	959,786	218,266	141,104	261,172	190,026	810,570	149,215
026	農業・食品産業強化対策費	34,860,460	490,374	184,972	4,543,630	3,126,174	8,345,150	26,515,309
027	農林水産業環境政策推進費	7,403,861	2,186	20,336	38,784	1,122,871	1,184,179	6,219,682
030	農村整備推進対策費	77,464,429	5,656,287	19,860,222	9,887,889	41,093,233	76,497,632	966,796
031	農業農村整備事業費	545,786,945	10,235,273	27,972,217	36,197,490	206,362,430	280,767,412	265,019,533
032	農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,682,639	481,853	2,184,643	919,453	692,064	4,278,013	404,625
033	農山漁村活性化対策費	31,977,535	4,186	123,726	829,395	12,791,539	13,748,847	18,228,687
034	農山漁村地域整備事業費	89,430,671	—	2,339,915	4,780,883	55,531,723	62,652,522	26,778,148
035	農林水産統計調査費	8,957,486	4,836,260	741,517	753,391	900,574	7,231,743	1,725,742
036	風水害等対策費	1,425,503	—	18,048	—	250,484	268,532	1,156,971
037	受託工事等実施費	7,935,554	197,201	642,321	1,064,985	2,469,022	4,373,530	3,562,024
038	海岸事業調査諸費	3,472	1,153	285	168	365	1,973	1,498
039	農業農村整備事業調査諸費	1,033,182	172,622	206,570	230,718	176,742	786,653	246,528
040	農業施設災害復旧事業費	84,945,922	84,901	985,641	712,896	39,003,833	40,787,273	44,158,648
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	18,098,627	195,182	308,975	583,430	1,760,387	2,847,975	15,250,651
041	農業施設災害関連事業費	11,616,065	—	20,500	226,465	853,705	1,100,671	10,515,393
657	科学技術イノベーション創造推進費	178,000	—	118,000	—	—	118,000	60,000
601	沖縄振興交付金事業推進費	12,030,722	—	—	1,545,057	5,392,552	6,937,609	5,093,113
815	地方創生基盤整備事業推進費	5,907,202	20,000	32,792	458,058	3,334,663	3,845,514	2,061,688
645	沖縄開発事業費	21,222,876	652,008	769,742	530,968	9,789,003	11,741,722	9,481,154
648	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	161,360	—	—	—	136,000	136,000	25,360
721	水資源開発事業費	11,924,221	—	1,361,689	1,499,528	6,737,323	9,598,540	2,325,681
726	防災・減災対策等強化事業推進費	304,632	—	—	—	176,968	176,968	127,664
739	離島振興事業費	20,709,935	168,767	1,066,340	1,467,954	10,861,011	13,564,074	7,145,860
745	北海道開発事業費	179,874,006	7,945,815	8,746,280	7,373,729	70,371,644	94,437,470	85,436,535
756	北海道特定特別総合開発事業推進費	515,000	—	—	17,000	137,000	154,000	361,000

	農林水産本省検査指導機関	18,954,803	4,529,706	3,083,163	5,227,553	3,638,820	16,479,244	2,475,559	86.9
051	農林水産本省検査指導所	17,271,519	4,476,447	3,011,465	5,165,821	3,524,356	16,178,090	1,093,428	
052	農林水産本省検査指導所施設費	671,757	14,705	11,771	294	45,196	71,967	599,789	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,011,527	38,553	59,927	61,437	69,266	229,185	782,342	
	農林水産技術会議	77,951,732	15,994,960	14,825,911	19,108,359	23,117,670	73,046,902	4,904,829	93.7
061	農林水産技術会議共通費	2,136,273	542,276	361,422	611,874	436,844	1,952,417	183,855	
062	農林水産技術会議施設費	150,320	－	14	39,636	23	39,674	110,645	
063	農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	5,923,029	145,625	573,864	1,639,383	3,007,986	5,366,859	556,169	
064	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	55,720,098	13,552,044	11,110,392	14,334,242	16,723,420	55,720,098	－	
065	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	3,878,605	－	179,366	－	474,744	654,110	3,224,494	
066	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,785,065	981,501	813,008	1,029,306	961,250	3,785,065	－	
067	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	389,423	－	－	208,791	－	208,791	180,632	
656	科学技術イノベーション創造推進費	3,632,417	567,384	1,219,196	805,510	1,036,987	3,629,079	3,337	
615	宇宙開発利用推進費	810,000	－	254,999	127,500	127,500	510,000	300,000	
781	地球環境保全等試験研究費	21,000	－	3,210	1,605	16,184	21,000	－	
792	放射能調査研究費	47,137	－	2,950	2,951	25,243	31,144	15,993	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,458,365	206,129	307,486	307,559	307,486	1,128,662	329,702	
	地方農政局	68,887,456	19,179,870	12,367,386	20,906,909	12,843,368	65,297,534	3,589,921	94.7
081	地方農政局	47,632,524	13,776,282	8,643,883	15,133,945	8,936,563	46,490,675	1,141,848	
082	地方農政局施設費	478,367	123,451	1,285	3,766	155,777	284,280	194,086	
083	海岸事業工事諸費	396,858	100,344	70,044	112,938	71,540	354,868	41,989	
084	農業農村整備事業工事諸費	19,913,616	5,175,123	3,637,237	5,633,390	3,656,200	18,101,951	1,811,664	
085	農業施設災害復旧事業等工事諸費	229,113	966	6,646	14,442	13,730	35,786	193,327	
834	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	236,977	3,700	8,289	8,426	9,556	29,972	207,005	
	北海道農政事務所	3,598,379	994,033	608,952	1,127,092	662,904	3,392,983	205,396	94.2

091	北海道農政事務所	3,517,051	992,383	606,475	1,124,617	654,834	3,378,311	138,739	
092	北海道農政事務所施設費	71,375	－	2	－	5,594	5,596	65,778	
835	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	9,953	1,650	2,475	2,475	2,475	9,075	878	
	林野庁	646,619,371	59,340,564	50,664,847	80,814,479	161,677,776	352,497,667	294,121,703	54.5
101	林野庁共通費	32,818,865	12,042,086	5,351,269	8,986,242	5,252,017	31,631,616	1,187,248	
102	林野庁施設費	1,306,823	171,034	131,747	88,452	350,348	741,582	565,240	
103	国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,649,867	3,012,564	1,996,037	2,953,778	2,687,487	10,649,867	－	
104	国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	2,723,637	－	－	722,529	－	722,529	2,001,107	
105	森林整備・保全費	5,610,731	80,825	548,349	627,117	1,336,745	2,593,037	3,017,694	
106	国有林野産物等売払及管理処分業務費	14,111,780	2,879,394	1,782,050	2,917,279	3,914,741	11,493,466	2,618,313	
107	治山事業費	116,356,746	6,484,272	7,632,018	10,256,908	30,642,929	55,016,128	61,340,617	
108	森林整備事業費	215,649,769	4,020,369	21,586,193	37,350,394	69,099,624	132,056,581	83,593,188	
109	借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,055,788	126,154	233,712	226,469	469,450	1,055,787	0	
110	国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	24,184,332	24,010,305	12,250	72,805	74,750	24,170,110	14,222	
111	林業振興対策費	5,473,852	1,083,698	1,073,922	1,100,986	1,194,446	4,453,053	1,020,798	
112	林産物供給等振興対策費	2,044,200	57,547	305,016	540,437	708,336	1,611,337	432,862	
113	森林整備・林業等振興対策費	56,846,589	447,616	2,057,820	2,947,796	3,896,864	9,350,098	47,496,490	
114	治山事業工事諸費	5,042,211	1,317,511	906,977	1,589,562	906,696	4,720,747	321,464	
115	森林整備事業工事諸費	6,638,114	1,679,688	1,279,281	2,066,879	1,288,673	6,314,522	323,591	
116	山林施設災害復旧事業費	58,731,991	871,555	1,527,118	1,941,029	17,255,223	21,594,926	37,137,065	
117	山林施設災害関連事業費	37,934,629	350,489	1,082,666	1,634,602	4,444,910	7,512,668	30,421,960	
118	山林施設災害復旧事業等工事諸費	116,482	1,266	10,040	12,083	11,688	35,078	81,403	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,678,590	15,126	43,250	88,321	28,646	175,345	1,503,244	
658	科学技術イノベーション創造推進費	153,683	－	153,683	－	－	153,683	－	
816	地方創生基盤整備事業推進費	12,929,597	－	75,030	154,033	5,012,167	5,241,230	7,688,367	
646	沖縄開発事業費	1,016,502	1,559	69,000	144,242	104,777	319,578	696,923	

727	防災・減災対策等強化事業推進費	221,178	－	67,480	42,027	95,358	204,865	16,313	
740	離島振興事業費	2,827,850	－	102,342	166,216	1,158,980	1,427,540	1,400,310	
746	北海道開発事業費	29,932,925	687,498	2,637,587	4,184,285	11,742,912	19,252,283	10,680,642	
757	北海道特定特別総合開発事業推進費	543,000	－	－	－	－	－	543,000	
782	地球環境保全等試験研究費	19,632	－	－	－	－	－	19,632	
	水産庁	414,581,672	51,289,912	24,859,994	32,904,955	174,657,926	283,712,788	130,868,884	68.4
131	水産庁共通費	8,752,968	2,364,945	1,485,413	2,710,756	1,536,253	8,097,368	655,599	
132	食料安全保障確立対策費	755,801	10,900	99,943	112,069	305,879	528,791	227,009	
133	国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	17,161,694	5,869,147	3,514,785	4,367,869	3,409,893	17,161,694	－	
134	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	512,025	－	－	－	－	－	512,025	
147	国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費	4,875,707	4,763,000	－	－	－	4,763,000	112,707	
135	水産資源管理対策費	27,394,858	4,273,984	6,063,567	6,578,400	5,282,392	22,198,344	5,196,513	
136	船舶建造費	2,240,196	11,447	89,284	52,083	87,568	240,383	1,999,812	
137	水産業振興対策費	122,772,500	23,642,069	1,115,271	2,991,559	79,802,956	107,551,857	15,220,642	
138	保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	19,288,344	5,576,342	2,417,413	3,570,697	3,112,635	14,677,087	4,611,257	
139	漁村活性化対策費	14,432,060	734,916	887,543	1,377,220	874,729	3,874,410	10,557,650	
140	海岸事業費	6,871,229	－	53,494	185	3,203,376	3,257,055	3,614,173	
141	水産基盤整備費	81,600,268	1,176,593	2,424,512	3,470,410	39,471,273	46,542,790	35,057,478	
142	水産業強化対策費	5,611,499	－	－	264,233	－	264,233	5,347,265	
143	海岸事業調査諸費	4,886	598	580	1,466	873	3,518	1,367	
144	水産基盤整備事業工事諸費	52,136	8,096	8,863	14,774	10,895	42,629	9,506	
145	漁港施設災害復旧事業費	16,837,256	78,622	380,625	71,413	3,697,043	4,227,704	12,609,552	
146	漁港施設災害関連事業費	978,609	－	2,820	43,106	259,915	305,842	672,766	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,451,116	17,092	166,585	207,491	177,758	568,928	882,187	
659	科学技術イノベーション創造推進費	395,000	－	－	－	395,000	395,000	－	
817	地方創生基盤整備事業推進費	3,164,936	－	－	27,179	2,199,039	2,226,218	938,718	
647	沖縄開発事業費	7,139,289	20,074	125,550	670,567	2,286,568	3,102,759	4,036,530	
741	離島振興事業費	20,188,136	－	93,880	204,229	11,658,051	11,956,160	8,231,975	

747	北海道開発事業費	51,834,164	2,742,082	5,889,031	6,128,857	16,768,736	31,528,707	20,305,456	
783	地球環境保全等試験研究費	4,000	—	—	—	—	—	4,000	
793	放射能調査研究費	145,086	—	40,059	40,144	226	80,430	64,655	
728	防災・減災対策等強化事業推進費	116,717	—	—	—	116,717	116,717	—	
148	漁港施設災害復旧事業工事諸費	1,187	—	768	241	144	1,154	32	
14	**農林水産省所管合計**	4,102,787,747	327,448,963	451,521,976	672,384,352	1,264,954,957	2,716,310,249	1,386,477,498	66.2
15	**経済産業省所管**								
	経済産業本省	2,495,651,419	119,209,776	61,773,578	79,850,421	1,800,832,114	2,061,665,890	433,985,528	82.6
001	経済産業本省共通費	49,617,251	10,593,674	10,180,931	12,504,804	7,823,742	41,103,153	8,514,097	
002	経済産業本省施設費	4,760,035	2	356,978	447,162	35,168	839,311	3,920,723	
004	独立行政法人経済産業研究所運営費	1,900,000	475,000	475,000	475,000	475,000	1,900,000	—	
021	独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費	158,637	—	—	—	—	—	158,637	
008	登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	16,942	5,258	3,221	5,253	3,210	16,942	—	
019	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資	3,400,000	—	—	—	3,400,000	3,400,000	—	
009	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	65,000,661	21,450,219	13,650,139	16,250,166	13,650,137	65,000,661	—	
010	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	25,356,986	3,139,051	3,139,051	3,139,051	15,939,833	25,356,986	—	
011	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,720,571	2,316,173	1,544,114	2,702,199	1,158,085	7,720,571	—	
013	独立行政法人情報処理推進機構運営費	18,881,874	3,985,470	3,985,468	3,985,468	6,925,468	18,881,874	—	
006	独立行政法人日本貿易振興機構運営費	39,969,313	6,555,098	6,555,098	6,555,098	20,304,019	39,969,313	—	
016	工業用水道事業費	7,187,880	—	36,571	96,047	915,263	1,047,881	6,139,998	
017	独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	1,998,534	—	—	—	—	—	1,998,534	
020	国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	94,321,010	—	2,536,404	11,887,344	64,063,816	78,487,564	15,833,445	
721	水資源開発事業費	151,989	—	—	—	130,106	130,106	21,883	
781	地球環境保全等試験研究費	2,388	—	—	—	—	—	2,388	

601	沖縄振興交付金事業推進費	51,935	－	－	－	31,842	31,842	20,092	
656	科学技術イノベーション創造推進費	19,935,715	3,701,227	2,233,821	2,109,570	10,642,087	18,686,705	1,249,009	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	12,323,321	770,604	1,555,195	1,243,299	1,231,956	4,801,057	7,522,264	
615	宇宙開発利用推進費	3,569,074	28,202	286,111	326,375	1,258,717	1,899,406	1,669,668	
003	経済構造改革推進費	243,783,131	116,016	560,362	357,681	59,952,358	60,986,419	182,796,711	
005	対外経済政策推進費	115,897,994	3,643,022	3,923,771	3,542,475	51,370,992	62,480,261	53,417,732	
007	産業技術・環境・産業標準政策推進費	90,138,017	1,181,063	1,929,392	1,004,643	73,312,029	77,427,129	12,710,887	
012	情報処理・サービス・製造産業振興費	323,344,685	57,360,315	8,320,015	11,428,909	145,624,881	222,734,121	100,610,563	
014	産業保安確保費	5,248,560	681	184,998	235,740	426,334	847,754	4,400,805	
015	地域経済政策推進費	53,671,181	3,888,695	316,932	781,633	17,861,332	22,848,595	30,822,585	
022	半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費	1,305,353,732	－	－	－	1,303,953,732	1,303,953,732	1,400,000	
674	地方創生地域産業基盤整備事業推進費	1,890,000	－	－	772,500	342,000	1,114,500	775,500	
	経済産業局	14,782,810	4,030,500	2,586,239	4,748,159	2,823,134	14,188,033	594,776	95.9
061	経済産業局	14,645,440	4,030,500	2,586,239	4,746,883	2,793,984	14,157,607	487,832	
062	経済産業局施設費	137,370	－	0	1,275	29,150	30,425	106,944	
	産業保安監督官署								
071	産業保安監督官署	2,611,612	702,466	459,782	824,125	504,988	2,491,362	120,249	95.3
	資源エネルギー庁	3,862,897,910	327,246,240	261,186,856	568,946,778	2,541,018,665	3,698,398,540	164,499,369	95.7
081	資源エネルギー庁共通費	4,162,340	1,116,941	710,048	1,232,352	756,912	3,816,254	346,085	
082	鉱物資源安定供給確保費	1,634,229	71,133	－	100,000	135,000	306,133	1,328,095	
085	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	28,298,409	983,228	983,228	983,228	25,348,725	28,298,409	－	
083	石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	480,379,855	－	－	37,400,000	442,979,855	480,379,855	－	
084	電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	151,054,896	－	－	8,500,000	142,554,896	151,054,896	－	
089	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	67,500,000	－	－	－	67,500,000	67,500,000	－	

090	電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	11,145,311	−	−	−	11,145,311	11,145,311	−	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	381,111	12,772	51,090	38,317	38,317	140,497	240,613	
088	エネルギー需給構造高度化対策費	3,085,406,396	325,062,164	259,442,489	520,692,880	1,817,624,286	2,922,821,821	162,584,575	
091	脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー対策特別会計へ繰入	32,935,362	−	−	−	32,935,361	32,935,361	0	
	中小企業庁	680,039,382	89,740,834	62,008,799	43,926,619	374,247,828	569,924,081	110,115,301	83.8
101	中小企業庁共通費	2,046,300	542,736	357,967	622,074	377,246	1,900,024	146,275	
102	中小企業政策推進費	311,607,435	74,555,558	57,657,860	39,912,529	30,875,675	203,001,623	108,605,811	
103	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	361,996,201	14,638,280	3,986,581	3,385,139	339,986,201	361,996,201	−	
104	独立行政法人中小企業基盤整備機構出資	3,000,000	−	−	−	3,000,000	3,000,000	−	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,389,446	4,259	6,389	6,877	8,705	26,232	1,363,214	
15	**経済産業省所管合計**	7,055,983,134	540,929,817	388,015,256	698,296,104	4,719,426,730	6,346,667,909	709,315,225	89.9
16	**国土交通省所管**								
	国土交通本省	11,282,444,936	391,964,763	607,300,359	756,668,754	4,226,756,825	5,982,690,703	5,299,754,232	53.0
001	国土交通本省共通費	138,361,119	37,215,884	22,083,222	31,890,670	18,336,811	109,526,589	28,834,529	
002	国土交通本省施設費	100,228	−	25,345	−	4,002	29,347	70,880	
003	住宅対策事業費	22,468,750	−	−	−	906,775	906,775	21,561,975	
004	住宅対策諸費	37,906,499	4,527,200	−	11,319,430	9,799,319	25,645,949	12,260,549	
005	住宅市場整備推進費	84,286,185	283,284	2,288,535	10,568,343	26,637,349	39,777,512	44,508,672	
006	総合的バリアフリー推進費	53,604	173	1,905	1,773	1,038	4,891	48,712	
008	海洋環境対策費	477,062	694	1,597	24,475	46,761	73,529	403,533	
351	港湾環境整備事業費	3,595,195	−	−	−	2,480,988	2,480,988	1,114,207	
010	道路環境等対策費	23,737	−	−	−	8,195	8,195	15,542	
352	道路環境改善事業費	172,855,098	4,528,145	11,481,649	11,842,062	69,515,350	97,367,207	75,487,890	
011	水資源対策費	110,961	1,169	11,071	2,682	30,929	45,853	65,107	
012	水資源開発事業費	8,014,393	−	641,945	1,404,489	2,920,836	4,967,270	3,047,123	
013	緑地環境対策費	160,000	−	−	−	−	−	160,000	
014	国営公園等事業費	35,374,724	2,575,364	4,185,897	5,144,613	7,902,896	19,808,772	15,565,952	
015	水環境対策費	227,717	−	1,235	60	86,310	87,607	140,109	

016	都市水環境整備事業費	53,871,998	3,305,283	6,227,125	3,268,857	5,446,906	18,248,173	35,623,825
377	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	4,263,000	－	5,900	－	1,624,798	1,630,698	2,632,301
378	水道施設整備費	9,534,515	－	60,613	63,314	5,967,800	6,091,727	3,442,787
017	下水道事業費	26,019,948	513	1,248,131	895,784	11,089,932	13,234,362	12,785,585
018	地球温暖化防止等対策費	23,378,936	204,827	1,360,091	1,408,186	5,514,811	8,487,917	14,891,019
019	災害情報整備推進費	2,143	－	－	－	56	56	2,087
020	住宅・市街地防災対策費	67,944	－	－	1,000	149	1,149	66,795
021	市街地防災事業費	281,610	－	－	－	49,657	49,657	231,952
022	住宅防災事業費	474,223,936	3,614,716	17,842,211	11,962,696	227,044,379	260,464,004	213,759,932
023	都市公園防災事業費	1,246,000	－	100,000	1,073,048	－	1,173,048	72,952
024	下水道防災事業費	134,130,021	－	3,523,489	4,569,478	70,521,317	78,614,285	55,515,736
025	水害・土砂災害対策費	396,856	7,059	18,867	89,770	23,393	139,092	257,763
026	河川管理施設整備費	51,343	445	2,212	2,456	5,994	11,107	40,235
353	河川整備事業費	1,016,763,910	52,094,423	82,146,384	79,473,295	217,716,706	431,430,809	585,333,101
354	多目的ダム建設事業費	114,730,224	13,460,345	13,138,073	10,900,344	20,046,523	57,545,287	57,184,937
355	総合流域防災事業費	20,073,744	166,910	731,031	767,944	2,603,581	4,269,468	15,804,275
356	砂防事業費	239,504,213	7,242,227	16,282,759	20,669,430	73,315,530	117,509,948	121,994,265
027	急傾斜地崩壊対策等事業費	29,875	－	－	731	15,510	16,241	13,633
375	防災・減災対策等強化事業推進費	22,472,877	800,237	2,030,807	1,353,074	4,445,929	8,630,047	13,842,829
032	海岸事業費	75,812,290	3,756,295	3,981,293	10,011,323	17,218,077	34,966,989	40,845,301
033	公共交通等安全対策費	5,330,510	1,099,667	551,699	86,686	162,903	1,900,956	3,429,554
034	独立行政法人航空大学校運営費	2,979,438	777,510	619,233	606,662	976,033	2,979,438	－
035	独立行政法人航空大学校施設整備費	495,027	－	56,353	610	－	56,963	438,064
036	鉄道安全対策事業費	21,258,358	263,541	322,033	303,507	977,316	1,866,399	19,391,959
037	道路交通安全対策費	261,072	179	738	4,443	15,000	20,362	240,709
357	道路交通安全対策事業費	1,462,373,770	41,747,890	88,814,622	100,394,675	543,960,076	774,917,264	687,456,505
038	総合的物流体系整備推進費	13,798,316	24,762	18,770	130,170	2,998,759	3,172,462	10,625,853
040	港湾事業費	408,142,887	23,898,612	40,399,283	45,933,264	80,652,000	190,883,159	217,259,727
358	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	1	－	－	－	1	1	－
046	景観形成推進費	116,922	－	5,280	2,100	741	8,121	108,801

359	地域連携道路事業費	1,063,084,001	66,094,337	81,450,541	89,549,045	253,577,185	490,671,109	572,412,891
648	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	4,325,790	—	47,829	289,204	2,130,376	2,467,410	1,858,379
048	整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,676,652	167,999	168,000	145,000	1,065,379	1,546,378	1,130,274
049	整備新幹線整備事業費	104,271,355	10,982,000	16,087,000	1,196,000	53,588,655	81,853,655	22,417,700
053	航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	22,402,000	5,600,500	5,600,500	5,600,500	5,600,500	22,402,000	—
054	航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	5,695,000	1,423,750	1,423,750	1,423,750	1,423,750	5,695,000	—
055	航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	173,000	43,250	43,250	43,250	43,250	173,000	—
056	都市・地域づくり推進費	4,345,928	2,370	47,277	61,095	589,004	699,748	3,646,179
057	都市再生・地域再生整備事業費	157,802,615	679,768	741,390	962,961	104,566,879	106,950,999	50,851,615
058	鉄道網整備推進費	83,572	—	23,793	—	11,300	35,093	48,479
059	鉄道網整備事業費	30,785,539	928,335	599,089	1,209,149	8,744,825	11,481,400	19,304,138
060	地域公共交通維持・活性化推進費	88,063,755	3,020,420	816,020	1,874,489	41,141,246	46,852,176	41,211,578
096	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	315,551	102,304	60,387	92,459	53,692	308,842	6,709
061	都市・地域交通整備事業費	1,569,638	—	—	—	652,853	652,853	916,784
062	道路交通円滑化推進費	7,870,804	—	—	—	7,757,100	7,757,100	113,704
361	道路交通円滑化事業費	373,873,984	32,224,598	43,576,159	43,942,882	76,249,615	195,993,256	177,880,727
815	地方創生基盤整備事業推進費	39,179,212	364,400	324,152	785,320	22,129,625	23,603,498	15,575,713
674	地方創生地域産業基盤整備事業推進費	13,060,500	—	—	52,138	2,600,904	2,653,042	10,407,457
066	社会資本整備・管理効率化推進費	1,827,810	61,592	98,155	136,761	109,525	406,035	1,421,774
067	不動産市場整備等推進費	4,780,248	8,770	15,220	8,545	3,609,899	3,642,434	1,137,813
068	建設市場整備推進費	2,075,086	371	32,278	50,889	22,137	105,677	1,969,408
069	国土交通統計調査費	1,423,795	46,357	40,723	113,617	155,827	356,525	1,067,269
070	国土調査費	7,745,695	1,295	84,109	374,298	5,341,270	5,800,972	1,944,723
376	社会資本整備円滑化地籍整備事業費	2,098,750	—	—	73,730	1,561,915	1,635,645	463,104

130	自動車運送業市場環境整備推進費	769,538	481	630	1,813	12,094	15,020	754,517
071	海事産業市場整備等推進費	7,952,512	61,472	23,912	295,554	3,468,158	3,849,098	4,103,413
074	独立行政法人海技教育機構運営費	7,206,799	3,775,725	—	2,734,143	696,931	7,206,799	—
075	独立行政法人海技教育機構施設整備費	310,000	—	—	—	—	—	310,000
380	独立行政法人海技教育機構船舶建造費	55,000	—	—	—	—	—	55,000
076	国土形成推進費	1,121,650	2,410	12,042	13,681	64,249	92,383	1,029,267
601	沖縄振興交付金事業推進費	41,465,122	—	640,421	3,351,223	21,046,028	25,037,672	16,427,449
280	社会資本総合整備事業費	2,473,863,314	46,741	27,178,025	77,534,077	1,490,525,828	1,595,284,673	878,578,641
282	官民連携基盤整備推進調査費	508,213	—	—	20,000	186,427	206,427	301,786
645	沖縄開発事業費	144,320,301	4,831,329	9,813,516	18,323,950	35,175,155	68,143,951	76,176,349
080	地理空間情報整備・活用推進費	219,226	10	3	173	104	291	218,934
081	離島振興費	8,207,004	678	14,145	8,329	838,956	862,109	7,344,894
083	離島振興事業費	66,486,089	222,098	415,565	2,434,712	37,158,144	40,230,521	26,255,568
085	北海道総合開発推進費	3,788,358	717,571	677,776	557,341	715,613	2,668,302	1,120,055
086	北海道開発事業費	589,100,750	31,651,273	33,358,652	70,567,450	221,771,026	357,348,401	231,752,348
089	北海道特定特別総合開発事業推進費	3,267,000	—	—	563,650	1,662,116	2,225,766	1,041,234
091	技術研究開発推進費	8,714,982	11,683	94,119	669,036	347,223	1,122,063	7,592,919
656	科学技術イノベーション創造推進費	5,768,352	2,250,543	868,352	196,409	313,364	3,628,670	2,139,681
617	宇宙開発利用推進費	995,000	—	—	—	90	90	994,910
092	国立研究開発法人土木研究所運営費	8,746,545	2,493,807	4,277,252	—	1,975,486	8,746,545	—
093	国立研究開発法人土木研究所施設整備費	2,741,978	—	54,684	194,404	175,938	425,027	2,316,950
094	国立研究開発法人建築研究所運営費	1,992,411	560,634	928,775	—	503,000	1,992,411	—
095	国立研究開発法人建築研究所施設整備費	2,211,969	—	—	—	54,010	54,010	2,157,959
099	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,379,657	1,569,339	969,976	1,427,557	1,412,785	5,379,657	—

100	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	2,620,582	—	175,120	—	—	175,120	2,445,462
367	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	776,181	217,047	149,289	205,891	203,954	776,181	—
373	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	420,000	—	—	—	—	—	420,000
105	情報化推進費	4,718,686	16,007	131,701	179,442	280,637	607,789	4,110,896
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	21,417,160	642,419	3,722,889	2,379,295	2,298,796	9,043,401	12,373,758
106	国際協力費	5,730,631	15,176	35,146	145,538	328,519	524,381	5,206,249
107	官庁施設保全等推進費	170,279	183	539	3,472	2,280	6,476	163,802
108	官庁営繕費	36,377,465	1,306,341	3,877,728	6,063,387	5,010,047	16,257,504	20,119,960
687	特定国有財産整備費	6,065,009	30,246	498,327	522	485,229	1,014,327	5,050,682
374	附帯・受託工事費	108,312,219	1,163,029	10,003,093	9,340,450	23,055,969	43,562,543	64,749,676
273	治水海岸事業調査諸費	153,992	21,741	31,064	36,746	33,192	122,744	31,247
272	水資源開発事業調査諸費	1,870	155	239	497	420	1,312	557
364	道路整備事業調査諸費	48,890	1,560	7,264	9,405	6,903	25,133	23,756
365	港湾事業調査諸費	83,982	14,390	15,297	18,655	17,972	66,315	17,666
275	都市開発事業調査諸費	23,302	2,251	3,824	4,995	4,748	15,819	7,482
366	都市水環境整備事業調査諸費	6,603	270	511	2,881	2,213	5,876	726
276	住宅建設事業調査諸費	100,626	15,482	18,248	24,595	21,611	79,938	20,687
277	国営公園等事業調査諸費	29,926	2,584	6,706	8,138	7,181	24,611	5,314
379	水道施設整備事業調査諸費	2,856	—	664	536	810	2,010	845
278	下水道事業調査諸費	96,651	11,728	18,636	23,769	22,433	76,567	20,083
109	河川等災害復旧事業費	779,214,378	4,863,538	22,296,475	32,487,873	260,817,225	320,465,113	458,749,265
283	水資源開発施設災害復旧事業費	920,397	—	—	—	887,677	887,677	32,720
285	住宅施設災害復旧事業費	3,468,470	—	—	—	232,879	232,879	3,235,591
368	鉄道施設災害復旧事業費	2,652,500	—	—	26,844	—	26,844	2,625,655
110	河川等災害関連事業費	288,825,166	5,510,753	15,443,107	11,912,778	43,422,371	76,289,010	212,536,156
369	自動車安全特別会計へ繰入	10,000,000	6,500,000	—	—	3,500,000	10,000,000	—
112	自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	268,730	84,264	47,595	79,908	56,963	268,730	—
859	生活基盤施設耐震化等対策費	45,258,792	—	—	569,478	42,264,260	42,833,738	2,425,053
868	水道施設災害復旧事業費	4,330,561	—	—	93,590	1,891,625	1,985,215	2,345,346

	国土技術政策総合研究所	9,838,505	1,216,121	917,779	1,507,124	1,520,547	5,161,573	4,676,932	52.4
131	国土技術政策総合研究所共通費	3,209,675	845,565	549,567	995,450	586,402	2,976,985	232,689	
132	国土技術政策総合研究所施設費	2,550,564	74,448	91,639	51,650	356,715	574,453	1,976,110	
133	技術研究開発推進費	1,104,915	14,840	32,391	61,293	144,538	253,063	851,851	
657	科学技術イノベーション創造推進費	393,112	376	9,556	47,721	103,905	161,559	231,552	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,311,140	26,431	40,628	41,860	80,013	188,934	1,122,206	
136	治水海岸事業工事諸費	587,044	120,749	87,695	138,704	109,830	456,980	130,063	
137	道路整備事業工事諸費	473,807	93,505	72,989	114,287	99,123	379,906	93,900	
138	港湾空港整備事業工事諸費	208,248	40,205	33,309	56,156	40,017	169,689	38,558	
	国土地理院	19,709,488	2,009,616	1,784,205	3,617,453	4,617,907	12,029,182	7,680,305	61.0
141	国土地理院共通費	5,238,739	1,488,636	935,742	1,698,874	970,912	5,094,165	144,573	
142	国土地理院施設費	285,042	－	2,010	766	54,966	57,743	227,298	
143	災害情報整備推進費	5,909,820	151,179	205,678	528,020	1,661,114	2,545,992	3,363,827	
144	地理空間情報整備・活用等推進費	7,617,956	326,245	561,384	1,285,187	1,782,683	3,955,501	3,662,455	
145	技術研究開発推進費	109,973	5,030	6,402	20,040	36,912	68,387	41,585	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	499,995	38,524	68,271	79,633	74,170	260,600	239,394	
701	南極地域観測事業費	47,962	－	4,714	4,930	37,146	46,792	1,169	
	海難審判所	941,458	265,595	172,292	289,071	178,970	905,929	35,529	96.2
151	海難審判所共通費	904,528	260,574	165,562	279,671	167,919	873,728	30,799	
152	海難審判費	27,334	4,221	3,530	7,000	8,651	23,404	3,929	
837	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	9,596	799	3,198	2,399	2,399	8,797	799	
	地方整備局	268,500,003	66,795,817	41,035,416	67,904,261	44,483,085	220,218,580	48,281,422	82.0
161	地方整備局共通費	34,410,637	9,970,556	5,878,850	10,956,211	6,609,916	33,415,535	995,102	
162	地方整備局施設費	47,030	－	－	730	－	730	46,299	
163	地方整備推進費	665,738	53,178	82,206	130,641	120,766	386,792	278,945	
832	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	10,736,776	632,023	2,191,439	2,378,261	2,276,505	7,478,230	3,258,546	
167	治水海岸事業工事諸費	97,464,283	28,408,132	14,127,159	23,415,997	15,159,614	81,110,904	16,353,378	
168	道路整備事業工事諸費	84,763,050	19,967,716	13,310,306	22,041,394	14,222,075	69,541,492	15,221,558	

169	港湾空港整備事業工事諸費	20,097,285	5,269,300	3,172,093	5,458,774	3,342,438	17,242,606	2,854,679	
170	都市環境整備事業工事諸費	9,357,498	1,702,754	1,356,924	2,104,066	1,628,563	6,792,308	2,565,189	
164	国営公園等事業工事諸費	1,803,041	435,884	272,280	460,290	296,526	1,464,982	338,058	
165	河川等災害復旧事業等工事諸費	9,154,660	356,270	644,155	957,892	826,679	2,784,996	6,369,663	
	北海道開発局	54,098,750	13,077,353	9,119,839	14,723,237	10,045,489	46,965,920	7,132,829	86.8
171	北海道開発局共通費	9,914,135	2,877,076	1,760,403	3,214,203	1,888,926	9,740,609	173,525	
172	北海道開発局施設費	270,035	6,190	1,431	3,520	858	12,000	258,035	
173	北海道開発行政推進費	49,109	3,145	8,115	13,826	13,084	38,171	10,937	
833	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	2,534,957	238,941	475,438	524,910	464,067	1,703,357	831,599	
174	北海道治水海岸事業工事諸費	10,021,815	2,426,271	1,649,561	2,601,275	1,824,703	8,501,810	1,520,004	
183	北海道道路整備事業工事諸費	17,308,193	4,134,474	2,902,231	4,580,168	3,272,960	14,889,836	2,418,356	
176	北海道港湾空港整備事業工事諸費	2,625,769	677,733	433,827	699,704	477,360	2,288,627	337,141	
177	北海道都市環境整備事業工事諸費	1,550,513	368,235	277,533	455,412	324,711	1,425,893	124,619	
179	北海道国営公園等事業工事諸費	85,481	18,256	13,709	21,783	15,207	68,956	16,524	
180	北海道農業農村整備事業等工事諸費	9,716,186	2,326,266	1,597,070	2,607,512	1,759,710	8,290,560	1,425,625	
182	北海道災害復旧事業等工事諸費	22,556	761	516	920	3,898	6,096	16,459	
	地方運輸局	23,274,592	6,219,695	4,053,556	7,289,268	4,397,877	21,960,397	1,314,195	94.3
191	地方運輸局共通費	22,044,980	6,133,101	3,789,985	7,042,684	4,099,923	21,065,695	979,284	
192	地方運輸行政推進費	738,202	47,291	106,977	128,188	175,798	458,257	279,944	
835	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	491,410	39,302	156,592	118,395	122,155	436,445	54,965	
	地方航空局	2,419,757	675,670	419,080	769,565	432,067	2,296,383	123,374	94.9
201	地方航空局共通費	2,358,833	669,422	402,237	756,029	417,147	2,244,837	113,995	
202	地方航空行政推進費	46,369	5,456	14,490	12,806	7,503	40,257	6,111	
838	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	14,555	791	2,351	729	7,415	11,288	3,267	
	観光庁	164,463,039	8,582,384	3,579,411	22,950,476	58,299,550	93,411,823	71,051,216	56.7
221	観光庁共通費	2,211,820	580,058	374,954	661,651	387,814	2,004,479	207,340	
222	観光振興費	139,445,974	4,864,253	47,706	19,141,249	54,575,222	78,628,432	60,817,541	

225	国際観光旅客税財源観光振興費	10,145,923	1,593	19,783	10,609	199,547	231,534	9,914,389	
839	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	117,309	975	1,462	1,462	1,462	5,364	111,945	
223	独立行政法人国際観光振興機構運営費	5,242,012	1,310,503	1,310,503	1,310,503	1,310,503	5,242,012	—	
226	国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	7,300,000	1,825,000	1,825,000	1,825,000	1,825,000	7,300,000	—	
	気象庁	128,362,482	13,197,941	9,455,447	26,898,993	24,201,615	73,753,996	54,608,485	57.4
231	気象官署共通費	35,568,352	9,975,924	6,159,475	11,387,596	6,661,246	34,184,243	1,384,109	
232	気象官署施設費	8,791,079	77	12,915	53,169	871,735	937,898	7,853,181	
233	観測予報等業務費	59,294,968	1,428,099	1,477,113	12,155,844	14,547,320	29,608,378	29,686,589	
235	海洋気象観測船建造費	7,137,595	—	—	—	—	—	7,137,595	
834	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	14,971,766	1,229,003	1,371,553	2,619,258	1,562,414	6,782,229	8,189,537	
234	気象研究所	2,356,495	561,061	410,263	642,397	485,302	2,099,024	257,470	
702	南極地域観測事業費	114,289	1,434	18,660	34,252	56,052	110,400	3,888	
792	放射能調査研究費	9,000	—	—	—	8,396	8,396	603	
782	地球環境保全等試験研究費	27,436	2,323	5,332	6,446	5,771	19,873	7,562	
659	科学技術イノベーション創造推進費	91,500	16	133	27	3,374	3,551	87,948	
	運輸安全委員会	2,158,255	567,956	366,371	638,970	406,892	1,980,190	178,065	91.7
241	運輸安全委員会	2,148,659	567,156	363,172	636,570	404,493	1,971,392	177,266	
840	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	9,596	799	3,198	2,399	2,399	8,797	799	
	海上保安庁	386,236,641	45,438,442	57,927,364	89,651,435	107,399,221	300,416,464	85,820,176	77.7
251	海上保安官署共通費	118,128,950	33,001,603	20,942,663	38,168,814	22,589,646	114,702,728	3,426,222	
252	海上保安官署施設費	8,784,327	204,608	49,948	4,856,567	790,605	5,901,729	2,882,598	
726	防災・減災対策等強化事業推進費	290,730	125,092	—	—	—	125,092	165,638	
253	船舶交通安全及海上治安対策費	150,123,568	9,140,561	20,764,266	22,278,136	45,474,543	97,657,507	52,466,060	
254	船舶建造費	67,874,482	585,172	8,449,310	16,688,622	27,850,336	53,573,441	14,301,040	
836	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	2,405,794	220,398	449,499	382,745	418,503	1,471,146	934,648	
703	南極地域観測事業費	28,764	40	12,782	5,310	5,699	23,833	4,930	
793	放射能調査研究費	126,851	5,524	12,724	37,824	52,325	108,398	18,452	

255	船舶交通安全基盤整備事業費	36,004,374	1,983,775	7,080,683	6,993,346	9,994,263	26,052,069	9,952,304	
615	宇宙開発利用推進費	150,000	－	－	－	－	－	150,000	
256	船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	798,396	171,666	133,356	170,265	176,471	651,759	146,636	
257	船舶交通安全基盤災害復旧事業費	1,493,995	－	32,081	69,573	43,656	145,311	1,348,683	
265	船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費	26,408	－	47	229	3,169	3,446	22,961	
16	**国土交通省所管合計**	12,342,447,912	550,011,358	736,131,123	992,908,614	4,482,740,051	6,761,791,148	5,580,656,764	54.7
17	**環境省所管**								
	環境本省	757,309,551	23,881,779	88,945,078	37,378,731	290,035,736	440,241,325	317,068,225	58.1
001	環境本省共通費	16,722,252	4,035,069	3,297,579	4,441,896	2,546,312	14,320,856	2,401,395	
002	地球温暖化対策推進費	2,289,983	16,753	51,141	37,832	391,232	496,959	1,793,023	
003	石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	192,670,000	－	56,787,000	－	135,883,000	192,670,000	－	
022	脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー対策特別会計へ繰入	267,199	－	－	－	267,198	267,198	0	
004	地球環境保全費	2,978,624	510,455	1,066,469	219,897	436,334	2,233,156	745,467	
005	大気・水・土壌環境等保全費	12,110,500	92,422	198,017	356,932	3,546,984	4,194,357	7,916,142	
006	資源循環政策推進費	208,200,924	6,562,445	10,081,831	16,633,250	68,571,017	101,848,544	106,352,379	
007	廃棄物処理施設整備費	165,315,993	－	694,540	2,191,542	48,260,370	51,146,452	114,169,541	
008	生物多様性保全等推進費	15,139,945	767,753	238,069	1,133,682	2,611,810	4,751,316	10,388,628	
009	環境保全施設整備費	3,190,078	8,416	800,918	147,796	303,563	1,260,694	1,929,383	
775	国際観光旅客税財源観光振興費	6,939,468	992	1,146,616	187,008	657,310	1,991,928	4,947,539	
010	自然公園等事業費	17,760,880	846,292	1,042,946	1,504,004	3,677,477	7,070,720	10,690,160	
011	化学物質対策推進費	3,085,359	90,415	89,646	1,043,189	236,823	1,460,073	1,625,285	
012	環境保健対策推進費	14,718,739	299,064	243,946	654,636	10,970,073	12,167,721	2,551,018	
013	自動車重量税財源公害健康被害補償費	6,241,000	－	6,241,000	－	－	6,241,000	－	
014	環境・経済・社会の統合的向上費	791,753	28,351	36,701	212,372	52,032	329,457	462,295	
015	環境政策基盤整備費	5,381,243	75,552	88,474	178,860	263,478	606,365	4,774,877	
016	環境調査研修所	1,841,947	203,191	220,604	364,335	253,631	1,041,762	800,184	
017	環境調査研修所施設費	25,653	－	－	－	－	－	25,653	

018	独立行政法人環境再生保全機構運営費	7,034,608	3,971,109	1,626,604	962,473	474,422	7,034,608	—	
019	国立研究開発法人国立環境研究所運営費	17,893,975	3,980,125	3,565,879	4,109,450	6,238,521	17,893,975	—	
020	国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	3,071,082	—	—	—	148,830	148,830	2,922,252	
021	地球環境保全等試験研究費	131,796	—	—	130	—	130	131,665	
030	地域脱炭素推進費	488,868	12,926	22,862	35,257	28,190	99,237	389,630	
023	石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	238,327	238,327	—	—	—	238,327	—	
025	廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,625	89	898	875	1,811	3,673	951	
024	自然公園等事業工事諸費	592,988	133,116	93,859	146,892	91,974	465,843	127,144	
645	沖縄開発事業費	3,742,608	—	—	—	432,547	432,547	3,310,061	
792	放射能調査研究費	170,016	17,712	24,872	23,938	24,003	90,527	79,488	
739	離島振興事業費	2,971,100	—	—	—	346,875	346,875	2,624,225	
745	北海道開発事業費	17,536,616	—	—	1,995,273	—	1,995,273	15,541,343	
601	沖縄振興交付金事業推進費	44,100	—	—	—	—	—	44,100	
026	廃棄物処理施設災害復旧事業費	9,275,517	28,842	—	—	1,621,200	1,650,042	7,625,474	
027	自然公園等施設災害復旧事業費	526,000	—	—	—	—	—	526,000	
815	地方創生基盤整備事業推進費	403,554	—	—	—	23,908	23,908	379,646	
028	環境本省施設費	8,817,493	4	258,949	1	941,397	1,200,353	7,617,140	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	6,646,047	442,351	642,033	757,405	729,489	2,571,279	4,074,768	
656	科学技術イノベーション創造推進費	2,048,686	1,520,000	383,616	39,797	3,913	1,947,326	101,359	
	地方環境事務所	8,046,759	1,728,876	1,231,833	2,335,202	1,746,689	7,042,601	1,004,157	87.5
031	地方環境事務所共通費	5,405,679	1,491,691	963,422	1,713,347	1,026,073	5,194,534	211,144	
033	地方環境対策費	2,600,609	237,185	266,261	615,510	711,043	1,830,000	770,608	
032	地方環境事務所施設費	40,276	—	2,100	6,295	9,523	17,919	22,356	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	195	—	48	48	48	146	48	
	原子力規制委員会	61,797,573	2,734,949	1,868,952	9,599,098	36,951,412	51,154,412	10,643,160	82.7
051	原子力規制委員会共通費	4,783,311	1,652,464	780,346	1,244,041	748,918	4,425,771	357,539	
055	原子力規制委員会施設費	9,592,305	4	281,355	2	1,024,067	1,305,430	8,286,875	

052	原子力安全確保費	5,726,148	927,350	649,393	1,139,475	1,546,454	4,262,674	1,463,473	
054	放射能調査研究費	900,973	8,381	36,377	211,225	221,720	477,705	423,268	
053	電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	40,022,718	—	—	6,877,328	33,145,390	40,022,718	—	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	772,117	146,749	121,478	127,025	264,861	660,114	112,002	
17	**環境省所管合計**	827,153,883	28,345,605	92,045,864	49,313,031	328,733,838	498,438,340	328,715,543	60.2
18	**防衛省所管**								
	防衛本省	9,201,348,662	1,992,140,482	1,202,896,553	1,461,744,328	2,460,905,828	7,117,687,192	2,083,661,469	77.3
001	防衛本省共通費	795,480,880	189,981,727	173,348,599	205,850,895	145,889,733	715,070,956	80,409,923	
002	防衛本省施設費	6,649,418	24	539,368	220,504	1,875,006	2,634,904	4,014,514	
003	自衛官給与費	1,539,085,614	460,164,142	270,544,498	460,820,735	339,594,420	1,531,123,797	7,961,816	
021	防衛力基盤強化推進費	968,193,589	110,551,814	241,263,179	133,085,918	178,804,643	663,705,556	304,488,032	
022	防衛力基盤強化施設整備費	555,060,608	13,627,209	46,668,067	31,392,774	219,183,828	310,871,880	244,188,727	
004	武器車両等整備費	1,709,840,201	351,702,361	180,572,201	166,648,683	524,977,994	1,223,901,241	485,938,960	
005	艦船整備費	283,348,245	22,009,194	43,104,627	59,985,173	98,184,769	223,283,764	60,064,480	
023	艦船建造費	82,571,273	43,797,835	2,336,954	3,674,787	22,530,581	72,340,159	10,231,114	
006	航空機整備費	1,869,675,731	691,305,828	149,042,024	243,349,292	431,392,516	1,515,089,661	354,586,070	
012	令和2年度甲Ⅴ型警備艦建造費	15,842,158	—	15,842,059	—	99	15,842,158	—	
013	令和2年度潜水艦建造費	18,063,723	1,651,229	29,909	1,377,262	14,332,592	17,390,994	672,729	
014	令和3年度甲Ⅴ型警備艦建造費	25,941,709	2,115,271	3,441,452	2,542,287	1,311,728	9,410,739	16,530,970	
015	令和3年度潜水艦建造費	22,371,404	1,430,167	9,067,224	1,000,420	10,220,156	21,717,969	653,435	
016	令和4年度甲Ⅴ型警備艦建造費	54,486,515	4,860,056	5,314,222	8,698,846	29,339,130	48,212,255	6,274,259	
017	令和4年度潜水艦建造費	26,272,798	2,644,606	3,005,930	1,855,932	12,829,731	20,336,199	5,936,598	
007	令和5年度甲Ⅴ型警備艦建造費	28,407,835	13,363,030	759,465	—	10,942,758	25,065,254	3,342,580	
024	令和5年度潜水艦建造費	15,187,534	5,805,817	338,884	—	8,892,252	15,036,954	150,579	
008	令和6年度甲Ⅴ型警備艦建造費	1,697,088	—	443,014	—	1,036,071	1,479,086	218,001	
009	令和6年度甲Ⅵ型警備艦建造費	52,590,389	—	—	584,724	52,005,665	52,590,389	—	
010	令和6年度潜水艦建造費	6,267,608	—	1,269,470	211,247	4,452,771	5,933,488	334,120	

018	在日米軍等駐留関連諸費	1,091,475,769	73,927,514	51,282,882	133,133,197	345,193,919	603,537,513	487,938,256	
019	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,070,381	1,125,050	729,221	1,551,803	664,307	4,070,381	－	
829	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	23,924,658	1,796,284	3,424,979	3,554,373	6,757,989	15,533,626	8,391,031	
701	南極地域観測事業費	4,348,888	222,288	440,348	2,042,114	412,449	3,117,201	1,231,686	
020	安全保障協力推進費	494,636	59,025	87,965	163,352	80,714	391,058	103,577	
	地方防衛局	24,032,691	5,927,042	4,145,907	6,453,219	5,261,701	21,787,870	2,244,821	90.6
031	地方防衛局	22,125,562	5,718,284	3,839,298	6,155,633	4,863,190	20,576,407	1,549,154	
032	地方防衛局施設費	198,689	－	5,241	3,357	103,671	112,269	86,419	
830	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	1,708,440	208,757	301,367	294,228	294,839	1,099,193	609,247	
	防衛装備庁	426,798,391	80,385,364	42,535,848	74,664,555	90,371,673	287,957,442	138,840,948	67.4
500	防衛装備庁共通費	25,410,503	5,887,799	4,736,969	7,332,406	5,494,761	23,451,937	1,958,565	
550	防衛力基盤強化推進費	367,878,663	73,842,444	22,448,312	64,735,839	80,291,345	241,317,942	126,560,720	
600	防衛力基盤強化施設整備費	26,658,973	29,724	12,982,542	1,740,408	3,512,373	18,265,049	8,393,923	
792	放射能調査研究費	301,716	986	－	67	7,275	8,329	293,386	
831	情報通信技術調達等適正・効率化推進費	6,548,535	624,408	2,368,023	855,833	1,065,916	4,914,182	1,634,352	
18	防衛省所管合計	9,652,179,745	2,078,452,889	1,249,578,309	1,542,862,103	2,556,539,203	7,427,432,505	2,224,747,239	76.9
合計		137,578,249,935	35,075,008,834	26,219,228,306	24,085,352,263	31,732,881,670	117,112,471,075	20,465,778,860	85.1

別表第2

令和6年度特別会計第4・四半期予算使用状況調

（単位千円　千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額					歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合（%）
		第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計		
90010 交付税及び譲与税配付金								
歳入	54,847,500,520	12,026,211,227	7,140,699,537	17,358,187,191	16,792,348,697	53,317,446,653	△ 1,530,053,866	97.2
歳出	54,656,405,543	27,333,123,615	17,021,564,903	6,762,491,321	2,103,697,516	53,220,877,357	1,435,528,185	97.3
11010 地震再保険								
歳入	113,328,344	23,297,144	26,125,247	30,253,341	28,403,654	108,079,387	△ 5,248,956	95.3
歳出	113,328,344	1,299,936	1,332,719	923,081	808,672	4,364,410	108,963,933	3.8
11020 国債整理基金								
歳入	220,562,640,946	89,419,351,394	62,120,910,840	33,585,008,110	31,363,060,671	216,488,331,016	△ 4,074,309,929	98.1
歳出	223,628,261,741	67,728,693,796	57,229,054,896	43,245,792,608	45,551,236,115	213,754,777,416	9,873,484,325	95.5
11040 外国為替資金								
歳入	4,462,964,631	54,698	497,723,415	160,014,801	70,163,386	727,956,301	△ 3,735,008,329	16.3
歳出	1,317,220,070	69,357,598	55,404,463	122,555,781	99,699,518	347,017,362	970,202,707	26.3
90030 財政投融資								
90031 財政融資資金勘定								
歳入	23,083,213,951	4,247,329,964	4,625,410,255	9,058,837,741	5,052,101,440	22,983,679,402	△ 99,534,548	99.5
歳出	23,083,280,677	4,306,895,343	4,540,022,939	9,136,514,942	4,975,357,125	22,958,790,351	124,490,325	99.4
90032 投資勘定								
歳入	823,354,589	486,991,500	198,345,375	91,151,007	92,080,490	868,568,374	45,213,785	105.4
歳出	578,418,929	8,724,592	155,136,828	9,035,109	290,309,055	463,205,585	115,213,343	80.0
90033 特定国有財産整備勘定								
歳入	51,926,765	36,096,816	863,545	105,076	122,249	37,187,687	△ 14,739,077	71.6
歳出	9,427,116	14,997	92,775	3,765,559	22,776	3,896,109	5,531,006	41.3
90020 エネルギー対策								
90021 エネルギー需給勘定								
歳入	4,020,840,565	1,421,906,305	403,072,251	71,508,556	2,652,772,803	4,549,259,917	528,419,352	113.1
歳出	4,803,598,286	1,398,970,949	619,654,562	305,143,634	847,994,455	3,171,763,602	1,631,834,683	66.0
90022 電源開発促進勘定								
歳入	424,124,543	88,945,042	3,084,639	44,145,998	280,070,295	416,245,976	△ 7,878,566	98.1
歳出	451,079,861	28,616,640	29,222,384	53,356,921	184,485,273	295,681,219	155,398,641	65.5
90023 原子力損害賠償支援勘定								
歳入	12,599,062,972	2,543,800,963	1,901,618,080	2,003,914,693	2,164,024,751	8,613,358,489	△ 3,985,704,482	68.3

歳出	12,599,062,972	2,543,668,000	1,901,590,000	2,003,877,000	2,164,073,047	8,613,208,047	3,985,854,924	68.3
13010 労働保険								
13011 労災勘定								
歳入	1,260,201,381	233,580,809	497,749,889	129,143,658	349,311,887	1,209,786,245	△ 50,415,135	95.9
歳出	1,093,786,921	272,605,063	212,188,820	293,845,226	218,289,756	996,928,866	96,858,055	91.1
13012 雇用勘定								
歳入	3,630,715,216	48,853,116	1,663,200,860	408,391,823	1,465,271,661	3,585,717,461	△ 44,997,754	98.7
歳出	3,295,717,736	633,648,796	835,100,204	671,863,676	735,933,108	2,876,545,787	419,171,949	87.2
13013 徴収勘定								
歳入	4,280,263,387	258,804,632	1,745,648,804	1,197,825,156	1,180,288,411	4,382,567,005	102,303,618	102.3
歳出	4,280,263,387	39,654,327	1,847,084,080	486,470,854	1,773,489,133	4,146,698,395	133,564,991	96.8
90050 年金								
90051 基礎年金勘定								
歳入	30,344,956,289	10,160,705,156	5,079,419,284	9,925,843,704	1,079,681,468	26,245,649,613	△4,099,306,675	86.4
歳出	30,344,956,289	7,916,721,681	4,982,163,829	7,855,595,670	4,971,808,291	25,726,289,473	4,618,666,815	84.7
90052 国民年金勘定								
歳入	4,244,113,164	1,386,269,292	670,292,046	1,219,647,579	481,498,696	3,757,707,615	△ 486,405,548	88.5
歳出	4,244,113,164	1,336,017,341	686,687,416	1,457,841,374	254,414,294	3,734,960,427	509,152,736	88.0
90053 厚生年金勘定								
歳入	51,577,228,424	11,354,851,518	15,314,218,471	9,685,468,074	13,960,305,641	50,314,843,705	△1,262,384,718	97.5
歳出	51,577,228,424	17,588,650,998	9,012,543,922	14,746,431,969	5,929,094,126	47,276,721,016	4,300,507,407	91.6
90054 健康勘定								
歳入	12,804,393,312	1,849,910,896	4,372,704,764	1,879,414,483	5,477,564,100	13,579,594,244	775,200,932	106.0
歳出	12,804,393,312	3,196,719,409	3,534,661,226	2,724,141,777	3,227,925,052	12,683,447,465	120,945,846	99.0
90055 子ども・子育て支援勘定								
歳入	3,949,320,210	1,477,316,895	1,051,733,235	468,141,200	1,098,305,126	4,095,496,457	146,176,247	103.7
歳出	3,991,007,049	400,480,289	458,255,543	1,788,099,490	1,014,732,683	3,661,568,006	329,439,042	91.7
90056 業務勘定								
歳入	494,350,935	141,015,304	139,613,234	106,850,434	156,420,621	543,899,595	49,548,660	110.0
歳出	494,350,935	93,126,913	85,237,821	107,178,739	118,115,741	403,659,215	90,691,719	81.6
14010 食料安定供給								
14011 農業経営安定勘定								
歳入	241,376,484	53,959,756	108,751,489	83,032,629	4,058,087	249,801,963	8,425,479	103.4
歳出	241,376,484	5,245,171	71,699,229	86,878,170	30,927,522	194,750,094	46,626,389	80.6

14012	食糧管理勘定								
	歳入	1,021,356,205	112,291,904	145,671,086	194,707,387	295,455,594	748,125,972	△ 273,230,232	73.2
	歳出	1,034,547,484	238,740,257	178,462,319	154,726,979	121,435,409	693,364,967	341,182,517	67.0
14013	農業再保険勘定								
	歳入	99,433,405	30,515,773	16,477,997	5,108,530	7,956,910	60,059,212	△ 39,374,192	60.4
	歳出	95,559,724	21,793,896	9,248,268	10,659,586	15,492,311	57,194,062	38,365,661	59.8
14014	漁船再保険勘定								
	歳入	8,053,950	444,308	3,977,666	1,342,301	1,014,722	6,778,998	△ 1,274,951	84.1
	歳出	7,005,201	291,504	1,065,578	1,348,173	1,039,760	3,745,017	3,260,183	53.4
14015	漁業共済保険勘定								
	歳入	28,804,554	5,134,973	1,878,594	2,232,267	2,098,087	11,343,921	△ 17,460,632	39.3
	歳出	12,451,679	4,410,804	1,285,100	2,208,287	3,368,981	11,273,175	1,178,503	90.5
14016	業務勘定								
	歳入	23,373,888	2,415,095	2,562,289	3,301,507	1,724,565	10,003,458	△ 13,370,429	42.7
	歳出	23,373,888	2,259,707	2,695,199	3,231,769	5,143,231	13,329,908	10,043,979	57.0
14017	国営土地改良事業勘定								
	歳入	7,528,006	505,346	2,383,504	919,647	4,615,915	8,424,414	896,408	111.9
	歳出	10,194,569	293,813	1,019,181	600,604	3,600,311	5,513,911	4,680,657	54.0
14110	国有林野事業債務管理								
	歳入	339,540,120	74,036,459	96,345,962	72,599,274	96,544,200	339,525,897	△ 14,222	99.9
	歳出	339,540,120	74,036,459	96,345,962	72,599,274	96,544,200	339,525,897	14,222	99.9
15020	特許								
	歳入	236,925,240	136,560,815	45,355,355	41,223,498	42,578,301	265,717,970	28,792,730	112.1
	歳出	154,013,711	22,088,423	25,681,872	32,885,982	33,786,167	114,442,445	39,571,265	74.3
16020	自動車安全								
16021	自動車事故対策勘定								
	歳入	86,019,914	71,680,704	5,854,856	3,079,724	6,768,679	87,383,965	1,364,051	101.5
	歳出	26,248,775	7,557,527	3,861,500	4,110,100	3,411,978	18,941,107	7,307,667	72.1
16022	自動車検査登録勘定								
	歳入	46,310,705	17,452,951	10,445,894	9,484,854	10,544,014	47,927,715	1,617,010	103.4
	歳出	43,811,833	5,796,560	4,784,537	8,340,781	5,597,453	24,519,333	19,292,499	55.9
16023	空港整備勘定								
	歳入	399,326,918	117,231,013	116,870,115	107,841,671	114,113,045	456,055,845	56,728,927	114.2
	歳出	475,696,200	49,734,841	66,813,646	56,706,842	82,555,101	255,810,432	219,885,767	53.7

90040	東日本大震災復興									
	歳入	681,687,603	128,164,692	107,485,194	172,552,954	270,204,696	678,407,536	△ 3,280,066	99.5	
	歳出	737,690,669	29,557,793	68,333,406	50,668,433	146,662,147	295,221,780	442,468,888	40.0	
	特別会計合計									
	歳入	436,794,237,136	137,955,686,474	108,116,493,790	88,121,278,883	84,601,472,877	418,794,932,025	△ 17,999,305,110	95.8	
	歳出	436,567,411,096	135,358,797,055	103,738,295,146	92,259,889,723	75,011,050,324	406,368,032,251	30,199,378,845	93.0	

（参　考）

令和6年度沖縄振興開発金融公庫等第4・四半期予算使用状況調

（単位千円　千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額					収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合（%）
		第1・四半期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計		
1010　沖縄振興開発金融公庫								
収入	13,679,577	2,183,043	2,463,614	2,019,043	3,619,774	10,285,476	△ 3,394,100	75.1
支出	11,088,731	2,358,785	1,461,114	2,617,678	2,013,667	8,451,246	2,637,484	76.2
2010　株式会社日本政策金融公庫								
2011　国民一般向け業務								
収入	224,240,793	29,479,317	43,583,962	30,349,656	39,804,164	143,217,100	△ 81,023,692	63.8
支出	135,916,432	22,224,009	18,276,414	22,639,608	21,360,362	84,500,395	51,416,036	62.1
2012　農林水産業者向け業務								
収入	53,664,823	2,980,775	21,696,102	8,517,242	19,500,357	52,694,477	△ 970,345	98.1
支出	51,947,759	7,249,688	9,697,538	7,532,926	11,085,883	35,566,037	16,381,721	68.4
2013　中小企業者向け業務								
収入	173,821,112	19,209,517	28,611,612	19,851,210	23,453,241	91,125,582	△ 82,695,529	52.4
支出	69,797,095	8,461,024	8,613,655	8,591,307	9,622,504	35,288,491	34,508,603	50.5
2014　信用保険等業務								
収入	310,135,418	64,852,445	61,632,378	51,457,494	59,188,791	237,131,110	△ 73,004,307	76.4
支出	845,646,528	111,858,234	114,066,105	112,253,379	110,860,056	449,037,775	396,608,752	53.0
2015　危機対応円滑化業務								
収入	10,576,785	1,316,367	2,141,475	1,403,166	2,607,458	7,468,468	△ 3,108,316	70.6
支出	71,133,209	8,511,319	9,241,965	7,045,826	8,777,840	33,576,952	37,556,256	47.2
2016　特定事業等促進円滑化業務								
収入	6,505,975	88,023	69,196	63,734	141,870	362,825	△ 6,143,149	5.5
支出	6,505,974	66,568	85,555	62,551	149,082	363,758	6,142,215	5.5
2020　株式会社国際協力銀行								
収入	1,760,727,585	387,627,850	326,527,042	339,049,348	307,269,360	1,360,473,601	△ 400,253,983	77.2
支出	1,686,616,712	393,355,905	257,190,187	343,479,662	268,356,918	1,262,382,673	424,234,038	74.8
3010　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門								
収入	161,723,257	32,097,929	56,624,376	30,481,505	57,463,054	176,666,867	14,943,610	109.2
支出	182,133,826	36,432,617	23,391,240	43,270,150	32,861,768	135,955,776	46,178,049	74.6

（注）　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、令和６年度第４・四半期における国庫の状況を次のとおり報告する。

国　庫　の　状　況（令和６年度第４・四半期 財　務　省　調　査）

目　　次

１　財政資金対民間収支
２　国庫対日銀収支
３　政府預金
別表１　財政資金対民間収支実績表
別表２　財政投融資収支実績表
別表３　外国為替資金収支実績表
別表４　国庫対日銀収支実績表
別表５　政府預金増減及び現在高表
別表６　財政資金収支分析表
参考　政府短期証券増減及び現在高表

［用語の説明］

＊１　国庫の状況　・・・　財政法第46条第２項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について財務省において集計したものである。

なお、財産権の主体としてみたときの国を行政、司法等の作用の主体としての国から区別して「国庫」といい、国庫に属する現金を総称して国庫金という。

（参考）　財政法（昭和22年法律第34号）

（財政状況の国民及び国会への報告）

第四十六条　内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

②　前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

＊２　財政資金対民間収支　・・・　国の財政活動に伴う民間との間の資金の受払。

＊３　受取超過　・・・　資金の受入額が支払額より大きいこと。

＊４　支払超過　・・・　資金の支払額が受入額より大きいこと。

＊５　国庫対日銀収支　・・・　国と日本銀行との間の資金の受払。

＊６　政府預金　・・・　国庫金の出納事務を行っている日本銀行において受入れた国庫金。

㈱　本報告書における計数については、各単位未満を四捨五入しているため、計において一致しない場合がある。

令和６年度第４・四半期国庫の状況（＊１）

第１　財政資金対民間収支

令和６年度第４・四半期の財政資金対民間収支（＊２）は、前年同期（19兆1,672億円の受取超過（＊３））に比べ、１兆4,311億円受取超過額が減少して17兆7,362億円の受取超過となった。収入は、前年同期（255兆4,965億円）に比べ、19兆1,343億円減少して236兆3,621億円となった。一方、支出は、前年同期（236兆3,292億円）に比べ、17兆7,033億円減少して218兆6,260億円となった。

以下、主な項目についてみると次のとおりである。

１　一般会計（別表１参照）

△印は支払超過（単位　億円）

区　分	令和６年度第４・四半期 収入	令和６年度第４・四半期 支出	令和６年度第４・四半期 差引き	前年同期 収入	前年同期 支出	前年同期 差引き
租税	237,490	50,006	187,484	213,426	48,975	164,451
税外収入	17,624	—	17,624	9,132	—	9,132
社会保障費	—	56,221	△ 56,221	—	59,799	△ 59,799
地方交付税交付金	8,686	20,830	△ 12,143	7,707	19,581	△ 11,873
防衛関係費	—	24,216	△ 24,216	—	19,966	△ 19,966
公共事業費	—	47,302	△ 47,302	—	44,971	△ 44,971
義務教育費	—	3,523	△ 3,523	—	3,292	△ 3,292
その他支払	—	86,038	△ 86,038	—	101,581	△ 101,581
計	263,800	288,136	△ 24,336	230,265	298,165	△ 67,899

期中における一般会計の収支は、上表のとおり、２兆4,336億円の支払超過（＊４）であって、前年同期（６兆7,899億円の支払超過）に比べ、４兆3,564億円支払超過額が減少した。

その内訳をみると、収入は、租税が前年同期（21兆3,426億円）に比べ、２兆4,064億円増加して23兆7,490億円となったこと等により、前年同期（23兆265億円）に比べ、３兆3,535億円増加して26兆3,800億円となった。一方、支出は、その他支払が前年同期（10兆1,581億円）に比べ、１兆5,543億円減少して８兆6,038億円となったこと等により、前年同期（29兆8,165億円）に比べ、１兆29億円減少して28兆8,136億円となった。

２　特別会計等（別表１参照）

△印は支払超過（単位　億円）

区　分	令和６年度第４・四半期 収入	令和６年度第４・四半期 支出	令和６年度第４・四半期 差引き	前年同期 収入	前年同期 支出	前年同期 差引き
財政投融資	46,360	61,810	△ 15,450	66,245	72,346	△ 6,100
外国為替資金	22,431	22,935	△ 503	16,892	15,596	1,296
保険	154,235	144,796	9,438	149,810	146,574	3,235
その他	9,218	39,986	△ 30,768	6,294	44,263	△ 37,969
計	232,244	269,527	△ 37,283	239,241	278,780	△ 39,538

期中における特別会計等の収支は、上表のとおり、３兆7,283億円の支払超過であって、前年同期（３兆9,538億円の支払超過）に比べ、2,255億円支払超過額が減少した。

収入は、前年同期（23兆9,241億円）に比べ、6,998億円減少して23兆2,244億円となった。一方、支出は、前年同期（27兆8,780億円）に比べ、9,253億円減少して26兆9,527億円となった。

主な項目についてみると次のとおりである。

⑴　財政投融資特別会計（別表２参照）

財政投融資の収支は、１兆5,450億円の支払超過であって、前年同期（6,100億円の支払超過）に比べ、9,350億円支払超過額が増加した。収入は、前年同期（６兆6,245億円）に比べ、１兆9,886億円減少して４兆6,360億円となった。一方、支出は、前年同期（７兆2,346億円）に比べ、１兆536億円減少して６兆1,810億円となった。

⑵　外国為替資金特別会計（別表３参照）

外国為替資金の収支は、前年同期の1,296億円の受取超過から503億円の支払超過となった。収入は、前年同期（１兆6,892億円）に比べ、5,539億円増加して２兆2,431億円となった。一方、支出は、前年同期（１兆5,596億円）に比べ、7,338億円増加して２兆2,935億円となった。

⑶　その他の特別会計等

その他の特別会計等の収支のうち、主な項目についてみると次のとおりである。

保険の収支は、収入15兆4,235億円、支出14兆4,796億円、差引き9,438億円の受取超過であって、前年同期の3,235億円の受取超過から、6,203億円受取超過額が増加した。

3　国債等・国庫短期証券等（別表１参照）

△印は支払超過（単位　億円）

区分	令和６年度第４・四半期 発行(借入)	償還	差引き	前年同期 発行(借入)	償還	差引き
国債等	371,029	143,228	227,801	402,398	123,265	279,133
国債(１年超)	350,781	121,515	229,266	380,826	101,860	278,966
借入金	20,248	21,713	△ 1,465	21,572	21,405	167
国庫短期証券等	898,231	889,715	8,516	1,024,398	1,001,325	23,073
国庫短期証券	784,781	776,265	8,516	910,946	890,873	20,073
一時借入金	113,450	113,450	0	113,452	110,453	3,000

国債等及び国庫短期証券等の発行（借入）・償還状況は、上表のとおりである。

国債等の収支は、22兆7,801億円の受取超過であって、前年同期（27兆9,133億円の受取超過）に比べ、５兆1,332億円受取超過額が減少した。国債（１年超）の収支は、発行35兆781億円、償還12兆1,515億円、差引き22兆9,266億円の受取超過であった。借入金の収支は、借入２兆248億円、償還２兆1,713億円、差引き1,465億円の支払超過であった。

国庫短期証券等の収支は、8,516億円の受取超過であって、前年同期（２兆3,073億円の受取超過）に比べ、１兆4,557億円受取超過額が減少した。国庫短期証券の収支は、発行78兆4,781億円、償還77兆6,265億円、差引き8,516億円の受取超過であった。一時借入金の収支は、借入11兆3,450億円、償還11兆3,450億円であった。

（参考）　実質収支

上で述べた財政資金対民間収支は、各会計等と民間との間における収入支出（窓口収支）のみをとらえたものであるが、各会計等の収支の実態をみるため、これに各会計等相互間の収支（国庫内振替収支）を加えた実質収支を示すと、次のとおりである。

△印は支払超過（単位　億円）

区分	窓口収支 (A)	国庫内振替収支 (B)	計（実質収支） (A)＋(B)
一般会計	△ 24,336	△ 134,557	△ 158,893
特別会計等	△ 37,283	160,804	123,521
財政投融資	△ 15,450	23,197	7,747
外国為替資金	△ 503	3,736	3,233
保険	9,438	△ 15,201	△ 5,763
その他	△ 30,768	149,072	118,304
小計	△ 61,619	26,248	△ 35,372
国債等	227,801	△ 5,970	221,831
国債（１年超）	229,266	△ 3,202	226,064
借入金	△ 1,465	△ 2,768	△ 4,233
国庫短期証券等	8,516	△ 20,277	△ 11,761
国庫短期証券	8,516	△ 25,009	△ 16,493
一時借入金	0	4,732	4,732
合計	174,698	—	174,698
調整項目	2,664	—	2,664
総計	177,362	—	177,362

㈱１．「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。

２．「調整項目」とは、国庫金が日本銀行代理店の窓口で受払される時点と、日本銀行本店の政府預金が増減する時点との時間的なズレの調整等のための項目である。

３．㈱欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

第２　国庫対日銀収支（別表４及び別表６参照）

△印は支払超過（単位　億円）

区分	令和６年度第４・四半期	前年同期
国庫短期証券の発行・償還(△)	△ 2,550	△ 6,120
特別会計の債券売・買(△)	△ 17,795	—
財政投融資	△ 12,110	—
国債整理基金	△ 5,685	—
その他	△ 177,996	△ 200,634
計	△ 198,341	△ 206,754

期中における国庫対日銀収支（＊５）は、上表のとおり、19兆8,341億円の支払超過であって、前年同期（20兆6,754億円の支払超過）に比べ、8,413億円支払超過額が減少した。

その内容についてみると次のとおりである。

1　国庫短期証券の発行・償還

国庫短期証券の発行・償還による日本銀行との間の資金調達・資金返済状況をみると、資金調達はなく、資金返済2,550億円、差引き2,550億円の支払超過であって、前年同期（6,120億円の支払超過）に比べ、3,570億円支払超過額が減少した。

2　特別会計の債券売・買

特別会計と日本銀行との間の債券売・買の収支は、１兆7,795億円の支払超過であり、前年同期は、特別会計と日本銀行との間の債券売・買はなかった。財政投融資の収支は、１兆2,110億円の支払超過であり、前年同期は、特別会計と日本銀行との間の財政投融資金の売・買はなかった。国債整理基金の収支は、5,685億円の支払超過であり、前年同期は、特別会計と日本銀行との間の国債整理基金の売・買はなかった。

3　その他

国庫と日本銀行との間の経常収支は、17兆7,996億円の支払超過であって、前年同期（20兆634億円の支払超過）に比べ、２兆2,638億円支払超過額が減少した。

第３　政府預金（別表５及び別表６参照）

財政資金対民間収支（17兆7,362億円の受取超過）から政府預金（＊６）の増減に関係のない調整項目（2,664億円の受取超過）を除いた収支は、17兆4,698億円の受取超過であった。また、国庫対日銀収支は、19兆8,341億円の支払超過であった。その結果、政府預金の期末残高は、前期末（６兆3,050億円）に比べ、２兆3,643億円減少して３兆9,407億円となった。

別表１

財　政　資　金　対　民　間　収　支　実　績　表

△印は支払超過又は減少（単位　億円）

区分	1月 収入	支出	差引き	2月 収入	支出	差引き	3月 収入	支出	差引き	計 収入	前年同期	支出	前年同期	差引き	前年同期	前年同期比
⑴ 一般会計	90,488	53,212	37,277	81,500	80,248	1,252	91,812	154,676	△ 62,865	263,800	230,265	288,136	298,165	△ 24,336	△ 67,899	43,564
租税	87,185	10,224	76,962	63,035	12,946	50,089	87,270	26,837	60,433	237,490	213,426	50,006	48,975	187,484	164,451	23,033
税外収入	1,365	—	1,365	12,425	—	12,425	3,835	—	3,835	17,624	9,132	—	—	17,624	9,132	8,492
社会保障費	—	11,906	△ 11,906	—	10,273	△ 10,273	—	34,042	△ 34,042	—	—	56,221	59,799	△ 56,221	△ 59,799	3,578
地方交付税交付金	1,938	166	1,772	6,040	9,431	△ 3,391	707	11,232	△ 10,524	8,686	7,707	20,830	19,581	△ 12,143	△ 11,873	△ 270

防衛関係費	—	4,490	△ 4,490	—	4,320	△ 4,320	—	15,406	△ 15,406	—	—	24,216	19,966	△ 24,216	△ 19,966	△ 4,250			
公共事業費	—	2,599	△ 2,599	—	3,170	△ 3,170	—	41,533	△ 41,533	—	—	47,302	44,971	△ 47,302	△ 44,971	△ 2,331			
義務教育費	—	952	△ 952	—	952	△ 952	—	1,619	△ 1,619	—	—	3,523	3,292	△ 3,523	△ 3,292	△ 232			
その他支払	—	22,875	△ 22,875	—	39,155	△ 39,155	—	24,008	△ 24,008	—	—	86,038	101,581	△ 86,038	△ 101,581	15,543			
(2) 特別会計等	53,142	41,013	12,130	96,071	122,574	△ 26,503	83,030	105,941	△ 22,911	232,244	239,241	269,527	278,780	△ 37,283	△ 39,538	2,255			
財政投融資	4,416	5,689	△ 1,273	7,857	14,169	△ 6,313	34,087	41,951	△ 7,864	46,360	66,245	61,810	72,346	△ 15,450	△ 6,100	△ 9,350			
外国為替資金	8,769	8,514	255	7,659	8,340	△ 681	6,003	6,080	△ 77	22,431	16,892	22,935	15,596	△ 503	1,296	△ 1,799			
保険	38,164	21,268	16,895	75,551	94,023	△ 18,472	40,521	29,505	11,015	154,235	149,810	144,796	146,574	9,438	3,235	6,203			
地震再保険	—	3	△ 3	60	3	56	63	2	61	123	121	8	16	115	105	9			
年金	36,824	18,524	18,300	65,276	90,882	△ 25,606	40,230	26,755	13,475	142,329	138,205	136,160	138,249	6,169	△ 44	6,212			
労働保険	1,340	2,742	△ 1,402	10,215	3,137	7,078	228	2,748	△ 2,520	11,783	11,484	8,628	8,310	3,155	3,174	△ 18			
その他	1,794	5,541	△ 3,747	5,005	6,041	△ 1,036	2,419	28,404	△ 25,985	9,218	6,294	39,986	44,263	△ 30,768	△ 37,969	7,201			
食料安定供給	316	456	△ 141	312	447	△ 135	764	797	△ 33	1,392	1,063	1,701	1,778	△ 309	△ 715	406			
エネルギー対策	27	2,096	△ 2,069	3,034	2,785	249	46	5,300	△ 5,254	3,107	1,195	10,181	16,039	△ 7,074	△ 14,844	7,770			
国債整理基金	—	10	△ 10	—	2	△ 2	0	10	△ 10	0	0	23	18	△ 22	△ 18	△ 4			
特許	129	156	△ 27	130	77	54	160	97	63	418	411	329	330	89	81	8			
自動車安全	159	225	△ 66	415	155	260	357	359	△ 3	931	709	739	880	192	△ 171	363			
東日本大震災復興	353	102	251	189	391	△ 202	20	507	△ 487	562	111	1,000	1,389	△ 438	△ 1,278	840			
預託金	0	19	△ 19	1	12	△ 12	0	10	△ 10	1	0	42	42	△ 41	△ 41	1			
保管金	372	350	22	480	359	121	390	566	△ 176	1,242	1,056	1,275	1,049	△ 33	7	△ 41			
供託金	128	615	△ 487	120	185	△ 65	195	387	△ 192	443	695	1,187	1,173	△ 744	△ 478	△ 266			
公債利子支払資金	171	121	51	183	146	36	245	16,697	△ 16,451	599	352	16,964	15,072	△ 16,365	△ 14,720	△ 1,644			
沖縄振興開発金融公庫	119	51	68	47	36	11	176	156	19	341	445	243	228	98	217	△ 119			
その他	21	1,339	△ 1,319	93	1,445	△ 1,352	67	3,518	△ 3,450	181	258	6,302	6,266	△ 6,120	△ 6,009	△ 112			
(3) 小計 (1)+(2)	143,631	94,224	49,407	177,571	202,821	△ 25,250	174,842	260,617	△ 85,775	496,044	469,507	557,663	576,944	△ 61,619	△ 107,438	45,818			
(4) 国債等	131,437	35,296	96,141	115,718	29,686	86,032	123,874	78,246	45,628	371,029	402,398	143,228	123,265	227,801	279,133	△ 51,332			
国債（1年超）	124,010	27,996	96,014	110,335	22,225	88,110	116,436	71,293	45,143	350,781	380,826	121,515	101,860	229,266	278,966	△ 49,699			
借入金	7,427	7,300	127	5,383	7,461	△ 2,078	7,438	6,953	485	20,248	21,572	21,713	21,405	△ 1,465	167	△ 1,632			
(5) 国庫短期証券等	285,633	286,438	△ 805	296,598	293,957	2,641	316,000	309,319	6,681	898,231	1,024,398	889,715	1,001,325	8,516	23,073	△ 14,557			
国庫短期証券	246,633	247,438	△ 805	246,598	243,957	2,641	291,550	284,869	6,681	784,781	910,946	776,265	890,873	8,516	20,073	△ 11,557			
一時借入金	39,000	39,000	—	50,000	50,000	0	24,450	24,450	—	113,450	113,452	113,450	110,453	0	3,000	△ 2,999			
(6) 小計 (4)+(5)	417,070	321,735	95,336	412,316	323,643	88,673	439,874	387,565	52,309	1,269,260	1,426,796	1,032,943	1,124,591	236,317	302,206	△ 65,889			
(7) 合計 (3)+(6)	560,701	415,959	144,742	589,887	526,464	63,422	614,716	648,183	△ 33,467	1,765,304	1,896,303	1,590,606	1,701,535	174,698	194,768	△ 20,070			
(8) 調整項目	94,173	94,079	94	218,138	216,835	1,303	286,006	284,740	1,266	598,318	658,662	595,654	661,758	2,664	△ 3,096	5,760			
(9) 総計 (7)+(8)	654,874	510,038	144,837	808,025	743,300	64,726	900,722	932,923	△ 32,201	2,363,621	2,554,965	2,186,260	2,363,292	177,362	191,672	△ 14,311			

別表２

財政投融資収支実績表

△印は支払超過又は減少（単位　億円）

区分			1月	2月	3月	計	前年同期	前年同期比
収入	計	対民間	4,416	7,857	34,087	46,360	66,245	△ 19,886
		対国庫	224,209	278,514	243,986	746,710	647,962	98,748
		計	228,625	286,371	278,073	793,070	714,208	78,862
預託金受入		対民間	2,570	1,162	2,142	5,874	22,995	△ 17,121
		対国庫	57,214	66,681	31,866	155,761	129,243	26,518
年金		対国庫	54,128	52,316	29,300	135,744	97,828	37,916
その他		対民間	2,570	1,162	2,142	5,874	22,995	△ 17,121
		対国庫	3,086	14,365	2,566	20,017	31,414	△ 11,398

回収金	対	民	間	1,692	6,577	29,474	37,743	40,061 △	2,318
	対	国	庫	116,695	125,786	160,193	402,674	507,733 △	105,059
地方公共団体	対	民	間	7	90	19,315	19,412	20,238 △	826
その他	対	民	間	1,686	6,487	10,159	18,331	19,823 △	1,491
	対	国	庫	116,695	125,786	160,193	402,674	507,733 △	105,059
国庫短期証券償還	対	国	庫	—	—	—	—	—	—
国債償還（1年超）	対	国	庫	—	—	—	—	—	—
国債売却（1年超）	対	民	間	—	—	—	—	—	—
	対	国	庫	47,996	83,988	47,993	179,977	—	179,977
信託受益権譲渡	対	民	間	—	—	—	—	—	—
信託債権回収金	対	民	間	—	—	—	—	—	—
	対	国	庫	—	—	—	—	—	—
受取利子等	対	民	間	154	118	2,471	2,743	3,190 △	447
	対	国	庫	2,304	2,060	3,934	8,297	10,987 △	2,689
支出計	対	民	間	5,689	14,169	41,951	61,810	72,346 △	10,536
	対	国	庫	251,682	268,994	202,837	723,513	618,366	105,147
		計		257,371	283,164	244,788	785,323	690,712	94,611
預託金払戻	対	民	間	3,880	1,822	3,452	9,154	25,830 △	16,676
	対	国	庫	41,232	75,908	13,881	131,022	95,843	35,179
年金	対	国	庫	36,283	73,025	8,650	117,959	77,699	40,260
その他	対	民	間	3,880	1,822	3,452	9,154	25,830 △	16,676
	対	国	庫	4,949	2,883	5,231	13,063	18,144 △	5,081
貸付金	対	民	間	1,804	12,067	36,324	50,195	44,168	6,028
	対	国	庫	109,773	126,875	167,880	404,528	509,046 △	104,517
株式会社日本政策金融公庫	対	民	間	300	4,200	4,650	9,150	5,907	3,243
株式会社国際協力銀行	〃			—	1,540	—	1,540	3,702 △	2,162
独立行政法人国際協力機構	〃			1,041	2,393	1,766	5,200	6,421 △	1,221
日本私立学校振興・共済事業団	〃			—	—	219	219	47	172
独立行政法人日本学生支援機構	〃			—	—	5,161	5,161	5,872 △	711
独立行政法人福祉医療機構	〃			285	520	633	1,438	1,076	362
独立行政法人国立病院機構	〃			—	—	394	394	286	108
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	〃			—	—	8	8	9 △	1
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	〃			—	—	2	2	2 △	0
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	〃			13	43	604	660	447	213
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	〃			—	—	427	427	162	266
独立行政法人住宅金融支援機構	〃			—	—	13	13	20 △	7
独立行政法人都市再生機構	〃			—	—	3,300	3,300	2,400	900
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	〃			—	—	200	200	—	200
独立行政法人水資源機構	〃			—	—	5	5	11 △	6
国立研究開発法人森林研究・整備機構	〃			—	—	43	43	36	7
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	〃			—	—	3	3	3 △	0
地方公共団体	〃			166	371	15,552	16,089	15,567	522
株式会社日本政策投資銀行	〃			—	3,000	1,800	4,800	2,200	2,600
成田国際空港株式会社	〃			—	—	1,544	1,544	—	1,544
交付税及び譲与税配付金	対	国	庫	95,425	112,527	138,715	346,667	450,784 △	104,118
エネルギー対策	〃			—	—	74	74	84 △	10
年金	〃			14,348	14,348	28,697	57,393	57,449 △	56
食料安定供給	〃			—	—	9	9	7	2
自動車安全	〃			—	—	305	305	520 △	215
沖縄振興開発金融公庫	〃			—	—	80	80	200 △	120

国庫短期証券引受	対国庫	97,989	64,991	16,997	179,977	—	179,977		
国債整理基金へ繰入	対国庫	—	—	—	—	—	—		
一般会計へ繰入	対国庫	—	—	—	—	2,000 △	2,000		
信託債権回収金引渡	対民間	—	—	—	—	—	—		
支払利子等	対民間	5	280	2,175	2,461	2,348	113		
	対国庫	2,687	1,220	4,080	7,986	11,478 △	3,492		
差引き	対民間	△ 1,273	△ 6,313	△ 7,864	△ 15,450	△ 6,100 △	9,350		
	対国庫	△ 27,473	9,520	41,149	23,197	29,596 △	6,399		
	計	△ 28,746	3,207	33,285	7,747	23,496 △	15,749		
対日銀収支		1 △	4,995 △	6,987 △	11,980	— △	11,980		
再差引き		△ 28,745 △	1,787	26,298 △	4,234	23,496 △	27,730		
（資金調達・返済）									
財投債発行・償還（△）	令和 6.12末	—	549 △	13,621 △	13,071	12,535 △	25,606		
（同残高）	（926,854）	（926,854）	（927,645）	（914,069）					
財政融資資金証券発行・償還（△）		—	—	—	—	—	—		
（同残高）	（—）	（—）	（—）	（—）					
国庫余裕金繰替使用・返済（△）		—	—	—	—	—	—		
（同残高）	（—）	（—）	（—）	（—）					
計		—	549 △	13,621 △	13,071	12,535 △	25,606		
政府預金増・減（△）	△	28,745 △	1,238	12,678 △	17,305	36,031 △	53,336		
（政府預金残高）	（34,979）	（6,234）	（4,996）	（17,674）					

別表３

外国為替資金収支実績表

△印は支払超過又は減少（単位　億円）

区分		1月	2月	3月	計	前年同期	前年同期比
収入	対民間	8,769	7,659	6,003	22,431	16,892	5,539
	対国庫	469	292	3,659	4,420	5,314 △	894
	計	9,238	7,951	9,662	26,851	22,206	4,645
外国為替平衡操作	対民間	—	—	—	—	—	—
国際通貨基金通貨代用証券発行	〃	541	85	15	641	0	641
財政融資資金預託金払戻	対国庫	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託金利子	〃	—	—	—	—	—	—
その他	対民間	8,228	7,574	5,988	21,790	16,892	4,898
	対国庫	469	292	3,659	4,420	5,314 △	894
支出	対民間	8,514	8,340	6,080	22,935	15,596	7,338
	対国庫	204	211	269	684	8	676
	計	8,717	8,551	6,350	23,619	15,605	8,014
外国為替平衡操作	対民間	—	—	—	—	—	—
財政融資資金預託	対国庫	—	—	—	—	—	—
一般会計へ繰入	〃	—	—	—	—	—	—
割引料等	〃	203	211	268	682	6	676
その他	対民間	8,514	8,340	6,080	22,935	15,596	7,338
	対国庫	0	0	2	2	3 △	0
差引き	対民間	255 △	681 △	77 △	503	1,296 △	1,799
	対国庫	266	81	3,389	3,736	5,306 △	1,570
	計	521 △	600	3,312	3,233	6,602 △	3,369
対日銀収支		0	1	1	2	—	2
再差引き		521 △	600	3,313	3,234	6,602 △	3,367

（資金調達・返済）										
外国為替資金証券発行・償還（△）	令和 6.12末	△ 40,890	△ 22,220	57,961	△ 5,148	△ 12,354	7,206			
（同残高）		(931,281)	(890,391)	(868,171)	(926,132)					
国庫余裕金繰替使用・返済（△）		39,000	21,000	△ 59,000	1,000	6,000	△ 5,000			
（同残高）		(—)	(39,000)	(60,000)	(1,000)					
計		△ 1,890	△ 1,220	△ 1,039	△ 4,148	△ 6,354	2,206			
政府預金増・減（△）		△ 1,369	△ 1,819	2,274	△ 914	247	△ 1,162			
（政府預金残高）		(9,528)	(8,159)	(6,340)	(8,614)					

別表４

国庫対日銀収支実績表

△印は支払、支払超過又は減少（単位　億円）

区分		1月	2月	3月	計	前年同期	前年同期比
資金調達・返済	（△）	△ 2,550	—	—	△ 2,550	△ 6,120	3,570
国庫短期証券発行・償還	（△）	△ 2,550	—	—	△ 2,550	△ 6,120	3,570
特別会計の債券売・買	（△）	△ 170,039	△ 64,860	217,104	△ 17,795	—	△ 17,795
財政投融資		—	△ 5,080	△ 7,030	△ 12,110	—	△ 12,110
国債整理基金	△	170,039	△ 59,780	224,134	△ 5,685	—	△ 5,685
その他	△	3,615	△ 5,827	△ 168,554	△ 177,996	△ 200,634	22,638
法人税等		0	0	0	1	1	0
納付金		—	—	—	—	—	—
割引料		—	—	—	—	—	—
国債利子	△	68	△ 71	△ 9,013	△ 9,152	△ 8,921	△ 231
国債（1年超）償還	△	5,915	△ 9,152	△ 155,911	△ 170,978	△ 191,580	20,603
貨幣回収準備資金	△	20	28	0	8	△ 134	142
その他		2,388	△ 3,367	△ 3,631	2,125	—	2,125
合計	△	176,204	△ 70,687	△ 48,550	△ 198,341	△ 206,754	8,413

別表５

政府預金増減及び現在高表

△印は減少（単位　億円）

区分	12月末	1月中増減	1月末	2月中増減	2月末	3月中増減	3月末	期中増減
当座預金	1,500	—	1,500	—	1,500	—	1,500	—
別口預金	4,664	62	4,726	134	4,860	109	4,969	305
指定預金	56,886	△ 31,524	25,363	△ 7,399	17,964	14,974	32,938	△ 23,948
その他	0	—	0	—	0	—	0	—
合計	63,050	△ 31,462	31,589	△ 7,265	24,324	15,083	39,407	△ 23,643

別表６

財政資金収支分析表

△印は支払、支払超過又は減少（単位　億円）

区分	対民間窓口収支 (A)	国庫内振替収支 (B)	国庫対日銀収支 (C)	収支計 (D)＝(A)＋(B)＋(C)	資金調達・返済 (E)		政府預金増減 (D)＋(E)＝(G)－(F)	令和６年12月末政府預金残高 (F)	令和７年３月末政府預金残高 (G)
一般会計	△ 24,336	△ 134,557	法人税等 1 納付金 — その他 7 計 8	△ 158,884	建設国債・特例国債	138,254	△ 18,833	75,919	57,085
					発行その他	1,797			
					計	140,051			

											財投債発行		17,479				
											〃償還	△	30,551				
											財政融資資金証券発行		—				
	財政投融資	△	15,450		23,197			△	4,234		〃償還		—	△	17,305	34,979	17,674
						長期国債	△	12,110			国庫余裕金繰替		—				
						その他		130			計	△	13,071				
						計	△	11,980			外国為替資金証券発行		1,382,133				
特	外為	△	503		3,736	基金証券償還		—		3,234	〃償還	△	1,387,281	△	914	9,528	8,614
						その他		2			国庫余裕金繰替		1,000				
別						計		2			計	△	4,148				
	保険		9,438	△	15,201			—	△	5,763	財政融資借入国庫余裕金繰替		—	△	5,763	31,616	25,854
会											計		—				
											借換債発行		305,734				
											復興債発行		260				
											脱炭素成長型経済構造移行債発行		7,957				
計											子ども・子育て支援特例公債発行		485				
											普通国債償還	△	370,144				
											財務省証券発行		—				
等	その他	△	30,768		149,072					105,461	〃償還	△	28,000				
											食糧証券発行		1,260		20,172	△ 88,992	△ 68,820
											〃償還	△	1,110				
											石油証券発行		11,604				
											〃償還	△	11,604				
						長期国債（国整）	△	5,685			原子力損害賠償支援証券発行		—				
						割引料		—			〃償還		—				
						国債利子	△	9,151			国庫余裕金繰替		—				
						貨幣		8			その他	△	1,732				
						その他		1,985			計	△	85,290				
						計	△	12,843									
小計		△	61,619		26,248		△	24,813	△	60,185			37,542	△	22,643	63,050	40,407
国債（１年超）			229,266	△	3,202		△	170,978		55,086		△	55,086		—	—	—
借入金		△	1,465	△	2,768			—	△	4,233			4,233		—	—	—
国庫短期証券			8,516	△	25,009		△	2,550	△	19,043			19,043		—	—	—
一時借入金			0		4,732			—		4,732		△	4,732		—	—	—
国庫余裕金繰替			—		—			—		—		△	1,000	△	1,000	—	△ 1,000
合計			174,698		—		△	198,341	△	23,643			—	△	23,643	63,050	39,407
調整項目			2,664														
総計			177,362														

㈱１．「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。
２．(B)欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

参考

政府短期証券増減及び現在高表

△印は減少（単位　億円）

区分	12月末		1月中増減	1月末		2月中増減	2月末		3月中増減	3月末		期中増減
財務省証券	28,000	△	28,000	—		—	—		—	—	△	28,000
食糧証券	1,110	△	110	1,000		220	1,220		40	1,260		150
石油証券	11,604		—	11,604		—	11,604		—	11,604		—
外国為替資金証券	931,281	△	40,890	890,391	△	22,220	868,171		57,961	926,132	△	5,148
財政融資資金証券	—		—	—		—	—		—	—		—
原子力損害賠償支援証券	—		—	—		—	—		—	—		—
合計	971,995	△	69,000	902,995	△	22,000	880,995		58,001	938,996	△	32,998